

(表紙)

義久公	慶長七年	自九月
義弘公		至十二月
家久公		
後 編 舊記雜錄 卷五十六		

「御文庫四拾八番箱義久公卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚くあや迄御越之由、委細承候、

芳札遂披見候、仍小傳次跡へ従加主之狀可有之由承候、
 自始左様之儀を社懇ニ相尋候へ共、無御座候て、唯徒之
 うたひの本なとのミニて候由申候、乍去白石宗右衛門尉
 擲置候を、昨日伊地知甚左衛門尉召列候て、當所へ罷越
 候、委此者へ尋させ、玆儀候者、則可申通候、將又此度
 之惡心へ、取分小傳ニ相催候由、ゑいさん申候、又惣右
 衛門尉事へ、ゑいさん一人之校量と申候、兎角右兩輩對
 談候て、可然存候、猶期後喜候、恐く謹言、

「本田氏藏」

覺

一 去年十月肥後へ兩使之儀、後家・小傳次企之事、付か
 け繪進られ候事、意趣三ヶ条并返事ノ時、肥後も兩
 使罷下候事、
 一 去年後霜月兩使之事、前かとに五人神文之事、
 一 肥後より到來ニ付、諏訪ニて五人神文之事、
 一 當年四月刀のほせ候事、使助左衛門尉、
 一 阿多にて甚吉申候一儀之事、付八木之事、

「朱力平」
「慶長七年」
九月一日

少將殿
御返報

龍伯(花押)

『在官庫』

起請文前書之事

今度白石宮三・同名惣右衛門被成御糺明候、就夫隱密之
 儀共、口外申間敷事、

右之旨若於偽申上者、

慶長七

九月三日

1701

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々其元之様子細々御返事ニ可示給候、

一 富隈にて一儀勘左衛門申候事、「本マ、」付あやの事、
「慶長七年」

九月三日

昨日法花嶽の書狀、今日申廻相届、令披見候、仍伊集院源二郎成敗の様子、京都へ可被仰上使者、旅庵へ可被仰付之由、栴山權左にて被仰越たる由候へ共、此方へ覺無之候、然処旅庵を御さきへ可罷上之由被仰付候、可有如何欵之由、本田源右迄申越候、貴所御存知之様ニ、旅庵於京都申たる事共、無首尾候之間、御さきへ可被召上

1702

「家久公御譜中」

爲重陽之祝儀、小袖五之内綾一到来、悦思召候也、

「朱カキ」
「慶長七年欵」九月九日 ○ 「家康墨印」

薩摩少將殿

事者あしかるへきと、和久殿を被申候由候、其上富隈衆なども旅庵事者無首尾者にて候間、御成敗をも加られ候へてハの者にて候由、取沙汰之由きこえ候間、彼是御さきニ可罷上儀者、あしかるへきと申きかせ候、此趣定本源右前を旅庵へ可申越候、然共只今御書中尤ニ存候之間、別ニ可被仰付仁於無之者、旅庵事早々被仰付、可被指上候、此等之旨新納作右衛門尉を以申越候、定可申達候、右之趣旅庵へもこれ申付候、爲御心得候、恐々謹言、
「朱カキ」
「慶長七年」九月五日 （義弘） 惟新（花押）

少將殿 參

1703

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

追而上之山城之事承候、此等之儀ハ、栴權・鎌雲へ被仰付候而可然候、惣して此ころハわれら申候事、

かこしま老中衆の氣ニ不入候、われら申候ハ、成

へき事もなるましきとみえ候条、用捨いたし候、又

馬之事ハ源(左)さくハしく申候へ共、まちとくハしく承

度候、

今度以鎌田源左衛門尉承候条々、得其心候事、

一南林寺被申分、いさい承候、

一馬之儀、駁毛とハ、當年之福山のハ駒黒駁之事にて候

哉、たか牧駁之事にて候哉、又誰ニ申候而うけとらせ

候するや、御返事くハしく承へく候、

一當所ニハ今程駒をも乗候する者無之候間、こなたへも

駒あまためし置候へ共、わるき曲ハ日々ニ付候て、能

なす事ハ一圓ニ御座なく候、馬之ためにはなるましく

候へ共、先めしよせ候てみ可申候、六右衛門尉も痔病

さんくにて候間、乗馬ならさる爲躰候、

一出船いつころにて候するや、うけ給たく候、

一舟ニ多ひ候ハぬ薬とて人のくれ候条、進之候、少はげ

ん有げに申候事、

以上

「朱カキ」
慶長七年(九月)十一月

少將殿

龍伯(義久)
(花押)

1704 『正文國分宮内社司澤氏藏』

奉寄進燈爐壹口之事

正八幡宮御寶前毎夜宵曉定申度実也、

合銀子壹百目者

右志者、爲町田周防阿杉入道、現世安穩、後生善處、

子孫繁昌、家門榮樂也、然則殿守衆江右如申候、銀子

壹百目相渡申候、限未來際、可無怠點事肝要候、若於

燈明油断者、宗徒中迄可申理候、殊澤殿并正座主以各

々御談合申定候上者、自然於永代懈怠候者、從子孫前

可致其沙汰者也、仍爲後日證文如件、

慶長七年壬寅九月十一日 町田阿杉入道

墨ノ押印也

1705 「圖書頭忠長譜中」

慶長七年壬寅在京師之際、請飛鳥井雅庸卿爲歌道之門弟、

雅庸卿好予之志敷嶋、而叩其兩端、每時得口傳矣、且復

賜自書之一册及免狀、未泯所以存者、其目記左、

懷紙事 一首懷紙事 二首懷紙事 三首懷紙事 五首懷

紙事 及十首十五首 法樂事 讀師事 講師事 發聲事 懷

紙閑事 短册閑事 短册硯蓋に入て題を取事 當座詠草

認事 短册認事 短册讀上事

右各有口傳也、因是教一紙之誓文以獻之也、

1706 歌道御門弟懇望申候處、被成御免候、忝奉存候、被仰

聞旨一言他言申間敷候、若此趣於相違仕者、日本國中大神祇、別而可蒙吉吉 玉津嶋御討者也、仍狀如件、

慶長七年九月拾一日 忠長(花押)

片山豊後守殿

安田左京亮殿

1707 慶長七年九月十二日、招請慶公・甫公・玄仍・玄仲、而

興行懷舊之連歌、其百韻懷紙玄仍手書與之矣、

なき玉もさそなめてなん宿の菊 玄仍

月ハかハラぬいにしへの秋 忠長

分なれし道の夕露うち散て 〔朱カキ〕 慶 西洞院宰相殿圓空

えらふにあかぬ野辺の虫のね 〔朱カキ〕 甫 阿野大納言殿實顯卿

残りぬるあつさも袖に忘はて 禪昌

くたす小船に浪やかくらん 玄仲

1708 「御文庫三番箱宝鑑中」「家久公御譜中」

於大峯採灯護摩兩座之事、抽懇祈卷數等進之由候、此比

者可爲御上之由候之間、待人存候処遅引、無御心許存候、

於御祈禱之儀者、聊以不存油断候、當月之於祈念者故障打續、明日迄延引之条、此度卷數等不下進之候、猶期面

上之時計候、穴賢々々、

〔朱カキ〕 慶長七年九月十三日 〔如書御判〕 (花押)

羽柴少將殿

1709 乍近所未遂向願事、不慮之至候、將又雖輕義候、羅衣ニ

襟補今日之祝義候、猶追而可申越候、かしこ、

〔年月不知〕(慶長十年四月) 朔日 信尹

鹿兒嶋少將殿

1710 「御文庫四拾八番箱義弘公三拾七通ノ中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々 竜伯様被成御吳見儀を、貴所無御承引之由、

我等へ度々被仰由候間、彼 御書之御返事ニ申上候

者、 竜伯様被成御吳見儀を貴所無御用之由、度々

拙者へ被仰聞候、 竜伯様被仰聞御吳見を、貴所

無御承引事者有間敷候と存候、自然物ニより、理り

ハ申上られへき儀も可在之と存候、惣別 竜伯様御

吳見を無承引之由、諸人聞渡候てハ、笑止之至候、

御家を被成御相續事に候間、不屈儀者いくたひも被

加御吳見候て可被下之旨、竜伯様へ御返事として

申上候、爲御分別候、以上、

態用一書候、仍順風候て船共廻候哉、無御心元存候、い

くたひ申候ても、上洛之儀御辛勞共、中々可申様無之候、

其表へ被相越候、路次傳なたる出合も無御座候哉、上

方之到來共候者、船本途中よりも追々御注進まぢ可申候、

就中 竜伯様より拙者へ被下候御書持せ進之候、可有拜

見候、貴所高岡へ被相越候刻、和久殿へ無御同心之由、

新納作右衛門尉申候、事実候哉、後日出合候ために候条、

有様を承置度候、定此間貴所事種々のりくつをきかせ候

て、窮屈にも可有御座と比紀存候て、高岡へ申請、なに

欵と馳走申候つらんと推量申候、乍重言今度之御上洛者

大事之始末ニ御座候間、御酒などのたしなミ肝要之儀ニ

候、貴所事此跡者下戸にて御座候き、當分者御酒よく參

候由きこえ候間、能く御たしなミ專要ニ存候、御供之人

衆も御酒過候へぬ様ニと、切々被仰聞候て可然候、兼亦

於京都御暇出候者、翌日より可有御下向候、或諸所物詣、

或各へ御暇乞ニ一札なとゞ候て、一日二日をしようつり、

御暇之上にて延々と候てハ、笑止たるへく候、是又不可

有由断候、恐々謹言、

「朱力キ」
慶長七年九月十九日

惟新(花押)

少將殿
參

1711

「御文庫四拾八番箱中義久公「家久公御譜中ニ在リ」
卷久公

猶々よそより參候する御酒・御茶など、そさうニき

こしめされましく候、占にも此由細々出合申候、可

爲御分別候、

態令啓候、出船如何候哉、仍此比承付候伊源、とら屋へ

何そからくりあひたる由候、扱者路次中京都ニおひて、

御茶・御酒などあげ候へん時、よく／＼其御遠慮専用ニ

候、如斯申候事和諷ニ罷成候すれ共、承候まゝ申候、是

のミならず、何方より進上候へん物にも、御用心有へく

候、とかく彼人之事罷下時より、都鄙物沙汰共候、其由

申入度候つれとも、御通恠事かやう成儀申上候事、無益

之様ニ取沙汰候、殊更御師範とも仕候間、彼是令用捨不

申談候、人ニ者被仰ましまゝ、爲御内儀一筆申候、目

出御下向可待入候、恐々謹言、

「朱力キ」
慶長七年十月廿七日

龍伯(花押)

少將殿
參

1712

「義弘公御譜中」

「正文有之」

(本文書ハ一七三二号文書ト同文ニノキ省略ス、但ノ日付ハ十月三日トアリ)

1713

「御文庫四拾八番箱中」

貴札令披見候、仍 内府様到大坂、御置目等被仰出候哉、就夫遮而被仰知候事、御懇切難申謝候、定而從兵庫入道茂可申下候へ共、未相聞候、兼又先日者預御使節令祝着候、尤此等之御礼早速可申入之處、手前取紛延引、背本意候、次者庄内表之儀ニ付、内府様之御使下國候て、雖被成噺候、源二郎致違變候之故、無事之儀相破、彼御使上洛にて候、就其ニ行ヲもよすへき覺語ニ候、上方出合之刻者、能ニ御取成所希候、猶期後喜候、恐惶謹言、

拾月四日

嶋修入「御直ナン」

安藝中納言殿

參御報

1714

『新納矢太右衛門家藏』

覺

爰許御普請ニ人數入目之事、

一 去年相良新右衛門尉殿奉行之時、廿ヶ銘之人數、又北

郷作左衛門尉殿内衆、合而一口ニ三千人ツ、の普請衆

にて、廿五日の日數ニ合人數六萬五千人、

一 當春竹内織部助殿奉行之時、十四ヶ銘之人數千人にて

日數卅日、此人數三万人、

右兩口合而拾万五千人之由候得共、何之しるしも不見

得候、笑止之至候、誠ニ不入御事にて候へとも、爲御

存申上候、此度之普請衆未人數定候、以上、

十月五日
【疑慶長七年】
【新納】
【忠増】
彌太右衛門(花押)

拙齋様
參

1715

『雜抄』

猶々巨細者十一日御理候間、不能一二候、以上、

少將様御上洛ニ付、御留守中者爲御祈念、毎月御誼方大

明神へ神樂可有御上由御立願候、就其今月より十二月迄

三ヶ月分八木五斗二舛五合持せ申候、就中明日七日吉日

之由候間、於神前御祈念可被遊候、此等之旨、伊勢平左衛門殿江書狀を以可被仰候へ共、富隈江參上候之間如此候、恐惶謹言、

〔慶長七年秋〕
十月六日
有川与左衛門
貞政判

いち、主馬允
重行判

かこしま

御諏訪座主御坊
御同宿中

1716
〔家久公御譜中〕

此比者定無何事上着候覽、京都之御仕合何分ニ候哉、無心元候間、旁爲可承用飛札候、然者御取次知人衆之取持いかゝ候哉、先今度之御仕合彼是之儀、大善坊差下可承候、税所次郎右衛門尉事者今少跡立せられ、可承子細共可被仰遣候、將又圖書頭へ以別紙可申談候へ共、折節取紛候条、無其儀候、長々辛勞之通、それより御心得候而可給候、猶大方者彼者含口狀候、恐々謹言、

〔采力斗〕
〔慶長七年〕拾月七日
龍伯(花押)

少將殿
參

1717
〔御文庫三番箱四卷中〕

不寄存処、從秀頼様被成下御書、先以忝奉存候、抑被思食在儀御座候ニ付而、早々可致上洛之由被仰下候、尤雖可奉應尊意候、先年石田治部少輔取趣弓箭時節、老父兵庫入道上方ニ在合候故、雖不罷成分別候、相守大閣様御一筋、於關東雖尽粉骨合戰相敗、御所様天下被成御安堵候之間、當家迷惑ニ相究候処ニ、被指捨御遺恨、我等被召出、兵庫入道身上迄無吳儀被指置候、然時者大閣様御一筋之御奉公ニ付而、當家者一篇仕候、御書様被成御取立、數年種々御厚恩儀世上ニ無其隱候条、背御當代申儀者不罷成候、御尊察所仰候、將又正宗長銘之御脇指拜領、誠ニ雖奉存忝候、右之御理ニ候間致返上候、可然様ニ可預御披露候、恐々謹言、

〔慶長七寅力〕
刃

十月十二日

嶋津陸奥守
家久(御判)

大野主馬頭殿

(本文書へ編年ノ場ヲ誤レリ、慶長十九年ナルヘシ)

1718
〔御文庫二番箱家久公拾卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

以上

1720

『在官庫』

猶々御兩殿別紙ニ雖可申上候、以之外取紛申候間、乍憚如此候、以上、

1719

「義久公御譜中」

「大隅宮内正八幡宮歌仙之裏ニ有之」

龍伯様爲御祈念歌人一通書之、

肝付

江月

慶長七年子拾月十二日

態申入候、去十日ニ備後之内とも邊まで御出船之由、目

出度存候、彼地へ御上候て御甘候様ニと申付候処ニ、直

ニ御上之由不及是非候、次ニ此中御上洛を相待候へ共、

餘遲御座候而、今日十二日ニ大坂を罷立、兵庫ニおゐて

承候、就其ニ明日ハ爰元ニ致滞留候而、弥々御急候て御

出船尤候、隨而 内府様去二日ニ江戸へ被成御下向候、

山勘兵殿ハ此度之御供ニて無之候、伏見ニ御入候事候、

何も以面可得貴意候、尚使者口上ニ申合候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「慶長七年」
子ノ刻

十月十二日

羽左衛門大夫

正則(花押)

羽少將様

人々御中

急度令啓上候、先日從中途圓乗坊・肥後内膳を以申上候、

福嶋殿機嫌惡候由承付候間、仕合いかゝ可有御座かと氣

遣申候処、我等室迄罷上候由相聞候間、ひやうご津ニお

ゐて被相待由、夜中ニむろ江預使者候間、昨日十四ひや

うご津へ罷着候処、船本迄被出合、直ニ福嶋殿宿へ被召

連、終日御會尺共候而、無殘所御入魂之様躰、中々書

中ニ不申得候、即今日大坂へ被成同道、先 秀頼様へ御

礼可被召成之由候、山勘兵殿も大坂へ下向候へ、可有談

合由被仰遣候、さてもく奇特なる御事にて、如此福嶋

殿世上ニをし出しての御懇、只々連々の信心、天道之故

かと存候、此中わきくよりへとも罷上ましき由、お

のく被仰候へ共、薩广の律儀ハしらせられ候間、表裡

ハ有之ましき由、 内府様御前にても諸大名付合ニも被

仰候つるニ、致其首尾被播面目候、此上の満足無之おほ

さるゝ由候、將又銀子百貫目・八木三千石大坂へ被召置

候間、用次第可召仕由候、これのミならず被入精之段、

無比類候、右ニ如申候、書面ニハ難申上候、就中 竜伯

様御持病出合候ニ付而、我等罷上候事一段可然之由被仰

候、是又目出度奉存候、福嶋殿よりも書狀被進候間、可

被成御覽候、猶追々吉左右可申下候、誠惶敬白、

〔朱力幸〕
〔慶長七年〕

十月十五日

少將

忠恒(花押)

進上
竜伯様

惟新様

〔此御書、御文庫四拾八番箱中ニ在之〕

〔義久公御譜中ニも在之〕

〔正文在新納仲左衛門忠雄〕

猶々昨日兩度從 福嶋様御振舞御座候、拙者も御座

ニ被召出候、誠々 惟新様御預難申盡候、此等之様

子も御次之時へ、可然様ニ御取成所仰候、

幸便之条令啓上候、

一兵庫へ昨日十四日御着船候、然者安藝少將様爲御下向、

兵庫迄大坂より御出船候之処ニ、少將様御上着、昨日

被成御參會、別而御入魂不及申候、定而御直書并御老

中より可被仰下候、

一安藝少將様被成御案内者、 秀頼様へ可被成御目見得

由、御談合候、

一昨日 少將様へ御參會之御座ニ而も、 惟新様御理知

儀ニ御座候間、當末無御別儀可被仰談由、五度も十度

も被仰候、殊更御馬一疋可被進と思召、御秘藏之由御
物語候、爲存よりも深重ニ候、 惟新様御事御懇志ニ
候、拙者義恐悅御察之前ニ候、

一大柿へ御出陣之儀、此等之段も 惟新様正路之御分別

にて、 秀頼様御爲一途思召爲被通由、御褒美候、

一廣島少將様より、如最前銀子百貫目・八木三千石可被

借進由候、

一竜伯様御仕合も別而事能聞得候、是又御満足之儀ニ候、

一大坂へ於御上着ニ者、追々御使を可被指下由候間、細

々可申入候、先々 少將様御仕合能御座候、目出度奉

存候、恐惶謹言、

〔朱力幸〕
〔慶長七年〕十月十五日

〔新納長住〕
旅庵(花押)

伊平左様

人々御中

〔義弘公御譜中、正文在新納仲左衛門忠雄トアリ〕

〔義弘公御譜中〕

去年已使鎌田出雲守政近赴京都就大老聞當家安否、時本
多佐渡守正信・山口勘兵衛尉直友、國家共以不可及異儀
之旨、裁連署神文、所遣法印龍伯・少將忠恒、然而疑惑

未散、去春再使島津圖書頭忠長上著帝都定安否信偽、於此之時、內大臣家康卿國家如元無有變違、且於義弘亦不可有遺恨之旨、四月十一日、裁誓紙賜 龍伯、忠長受之、俾使者獻 龍伯、丁此時也、有逆風無順風、送數日於彼此濱浦、六月上旬下著、進獻 台書於 龍伯公、公珍戴再拜開緘、燒香讀誦、欣然乃決上都、時逆臣伊集院源次郎黨徒再起諸所、窺得佳期將凌亂于國中、是以措國危決上洛如之何乎、行止未決之際、伊集院下野入道抱節・比志島紀伊守國貞・鎌田出雲守政近・喜入大炊助久正・伊勢兵部少輔貞昌等議論之、以問義弘、答曰、赴關原戰場不得已、而屬暴賊中、今我欲企上京上達愚意決死生、而宛似輕 內大臣乎、以故不能、少將忠恒受讓於 龍伯公、則忠恒上京而謝予之罪可乎、忠恒聞此言曰、苟有島津氏之好事、假如由父之罪害我之身、亦莫敢悔也已、八月朔日首途於慶島、北郷加賀守三久・比志嶋紀伊守國貞・伊勢兵部少輔貞昌・川上源三郎久好・敷根三十郎賴幸・三原諸右衛門尉重種以下扈從、往日州野尻^{諸縣} 留滯數日、同十七日、誅伊集院源次郎於當地、同日殺其母於阿多、斬次弟小傳次於濱市、斬三四弟三郎五郎及千次於谷山中村、渠之黨徒盡以戮焉、以有此事、消多日於領國、

遂解纜於細島、漸到于攝州兵庫之浦、時福島左衛門大輔正則逢得官暇赴安藝領國、正則曰、逢子所以願也、吾當爲先導焉、遂返船於大坂、時 家康卿已還駿府、正則欲使一价往駿府告忠恒上着之故、忠恒亦副一价而共赴關東、家康卿放鷹逍遙而留滯途中、故使者追迨焉、而就本多上野介正純所告忠恒之上京也、

1723

〔御文庫廿三番箱十五卷中御案文〕

少將事去月廿六日、貴所類船ニ細嶋出船爲仕由申來、満足之躰ニ候、然ハ此比者早々可爲上着と存候間、御前之御仕合等如何相濟候哉、旁爲可承飛脚を指上候、爰許之儀貴所洩底御存知之儀候間、巨細無申迄候、然者 內府様御神文上を以、忤家之儀、御別儀有間敷通被仰下儀と申、最前以來貴所御使被成、爲被仰調儀共候条、氣遣無申迄候へ共、如御存知、近年者上方之儀無案内ニ罷成、就萬端弥不弁之爲躰可有之候間、内外共以御入魂時儀可然相調、播外聞候様、御心遣頼存候、恐々謹言、

〔宋力中〕
慶長七年十月十八日

和久甚兵衛尉殿

御宿所

「義弘公御譜中、案文在新納仲左衛門忠雄トアリ」

1724 『在官庫』「義久公御譜中正文有之トアリ」

先日以飛札申上候、相届候哉、福島殿同道仕、去十六日大坂へ罷着候、即山口勘兵衛尉殿も從伏見被相越、無殘所儀候、福島殿・勘兵衛被成談合、関東へかろき仁差下、致上着候やうす、本多佐州迄申候て可然之旨被仰候間、市來八左衛門尉申付、明日十九日差下申候、内府様來年者方悪候間、しハすニハ必有御上京由、勘兵衛被仰候、不思議なる儀にて、内府様當家へハ御臈貞のよし、勘兵衛物語細く承候、弥安堵仕候、此上御ぬきあるへき事をハ不存候、我等罷上たるうへハ、何事も無御疑心、御國之御置目迄を御談合尤候、若輩乍不似相、上方之儀者相調可申候間、御心易可思召候、昨日十七日にハ福嶋殿被成御振舞、殊外御慰勸なる様子、不及言語候、勘兵衛も同心申候つる、秀頼様御側衆歴々御出候て御取持、外聞実儀不可過之候、福嶋殿御懇之段、こまかにハ難申候間、大方税所次郎右衛門尉へ申聞候、我等宿も町屋にて、せはく御座候て、難儀候を御覽候て、福嶋殿兩所へ屋形一所を借給候、供衆なども、大略ハ屋形内ニ可罷居

由申候、如此餘被入御念候間、以御使よく御礼被仰尤候、我等罷上刻、國中之者共皆々氣遣仕候間、此書面之趣可被仰聞候、かこしまへも被仰越候て可被下候、猶次郎右衛門尉可申上候、誠惶敬白、

〔朱カキ〕

〔慶長七年〕

十月十八日

少將

忠恒(花押)

進上

惟新様

竜伯様

1725 『在官庫』「義久公御譜中ニ正文有之トアリ」

尚々爲御音信、段子ニ卷・紅卷斤令拜領、忝奉存候、猶御吉左右自是可申上候、以上、

御惱書致拜見候、然者少將様早速到大坂御着岸、誠目出度奉存候、我等式満足不過之存候、殊ニ羽柴左衛門大夫殿、兵庫之津にて被成御參會、則大坂へ御同道候て、御馳走過御推量候、我等式も自伏見大坂へ罷下、隨分御用等如在不存儀候、内府様去一日ニ関東へ被成御下向候条、少將様御上落之通、はや／＼進仕候、年内ニ必御上落可被成之旨ニ候間、其節御仕合よく可被成御出仕候条、御心易可被思召候、御下向之刻も、少將様御上落程有間

敷通申上候へ、御機嫌能御座候つる間、於御仕合者、

御心易可被思食候、大坂へ御着之通、是又早々注進申上

候、急度御吉左右可有之候間、其御猶以様子可申入候、

猶税二郎右申入候間、可被仰上候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長七年〕

十月十九日

山勘兵衛

直友(花押)

龍伯様

參入、御中

1726

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津安藝守久雄〕

至大坂御着岸ニ付而、早々芳札、欣悦之至候、從是亦昨

日以友枕齋申候間、不能巨細候、萬々期面上之時計候、

穴賢々々、

〔朱カキ〕

〔慶長七年〕十月十九日

(昭高院如雪)

(花押)

羽柴少將殿

〔御文庫三番箱宝鑑中〕「義弘公御譜中正文在之トアリ」

向後於何方御祈念候共、施主・行者純熟候ハねハ、

驗者難有相見候間、爲御分別候、他事追而可得芳意

候、

去十月五日之芳札相届披見、本望之至候、仍羽林無事御

上之儀、千万目出珍重候、今少遅候而、内府至江戸御

下以後被相待候、雖然年内頓御上之由候間、可御心易候、

於御仕合者、更不可有別条候間、可御心易候、就夫御祈

禱之儀、連々不存疎意候間、同前候、但去秋茂當山入峯

之刻、大護广三座迄御執行之由候間、於御祈念者、無御

機遣事候、其後於本山小護广三座承候き、右之儀無案内

故、任承申付候、令後悔候、相似右之大護广相當、弥失

面目候、先年御在洛之刻、貴國者先規以來本山所之由、

以友枕齋申理候、慥御領掌之由候間、其分存候処相違之

段、無御等閑筋目に一切無之候、但近國備前中納言、從

幼少於我等所手習なと候さへ、江州飯道寺岩本坊ニ被懸

目候故、於當山十ヶ年餘大護广被申付候、去年北政所殿

御會釋与相聞、於本山亦爲備前中納言一座、他議計ニ執

行候き、備前國之儀も兒嶋と申所、熊野權現領即勸請之

地候間、本山無其隱儀候、彼少神領之儀者、宇喜多時以

來申理之、無別儀候、穴賢々々、

〔朱カキ〕

〔慶長七年〕「スリケン」

(上書)

羽柴兵庫入道殿

如雪

起請文

今度奉得 御意候十八ヶ条之内、かまへ手綱四之事、曾以不可致他言候、併直子於有之者、一人相傳申させへく候事、

右之旨若偽於申上者、

▽^(半玉)奉始上梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神、惣日本國中六

十餘州大小神祇冥道、別者隅州鎮守正八幡大菩薩 霧嶋

六所權現 同當所稻荷五社大明神、殊者薩州鎮守新田八

幡大菩薩 開門正一位并麿嶋擁護諏方上下大明神 稻荷

戸柱 春日 若宮勸請諸神 天滿大自在天神御部類眷屬

等、神罰冥罰各身上可罷蒙者也、仍起請如件、△

慶長七年壬子十月吉日

大山六右衛門尉

〔花押〕

相良勘解由次官殿

〔上包〕
起請文

〔此本在御文書方〕

慶長七年十一月吉日、麿嶋諏方方法樂、

歳暮梅

春をまたてひらけそめたる梅か香に

人のこゝろのなひかぬもなし

十月十一日之尊書、同廿九日到來、謹而拜見仕候、先く御無事之由、目出度奉存候、此方之様子最前福島殿參會之刻、以飛札申下、其後又山口勘兵殿江參會仕、大坂にてのやうす、細く税所次郎右衛門尉罷下刻より後、其以來相替儀無御坐候、方々先年よりの御知音衆、別而御念比にて候、世上之躰みえきこえ、ほと別儀有之まじきやうす候、可御心安候、内府様も當年中御上國必定之由候、先日飛鳥井殿愚宿爲御見廻御出、彼御物語ニ候、正月將軍ニ可有御成候、村〔 〕其上三年續而後、関東上方江方あしく候間、必々當年中御上國之由候、然者我等御礼も年内か正月始にか可相濟申候、扱々祝儀者申田候、旅庵事頓死去候、其身のかハゆさハ不及申候、去々年以來之入組前後存たる事と申、皆々御存候仁にて、使など申付候処、事關可被成御察候、次先日御のほせ候早打、湯田甚兵衛尉はやく上着候、新田宮みす調にと申候

て、京へ罷上候、これも臆而可罷下候、何も追々可申上候、誠惶敬白、

十一月朔日

少將

忠恒(花押)

進上

惟新様

1731 「御文庫三番箱中」

其表之様子、重而被仰下候、委承届候、然者我等可罷上之由、雖被仰聞候、先日申入候様ニ、先年関原御弓箭之刻、相守 大閣様御筋目、兵庫入道雖致粉骨候、其合戰相破、御所様天下被成御安治、當家及迷惑候處、被差捨御遺恨我等被召出、兵庫入道身躰迄被差許候、然時者大閣様御一筋之御奉公ニ付、當家者一篇仕、其後 御所様被成御取立、多年之御厚恩世上無其隱事候条、相背関東儀不罷成候、御推察所仰候、猶於様子者、川北勝左衛門尉殿へ申達候間、不能詳候、恐々、

(慶長十九年) 十一月二日

大野修理大夫殿

御報

1732

「御文庫拾六番箱十一卷中」

天爵靈社起請文前書之事

一拙者事伊集院源二郎就鉢桶、一致申たる由申上たる者候之歎、然処拙者事ハさやうにハ在之間敷被 思食之段被仰聞候、何共く忝奉存候、永々忘却申間敷候、如上意何を以述懐、不忠相企可申事無之候、右之儀ハ中く不及申候、此跡も不忠に似たる事をも、曾以存寄不申候、自今以後も聊以二心逆意存間敷事、付もし自他國ニよらす計策之儀申來る者あらは、忽可致言上事、

一右一儀、被成御糺明候て可被下よし、御兩使迄申候へとも、此一儀申上たるものハ、はや被成御成敗候之由被 仰出候之間、殘多存事ニ候へ共、不及是非候、然間靈社之奉捧神載、ゆめく不存之段申上候、以此旨被 聞食分、向後可被召仕様ニ御取成奉頼候之事、一若世上万一轉變之儀雖有之、 維新様御一人を不奉見捨、無ニ御奉公可申上事、

一いかやうなる御隱密之儀被 仰聞候共、親子兄弟にも聊以洩申間敷事、

一拙進退之儀ニ付、可被 聞食掠儀とも於有之ハ、如此

度可被 仰聞事、偏ニ奉頼候之事、

右條ノ一句一言も偽於申上者、

敬白天罰靈社上卷起請文之事

「以神文牛生長シ」

慶長七年壬子十一月三日

本田六右衛門

正親(花押)

伊勢平左衛門尉殿

1733 「家久公御譜中」

尚以 内府公年内ニ上洛被成候間、諸事於其地ニ御

參会之時分、委可被仰達候、以上、

此以前度々如被仰下候、御上洛之由羽柴左衛門大夫殿・

山口勘兵衛殿〔直度〕被仰越候、誠遠路御造作御苦勞推察仕候、

然者去年鎌田出雲守殿被進候時分、如申達候、今更少し

不可奉存疎意候、其段山口勘兵衛・上野介委存候間、右

之兩人ニ無御心置御用等可被仰付候、隨而拙者も程遠ニ

罷在候共、鎌田出雲守殿へ如申談候、今以同前之御事候、

恐惶謹言、

〔朱力キ〕

〔慶長七年〕

霜月三日

本多佐渡守

正信(花押)

嶋津小將様

人々御中

1734 「家久公御譜中」

「寫在卷本」

〔本文書ハ一七三五号文書ト同文ニツキ省略ス〕

「此一通、昔年ノ写アレトモ傳寫之誤アリ、更ニ写載置也」

1735

「在官庫」

尚以被仰下候段、大野市兵如御存知、一々披露仕候

ニ、彼是被入御念候趣、御直書ニ而被仰達候、殊更

只今御所務之時分御歸城被成、萬端御用等可被仰付

之由、是又御尤候、扱々其以來久々不奉得御意、乍

恐御床敷奉存候、以上、

追而申候、嶋津少將殿へ之書狀、乍恐御届候而可被

下候、以上、

久々不奉得御意候処、貴札被成下候儀、忝拜見仕候、仍

長々御在京、御造作御苦勞共推察仕候、然者爲御歸城、

兵庫迄御着船之処ニ、嶋津少將殿へ於彼地御參會、則大

坂へ御同船被成、山口勘兵衛ニ諸事被仰付之由、萬端被

爲入御念之段、御尤候、將又 内苻様年内ニ御上洛可被

成旨候条、其節委可被仰達候、就中去年伏見迄少將殿爲

御使者、鎌田出雲守殿被進候時分、拙者も誓紙を進覽仕

候儀、山口勘兵衛・上野介存之儀候間、弥少將殿、右之
兩人へ無御心置御用等被仰付候様ニ、御内儀可被仰達候、
恐惶謹言、

〔慶長七年〕

霜月三日

本多佐渡守

正信判

羽柴左衛門大夫様

貴報

1736

〔喜入忠繼譜中〕

〔正文在當家〕

其後者不通候、仍其許にて爲存外、始福嶋左衛門大夫殿
・山口勘兵衛尉殿、其外諸大名御懇之段、外聞実儀難述
筆舌候、存家之忠節令上洛仕合可然、満足此事候、内
府様も関東へ御下向候へ共、年内必御上國之由候間、御
礼申上、重々吉左右可申下候、將又其元之儀、毎事可被
入念事簡要候、謹言、

〔朱力半〕

〔慶長七年〕霜月四日

忠恒(花押)

又吉殿

藤次郎殿

又五郎殿

新納新八郎殿

喜入攝津守殿

〔七色〕

又吉殿

藤次郎殿

又五郎殿

新納新八郎殿

喜入攝津守殿

忠恒

1737

〔家久公御譜中〕

〔正文有之〕

敬白天爵靈社起請文之夏

一今度伊集院源二郎御成敗之儀ニ付、我々於進退茂あし
き様之物沙汰共候、既上意之趣、從御兩所被仰聞驚入
候、謹奉對 御三殿様、連々毛頭不存疎略、晝夜抽忠
儀度心底耳候之處、却而案外之出合、言語道断迷惑仕
候、就中阿多へ差越、源二郎母へ致對談儀、努々無之
候、使等にて不申通候、亦源二郎へも曾而不致入魂
候、併河邊小野村へ爲物詣罷越候砌、近所之儀候之間、
専次所へ立寄申候、彼一類頃之悪心を見付不申、無
遠慮不及是非候、雖然御爲あしかるへき雜談一言も不

申承候事、

一御家を疎意ニ存、又四郎殿へ入魂申上儀聊無之候、其外御一紋衆之中誰にても、別而馳走ふり不仕候、向後以可爲同前事、

一度々如申上候、永々御奉公之儀、不可存別心候、勿論

今日ニ至迄惡逆之心底少も無之候事、

右之趣若於僞申上者、

〔朱力キ〕
靈社上卷起請文

神名

慶長七年壬十一月五日

平田太郎左衛門尉
増宗(花押)

鎌田出雲守殿

〔久高〕
栴山權左衛門尉殿

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津安藝久雄〕

猶以御懇意之段、欣悅難申盡候、

先日之後爲御見廻可企使者候之処、菟角無音、背本意存候、結句預使節、御懇意之段、難申謝候、内府御上以前者、某許御逗留之由尤候、何様從是可申述之間、不

能巨細候、穴賢々々、

〔朱力キ〕
慶長七年十一月五日
〔昭高院如書〕
(花押)

羽柴少將殿

1739
〔家久公御譜中〕

今度赴京師之路、雖曰欲急速、海路不任心、漸十月十五日之晚景、著攝州兵庫浦矣、羽柴左衛門大夫正則待予之遲在于此浦、即以參會據遲延故、其翌十六日、與正則俱解纜著大坂岸、去二日、内大臣家康卿已還御于關東、正則遣使節於關東、上達忠恒上著之故、忠恒亦俾市來八左衛門尉與正則之使俱赴關東矣、各到著于江戸、則家康卿先是爲放鷹渡御于忍地、又往其地進書簡於本多佐渡守正信、且達旨趣、即被達愚意於上聽、因茲賜十一月九日墨印 高書、記左、

1740

至于大坂上着之由尤候、頓而可上洛之間、期其節候、猶本多佐渡守可申候、謹言、

〔朱力キ〕
慶長七年十一月九日
〔家康卿〕
墨印

薩摩少將殿

1741 『在官軍』
以上

去十六日、至大坂御着被成旨、以御使者被仰達候、然所
内府爲鷹野武州忍へ御越之儀候、拙者事、江戸留主ニ罷
有候間、被仰下候趣、佐渡守方迄申遣、御使者忍へ御出
候付而、遂披露候処、被爲入御念之段御祝着被成、直書
を以被仰入候、尚佐渡守方へ委細御請申上候、隨而内府
近日御上浴之儀候間、於伏見可被仰談由ニ御座候条、御
下向御延引可然奉存候、其節供仕、萬端可奉得貴意候条、
不能審候、恐惶謹言、

〔朱力字〕
〔慶長七年〕

十一月十一日

本多上野介
正純(花押)

薩摩少將様

貴報

〔家久公御譜中ニ在リ〕

1742 「御文庫三番箱中」

慶長七年十一月十二日

▽懷舊之連歌

雪にさへうつもれぬ名や草の原
あはれもまさる冬のよの月

白 龍伯

江をさむミつかハぬ床の駕なきて
みきハにあらくなミよする音
昌叱法橋
平宰相

風すさふ夕は船をこき歸り
雨になりたる雲の一むら
右衛門督
右大弁宰相

ほのかなる日影は山のかた分て
色にもれぬる松の木たかさ
爲親朝臣
他阿上人

草／＼のおれふす秋の野を遠ミ
を鹿のかよふあとあらハ也
玄仍
禪昌

月なから門田の面の明はなれ
垣ねにしろぎ雨のひさ／＼
昌琢
玄仲

かたへより砌の池やこほるらん
たかすて船のさほとしもなき
梅松
白

五月雨によと野のすゑハ暮はてゝ
雲かくれつゝゆくほとゝきす
平宰相
昌叱法橋

起いつる夜もまたふかき草まくら
越へきやまや鐘ひゝく空
右大弁宰相
右衛門督

分のこす花に初瀬の奥ありて
ひはらハかすむたえまなりけり
他阿上人
爲親朝臣

春もたゝみそれや風のさそふらん
かり場のあさけ袖そさしぬる
禪昌
玄仍

さかつきもしハしかほとはくミそへて

よみかはしたる歌のあはれさ

逢みしハ夢かうつゝかと計に

わすれかたきおも影ハうし

なきにしもおもひよそへん人へいさ

かしこき筆の跡したふのミ

道を猶たゝせる國ハおきまりて

年をへつゝもかへるさすらへ

末の世もさすかさとしハあるならひ

神をいさむるまつりしてけり

おとろふる氏やいかにとなけくらん

あれにしまゝの古寺の月

秋かせも更行なミの清みかた

いくむら千鳥すさましき聲

眞砂地もくるれハ霜のをきかさね

けふりもあへぬすゑの松原

山陰のすミかいづくにかへぬらん

朽てかすかにのこるかけ橋

きり捨し仙木の道ははるかにて

水かれくゝになれる川上

玄仲

昌琢

白

平宰相

昌叱法橋

右大弁宰相

右衛門督

他阿上人

爲親朝臣

禪昌

玄仍

白

昌琢

昌叱法橋

右大弁宰相

玄仲

他阿上人

右衛門督

昌叱法橋

爲親朝臣

夕たちの後やてる日のつゝくらん

きえては雲の峯そうかへる

あと先につはさつらなる鷹なきて

夢はさめてのまつら夜なかき

きぬくゝのうきに猶そふはたさむミ

露けさかこつねやの戸の月

散くるをおしむ軒はの花の陰

たゆむともなき春風のをと

行かへるあらはしりの明はてゝ

御階のおくの袖のいろく

百敷のつかさやけしめ見せぬらん

あらたまりぬる家くゝのみち

古郷となりにも又すミつきて

こゝろとめぬやの中わたらへ

かねこともうはははかりに契をき

つかひよりまつかはるはかなさ

あたなるをしらてくやくとけけらし

うき名も人によるのしたひも

かたふくもわかすや月にかたるらん

ともにむかへる露の白菊

禪昌

玄仍

平宰相

昌琢

白

昌叱法橋

右衛門督

右大弁宰相

玄仍

禪昌

昌叱法橋

他阿上人

昌琢

平宰相

右大弁宰相

白

玄仲

昌叱法橋

爲親朝臣

右衛門督

紅葉せし山路の車ひきとゝめ

かけも稻荷の宮居しるしも

法師のかけしちかひあさからて

いのるにもものゝけしきをこたる

おもほえすうらみ出しははつかしミ

たえぬなミたやたゝ酔のうち

なれにしかあらましかはと思ふ世に

ゆかりのつてのなき旅へうし

ましはるに人やしたしく成つらん

こよひの月をめてあかぬ袖

しなゝゝに星のあふせの手向して

はらハぬ庭の露のたま琴

さひしさを霧に大井の宿ならん

くれわたりたる河なミのゝゑ

花に船よはふこたへも程ふりて

春さへいかに芦ふきのうち

返すともあら田はふかき谷かくれ

岩まゝの雪のむらゝ

枯のこるすゝきをしなミ風みえて

あやし冬野のかけの松虫

白

玄仍

昌叱法橋

昌琢

右衛門督

白

禪昌

右大弁宰相

平宰相

他阿上人

玄仍

爲親朝臣

昌琢

玄仲

昌叱法橋

平宰相

白

禪昌

玄仍

昌琢

かこひぬる霧の籬の跡はかり

うつすもさひしほかまの月

船もたゝ見えぬやあきの朝ほらけ

なみに柳のした葉落ゆく

ねふりしもむれ立鷺にさそはれて

みるゝとをくたつかける空

峯たかき陰に夕日や入けらし

またふみなれぬ道のさかしさ

あやなきハむへらか中の宮つかへ

あはれふもたゝうきふるこたち

とかめぬや忍ふつほねの前わたり

ほのかに三の戸くちとひよる

いと竹も詩をうそふくも花の友

さく梅かえにうくひすの口

明る野ハ春のひかりに霜とけて

分ゆくかたの露かすむみち

水むすふ袖ものとけきおこなひに

引こもりぬるあらましの山

白十一句

昌叱法橋十二

他阿上人

右衛門督

玄仲

昌叱法橋

平宰相

白

右大弁宰相

爲親朝臣

昌叱法橋

他阿上人

禪昌

玄仍

白

右衛門督

他阿上人

玄仲

昌琢

右大弁宰相

禪昌八

玄仍九

龍伯一

平宰相八

玄仲七

右衛門督九 右大弁宰相九 梅松一
爲親朝臣七 他阿上人九

1743 「御文庫二番箱家久公拾卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶以御懇札拜誦、本望此事候、猶御使者江申入候、
聽而御上洛奉待候、先書中如何之令申候、以上、

從是可申入候処ニ預御使札、本懷之至候、今度者爲御見
廻罷下候処ニ、御懇情之段欣悦之至、難申謝存候、御鞞
足一段出來、驚目候、於御上洛者、細々張行可仕候、將
亦閑東江被遣候御使者令上洛、内府様御氣色宜儀無殘
所之旨、先以珍重々々、我等式迄大慶不過之候、猶期拜
顔可得賢意候、恐々謹言、

〔朱力寺〕
〔慶長七年〕臘月二日

雅庸

羽柴少將様

回鱗

1744 「御文庫二番箱家久公十卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

追而腫物大方得驗氣申候間、御心安可被思召候、是
又御尋過分至極存候、已上、

尊翰披見本懷之至存候、先度者初而得御意、難忘存候、

今度三位同心仕、參上申度内存ニ御座候つれ共、所勞故
無其儀御殘多存候、何様不圖以參上旁可得御意候間、不
能巨細候、恐惶謹言、

〔朱力寺〕
〔慶長七年〕
十二月二日
宗勝

尊答
羽柴少將様

人々御中

1745 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

先日以早打、上方御仕合可然之通被仰越候、一段目出
存候、然者 内府公年内御上洛之儀、何分ニ候へん哉、
無御心元候、

一從福嶋殿弓削助兵衛と申人、爲使者被差下候、昨日對
談仕候、扱々御懇之御旨趣不得申候、殊更年内被成御
上洛、亦可被遂御談合之由承候、満足不過之候事、
一健武猪右衛門尉右之使者之案内者として、昨日當所へ
參候、被仰下候御意趣、此日具承候、涯分惟新へ談合
仕可得其心候、并かこしま城屋地之普請之儀承候、此
中も度々留主居衆へ申談候へ共、遮而無其企候、漸次
兩日城之掃除普請被仕たる由候、何共留主居衆普請ニ

無數寄ニ而候、笑止候、便之時者かこしまへ直ニ被仰付可然候、猶以自是も可申渡候事、

一來年之金神之方、宮内曆ニ者子午申酉と出候、又子丑申酉と申説候、何れニ而候哉、定而其元へしれ候へん、具聞食可承候、同者曜宿伺候、新曆望ニ候、御下憑入候、猶期後喜候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長七年〕十二月十二日 龍伯(花押)

少將殿
參

〔御文庫四拾八番箱中〕「家久公御御中ニ在リ」

猶々今度御樽二荷・鮭二尺送預候、満足申候、涯分數寄ニ賞翫可申候、兼又累年申候、貴所御酒過候ハ

ぬやうニ、御たしなミ可在之候、惣別被召列候人數へ、酒女之二ツ、稠法度を節々可被仰渡候、加子なと喧嘩仕候儀も、早竟御酒過申候故、如此可在之事

ニ候、

拾月十五日從兵庫被指下候早打、去月十一日ニ下着候、書狀即披見申候、無矣儀御上着之由、尤珍重候、

一福嶋殿別而御入魂被成之由、目出度存候、餘親敷ハ却

而うとく罷成相与申事之候間、油断候て間悪敷成候ハぬやうに、御分別肝要ニ存候、

一從福嶋殿到富隈・帖佐御使者被指下候、健軍猪右衛門尉案内者仕、今月八日ニ下着候、誠御懇之儀共候、

一當國之儀無何事候、殊御かミ様一段勇健ニ御入候之間、可御心易候、

一伊右衛門尉へ被持候覚書之通、委細承届候事、

一湯田甚兵衛尉昨日十二日ニ下着申候、書狀并口上之通、念比ニ承届候、

一内府様年内ニ可被成御上洛之由、目出度存候、就其福嶋殿御上洛を以可有御取合之由、乍案中珍重之儀候、

此方ニも其通被仰下候、左候ハ、弥御仕合之御吉左右相待申候、

一鷹嶋城普請在之由、未承付候、更入精可事成人も見得聞得不申候、今度條書被指下候間、龍伯様ハ普請之

儀申渡候へと、御意にて候間、幸明日宰相召列、爲御見廻鹿兒嶋へ罷越候条、普請之儀、圖書殿替之儀、

彼是覚書之通かこしま役人衆へ可申渡候、如御存知諸事我等公儀ニ申出候儀ハ、却而貴所御爲可惡躰ニ候条、

公界之儀者遠慮申候、内證にてハ存寄之通、枕權左・

鎌雲へ談合申事ニ候、

一利安事、此比被罷失之由候、子細者去夏福山御馬追に、船元ニてかミ様御こし之先を、利安内儀こしニ乍乗被罷通候、左様之儀出合候て、被罷失之由候、然ハ父子共ニ内儀めしつれ、山を可越之由被申候へ共、抱節なと分別にて、宮内ニ被留置之由候、爲御存知申候、右之通ニおいてハ、被召直候へと可申覚悟ニ候、

一於大坂さつま衆節々喧嘩仕之由、其聞候、さりとしてハ笑止之儀候、さつま衆ハ武備仕と取沙汰在之事を氣ニうけ候て、曲事之振舞、早竟貴所御爲不可然儀候間、能々置目を稱被仰付候而、肝要ニ候、余者追々可申通候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
慶長七年十二月十三日 惟新(花押)

少將殿
參

1747 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々又四郎殿より書狀預候間、返札進之候、御届候而可給候、

芳札并本佐州父子より之書狀写、委令披覽候、彼飛脚惟

新へ差通、同前ニ返札可進之候へ共、別に急用之段被仰

付、致下着之由申候間、先々自是差上候、惟新事當分かこしまへ御座候間、則書狀共持せ進候、將又薩方角ハ今月八日より以外之大雪ニて、當時迄不消躰候、當國之事ハ十四日より降積、これもいまたきえず候、百ヶ年已來、是程之大雪ハ無之由、年よりたる者共申候、其許之寒さ從是令推計候、猶期後喜候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
慶長七年臘月十六日 龍伯(花押)

少將殿
參

1748 「二番箱十卷中」

返々思召候ながら、被成度々御尋候段、畏悦之至存候、猶期貴面之時申候、已上、

切々預尊札候、過當ニ存候、我等腫物大方得驗申候間、御心易可被思食候、近日伏見へ御越可被成之由、其折節以貴面、萬事可得賢意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
慶長七年 極月十六日 難波 侍從

羽少將様
御報

「家久公御譜中ニ在リ」

1749

「義久公御譜中」

「此本御文書方ニ有之」

慶長七年雪月十八日

寒庭霜 をとたて、夜の間のほと、木からしの
さらし名残か庭のあざ霜

夜のほとはミねのあらしのさえくし

名残を庭の霜にみるかな

松に小松立そふひまにかけ見えて

いらかも高き神の御やしろ

慶長七年雪月吉日 天神
法樂 當座

義久

1750

猶といんろう・香箱雖無然候、指遣候、以上、

別府舍人佐上洛之刻、一段見事之卷臺到來、令祝着候、

涯分泌藏此事候、仍 内府様近日御上國候間、御目見得

相濟次第、吉左右可申下候、於爰元之儀者、御仕合無殘

所候条、可心易候、謹言、

十二月廿三日 忠恒(花押)

抱節

「此御書、抱節譜中ニ在リ」

1751

「正文在置於郡花林寺」「家久公御譜中ニ在リ」

御拜進領

隅州末吉之内深川村

徳富之門

高百石者

右知行之事、此度御念願爲御成就被相付候、勿論公役

之儀者、可爲諸神社領御同前候、本目錄之事者、從京

都御下國之刻、可被仰付候、先以爲御祈念證文如斯、

慶長七年

十二月廿四日

鎌田出雲守

政近(花押)

比志島紀伊守

國貞

椋山權左衛門尉

久高(花押)

圖書頭

忠長

霧嶋山

普門院

末吉徳富之門御寄進狀

1752

『愚考』

十二月廿五日、家康公歸自駿府入伏見城、徵忠恒公於

大坂、二十八日、及福島詣伏見城、從士皆踞外、島津圍

書頭忠長・比志島紀伊守・伊勢兵部少輔・敷根三十郎・

高崎彌六五人陪從于内、

1753

『在加久藤二宮社』

御拜進領

日州諸縣之郡加久藤

栗下村之内

高三拾石者

右知行之事、此度御念願爲御成就被相付候、勿論公役之儀者、可爲諸寺社領御同前候、本日録之事者、從京都御下向之御可被仰付候、先以爲御祈念證文如斯、

慶長七年

十二月廿四日

鎌田出雲守

政近(花押)

比志嶋紀伊守

國貞

栴山權左衛門尉

久高(花押)

圖書頭

忠長

加久藤

一一之宮

『伊集院藏』

(本文書ハ一七五〇号文書ト同文ニシキ省略ス、但シ日付ハ十二月廿六日トアリ)

1755

「御文庫宝鑑中」家久公御譜中ニ在リ

今日内府江御礼之儀ニ付而、昨日到伏見御上之由、珍重々々、爲年頭祈念、昨日爰許罷越候事候、節分ニ者於因幡堂御星令供養、昨日令隨身、今朝も随分々々祈念申候間、可御心安候、何様明春者、早々可罷上候間、期面上計候、穴賢々々、

「朱カキ」

慶長七年極月廿八日

「如書」

(花押)

羽柴少將殿

1756

「家久公御譜中」

「正文」

猶々過分候旨、能々御申奉頼、委細御使へ申入候、爲歳暮御礼 御門跡様へ昆布一折・御樽彦荷御進上候、三井寺ニ御座候間、拙者請取申、從是可申上候、拙子ニ御小袖袴ッ被被下候、被思召寄忝奉存候、令伺公、御礼可申入候、可然之様可預御取成候、恐々謹言、

友枕齋

〔朱カキ〕
〔慶長七年款〕十二月廿八日
伊勢兵部少輔殿

如貴(花押)

1759 〔正文有之〕
以上

1757 〔御文庫三番箱中〕

借用申銀子之事

合四十貫目者、内ちゞ廿八貫四百目者、

はいふき六貫目者、

こまかね五貫六百目者、

右慥可致返弁候、不可有相違候、仍如件、

慶長七年十二月廿九日

羽柴少將

忠恒(花押)

廣嶋少將殿
(福島正則)

1758 〔義弘公御譜中〕

家康卿聞忠恒之上著再發關東、十二月廿五日、入伏見城、

徵忠恒於大坂、忠恒欣然上伏見、十二月廿八日、爲正則

於先導登伏見城、扈從之士雖衆多止城下、只四五輩從于

城上、忠恒遂拜謁于 内大臣、則接對懇篤不可勝言、且

賜良馬二匹・俊鷹二連、如斯厚恩何以報之乎哉、予亦聞

此佳事、歡喜之餘拭淚霑襟矣、

其以後不得御意候、仍當月廿五日ニ 内府様被成御上着、

同廿八日ニ少將様被成御出仕、御仕合無殘所、 内府様

御懇之儀候、我等式満足不過之候、 貴殿様御悦、乍恐奉

察存候、於様子者少將様ヲ可被仰入候、目出度、頓而可

被成御歸國と存事候、猶追々御吉左右可申承候条、不能

具候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

極月卅日

山口勘兵衛

直友(花押)

羽兵庫入道様

參人々御中

〔龍伯公宛同文ニテ、同公御譜中ニアリ〕

1760 〔短尺〕

〔本詠草ハ一七四九号詠草ノ一部ト同文ニノキ省略ス〕

1761 〔國分宮内澤氏藏〕

覚

往古より悴家ニ付仕來社職之條々

一御供所役

一田所役

一 作事奉行役 一 御調三役

一 毎年極月晦日、正月七日迄社頭へ致參籠、恒例之御祈

禱仕候事、

一 正月二日、毎年於神前百韻連歌、無断絶法樂申候事、

一 卯月初卯之日、正宮御田殖之造作、如形無怠慢申付候

事、

一 社頭樂所之儀、かね太鼓等之勤申付候事、

右者祝之役儀、勘落已來も無中絶候、雖然手前迷惑之

躰ニ罷成候間、自今已後之儀難叶存、不肖之身をかへ

りミす企訴訟候、於意分口上を以申上候之間、不能一

二候、以上、

慶長七年雪月 日

澤永温判

伊集院半右衛門尉殿
參

『伊集院氏家藏』

(本文書ハ五号文書ト同文ニシテ省略ス)

「得能氏記録」

慶長七年壬寅

正月六日、家康公從一位ニ叙シ玉フ、元正二位、

同十九日、家康公江戸ノ城御首途アリ、伊勢路ヲ經

テ洛ニ赴セ玉フ、

二月朔日、井伊直政卒去ス、四十二歳ナリ、

同十四日、家康公伏見ノ城ニ入セ玉フ、

三月七日、紀伊大納言頼宣誕生、幼名ハ常陸介、初ノ

諱ハ頼政、母ハ正木氏養珠院ト号ス、

同十三日、家康公伏見ノ城ヨリ大坂ニ渡御シ玉ヒ、

同十四日、大坂ノ城ニ入御有テ、秀頼ニ御對顔、同十

五日ニ伏見ノ城ニ還御シ玉フ、

家康公賜誓書於島津義久事、

四月十一日、家康公誓書ヲ島津修理大夫義久入道龍

伯ニ賜リ、薩摩大隅并日向諸縣郡、此間領知スル所相

違有間敷旨ヲ示シ玉フ、

五月朔日、家康公去月二十八日伏見ヨリ入洛シ玉ヒ、

今日參内シ玉フ、同四日伏見ノ城ニ還御ナリ、

佐竹義宣被滅所領事、

同八日、佐竹右京大夫義信カ領國常陸 八十万石ヲ滅

セラレ、羽州秋田砥沢二十万石ヲ賜フ、初秋田五万石ヲ賜

ヒ、後ニ仙北十五万石ヲ加、松平周防守康重・松平五左衛門尉一生・由良信

ヘ賜フ、

濃守・菅沼與五郎・藤田能登守ニ命シテ水戸ノ城ヲ守
 ラシメ給フ、本多佐渡守正信・大久保相模守忠隣鈞命
 ヲ奉テ常州ニ到リ、國中ノ制法ヲ定ム、佐竹カ押トシ
 テ、松平伊豆守信一ヲ常州江戸崎ノ城番ニ被仰付、其
 子信吉後安房守ト号、同國府中ノ城ヲ守セラル、
 被切蘭若待事、

六月十一日、家康公、本多上野介正信・大久保石見
 守ニ命シテ、南都東大寺ノ寶藏ヲ開キ、蘭フシヤク若待ヲ切セ
 ラル、勅使勸修寺右大辨光豊・廣橋右中辨總光 勅
 ヲ奉テ寶藏ヲ封ズ、

佐竹義宣牢人共企一揆事、

七月、本多正信・大久保忠隣、常州水戸ヨリ江戸ニ歸
 テ後、松平康重モ居城笠間ニ歸リケル処ニ、車丹波守
 ・其子所左衛門・馬場和泉守・其子新介・大窪兵藏等
 首將トシテ、佐竹ガ牢人トモヲ招キ集メ一揆ヲ企テ、
 水戸ノ城ヲ伺フ時ニ、大窪兵藏カ家人潛ニ城中ニ入シ
 トス、松平五左衛門尉カ番所ニ於テ、是ヲ生捕詰問ス
 ルノ処ニ、懷中ヨリ一揆ヲ企ル回文ヲサガシ出シタリ、
 依テ渠ヲシバリ、康重ガ城中ニ殘シ置シ家人等、件ノ
 趣ヲ笠間城ニ告タリシカバ、康重聞トヒトシタ笠間城

ヲ發シテ水戸ノ城ニ到リケリ、其夜亥ノ刻ニ及デ、一
 揆等多勢ヲ卒シ競ヒ來テ、三ノ丸ヲ圍ム、城兵弓・鉄
 炮ニテ夥敷防ギシカバ、一揆等利ヲ失テ引退ク、翌日
 城將等謀ヲ巡シ車丹波ヲ擒ニシ、其外一揆ノ張本人ヲ
 悉ク生捕ケリ、松平丹波守ハ大田ノ城ニ於テ、馬場和
 泉ヲ生捕テ水戸城ヘ遣シケリ、則此由ヲ江戸ニ注進シ
 ケレバ、檢使トシテ安藤五左衛門尉・大久保甚右衛門
 尉水戸ニ來テ其事ヲ沙汰シ、其後兩使ハ一揆ノ張本五
 人ヲ携テ、江戸ニ歸リシガ、凶徒ノ殘黨等見コラシノ
 爲ニトテ、又水戸ニ引歸シテ、遂ニ斬罪セラレケル、
 八月廿九日、家康公御母公大御方逝去、七十五歳、
 傳通院殿光岳養譽知香大禪定尼ト號セラル、
 十月二日、家康公伏見ヲ出テ、江戸ニ赴セ給フ、
 同十八日、中納言秀秋逝去、二十二歳ナリ、
 十一月廿六日、家康公江戸ノ城御首途有テ、洛ニ赴
 セ玉フ、
 同月、武田万千代家康公ノ御子、母ノ氏ニ依テ武田ト号ス、ニ常州水戸ノ城ヲ
 賜フ、本領下總ノ佐倉
 十二月四日、洛陽東山大佛殿燒失、
 同二十五日、家康公伏見城ニ入御、

島津忠恒上洛并謁見 家康公事、

同二十八日、是ヨリ先島津義弘ハ関ヶ原ノ合戦ニ西國方打負、諸將悉ク敗走シケレバ、一手ヲ以テ関東勢ニ難敵、猛勢ノ真中ニ切テ入、無ニ無三ニ切テ通ルニ、士卒大半戦死シ、或ハ敵ニ押ヘダテラレ、残り少ニ打ナサレケレトモ、終ニ大敵ノ圍ヲ切抜、士卒七十余人ヲ卒シテ薩州ニ歸リケリ、然ルニ家臣新納旅庵・本田助之丞、戰場ニテ義弘カ備ヲ離レ、万死ヲ遁レテ鞍馬ノ山中ニカクレ居ケルガ、東兵ノ爲ニ執ヘラル、依テ山口勘兵衛尉直友、彼ニ士ヲ招キ、義弘ガ石田ニ與スルノ故ヲ問フ、旅庵・助之丞申シケルハ、義弘素ヨリ家康公ニ誓約アリシユヘニ、伏見城ニ楯籠ントテ、鳥居・内藤等ノ方ニ再三申シ遣シケレトモ兩將敢テ肯ザリシ故ニ、不得已シテ石田カ催促ニ應ジタリ、全ク義弘カ素懐ニアラザル由ヲ詳ニ申シケレバ、直友則件ノ趣ヲ 家康公ニ言上ス、公聞召、誠ニ義弘不得已、石田ニ與スルノ事分明ナリト宣、少モ御凝心ノ躰ナカリシカバ、井伊直政・本多正信・山口直友等評議シ、助之丞ヲ指南トシテ、直友カ家臣和久甚兵衛ヲ薩州ヘ下シ、龍伯速ニ上京有テ、叛心ナキ事ヲ告シ、國家ヲ

安泰ニスベシト云送り、且直友書ヲ義久・義弘・忠恒ニ贈ル、其書面甚叮嚀ナリ、其後シバ／＼書ヲ遣シ、又和久并ニ旅庵ヲ遣ハシテ、義久カ上京ヲ勸メケル、依テ翌年ノ夏、家臣鎌田出雲政近ヲ使トシ、正信・直政・直友カ懇意ヲ謝シ、義久・忠恒本ヨリ異心ナシ、義弘モ亦叛心ナシトイヘトモ、此度ハ不得已シテ石田ニ與シタル事ナリ、委細ハ旅庵・助之丞カ白狀ノ如ナリト云ヒ遣シケレバ、正信等則其趣ヲ 家康公ニ上聞ス、於是正信・直友、家康公ノ命ヲ奉、誓詞ヲ書テ龍伯・忠恒ニ贈、依テ今年ノ春、又島津圖書忠長ヲ使トシテ、龍伯・忠恒連書ノ誓詞ヲ書テ献上スルトキハ、公モ亦誓詞ヲ書シテ龍伯ニ賜フ、龍伯珍戴シテ披見シケルニ、薩摩大隅諸縣此ノ間領知スル所、相違アルベカラズ、少將ハ其讓ヲ受ルトキハ別儀ニ非ス、兵庫頭ハ龍伯ニ等閑ナキヲ以テ、異儀ニ及ブヘカラズト書シ玉フ、依之龍伯上京ニ決ストイヘトモ、老病日ニセマリ、起居心ニ伺セザリシユヘ、忠恒、龍伯ニ代テ上京ニ赴キケリ、八月朔日、薩州ヲ首途シ、日州野尻ニ到リ、數日留滞ス、同十七日、逆臣伊集院源次郎忠貞ヲ此地ニ誅シ、其弟小傳次ヲ富ノ隈、三郎五郎・千次ハ谷

山ノ中村、母ヲ阿多ニ戮ス、其後日州細島ニ到リ、是ヨリ纜ヲ解テ、攝州兵庫ノ湊ニ著船ス、時ニ福島正則歸國ノ暇ヲ賜ヒ、國ニ赴キシカ、此湊ニ滞船アリテ忠恒ニ逢ヒ、甚喜ヒ足下ヲ待ツ事已ニ久、幸ニシテ此所ニ逢、吾則先導トナラント云テ船ヲ返ス、忠恒モ共ニ船ヲ進テ大坂ニ着船スル処ニ、家康公既ニ関東ニ還御シ玉フ、故ニ正則使ヲ関東ニ馳セテ、忠恒ガ上洛ヲ告ス、忠恒モ亦家臣市來八左衛門ヲ使トシテ、一封ノ書ヲ本多正信ニ遣ス、正信即チ上聽ニ達シケレバ、家康公御書ヲ忠恒ニ賜ケリ、同十二月二十五日、家康公御入洛アリシユヘ、今日忠恒伏見城ニ登テ 家康公ニ拜謁ス、

土居・日根野・土屋・戸澤賜所領事、

下総國小美川一万石

土井甚三郎利勝

下野國壬生

日根野織部正吉明

上総國畔蒜郡ノ内久留里二万石

土屋民部少輔忠直

常州多賀郡四万石

戸澤九郎五郎政盛

下総國ノ内二千石

高木善次郎正次

同國ノ内白井郡五百石

青山大藏少輔幸成

(本文ハ底本ニ欠ク、鹿兒島県立図書館本ニヨリ補フ)

義久公	義弘公	家久公
	慶長八年	
後 編 舊記雜錄 卷五十七		

1764 「圖書頭忠長譜中」

慶長八年癸卯、再落髮以稱紹益也、

1765 「御文庫四拾八番箱中」

猶々鶴之大緒沓ツ送給候、種々被入御念之通、祝着之至候、

追而令啓候、

一 関東へ被指越候使者罷上候ニ、從 内府様之御朱印、則此方へ被指下候条遂拜見、尤目出度玆重候、 内府様旧冬被成御上洛之由候間、定而無別儀御目見得可相

調与、明暮從是吉左右相待申計候、

一小袖之表一端・黒からしま・同裏香色并扇子五本送預候、繁多之時分被思召寄、誠御懇之至、別而祝着申候、

一 麿鳴之事、無何事御入候、可御心易候、然者旧冬ハ宰相召列御見廻可申と存企候處、數日大雪ニ付而、海路依不順延引申候、必今月中ニ御見廻可申覚悟ニ候、

一 健軍猪右衛門尉罷下候刻、久寶寺酒樽二荷并鮭二尺、是又満足申候、隨分數寄をいたし賞翫申へく候、

一 旧冬ハ例年ニ相替、大雪にて以之外寒御座候、定而旅宿難堪之立柄、左こそと朝暮噂申計候、余者川上掃部

助へ相合候間不能詳候、恐々謹言、

正月三日 惟新(花押)

(家久) 少將殿 參

1766 「御文庫四拾八番箱中」 「家久公御譜中ニ在リ」

猶々旧冬ハ薰送預候、爰許弘底之砌、別而祝着申候、先書ニ御礼申後候間如此候、余者期後音候、

福嶋殿我等へ可預馬御覚悟之旨、旅庵堅固之時御物語候通、去年上着之刻、伊平左所へ以書狀申下候、然者其辻

を今度於廣嶋帖佐彦左衛門尉へ、右旅庵へ被仰たる馬を

召立、そと御見せ可在之由、最前者被仰候つか、何と

被思召候哉、唯乘之様子を御見せ可在之由被仰候て、則

人ニ御乗せ被成御見せ候由候、左候へハ帖佐承得候趣者、

哀此馬を我等指出候て、所望申候へかしの様ニ被仰たる

言便之躰と承たる由申候へ共、福嶋殿御内存を不存与風

申入、御無心之躰ニ候てハ、以來之爲不可然候間、可預

迄ハ遠慮申たる上在之間敷と存候、併是程迄被召懸候之

処、所望ニ存なとも不申、隔心成躰共被思召候而も如

何敷候、彼是以爰元々之分別難計候之条、自然御對談之

刻出合も候ハ、福嶋殿御口引を御聞候而、一定所望申

候へて不叶様ニ御聞候ハ、川上掃部助罷上候時、爲用

心判紙二枚上せ置候条、於其方可然様ニ折紙一通被相調、

可被遣事頼入候、但又不入事を申候てハ可惡なと、貴

所も被思召候ハ、此物沙汰一向御無用にて候、乍不申

比紀伊等御内談を以御究可在之候、勿論堅慮之外在之間

敷候、恐々謹言、

「朱カキ」
「慶長八年」正月六日

惟新(花押)

少將殿

參

1767 「二番箱十卷中」家久公御譜中ニ在リ

御惱書拜見仕候、忝奉存候、殊ニ御書中ニ様子被仰下候、

或悦之至存候、委細圖書頭殿・比紀伊殿迄申入候条、早

く申上候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「慶長八年」正月四日 直友(花押)

山口勘兵衛

少將様 直友

貴報

1768 「家久公御譜中」

慶長八年正月六日、内府家康公賜還國之暇於忠恒、而

至同月中旬、忠恒將辭伏見而至于大坂、於是使島津又四

郎忠仍・北郷加賀三久留後伏見私第、且密談山口直友曰、

先是慶長六年五月、備前中納言宇喜田秀家仕、大闇及秀頼卿、任五大老

職、関原敗北以來無所措一身、凌萬里波濤逃來薩陽、而

請續一命、其容貌辭氣異舊時之勢、恰若失水魚、聞其言

太憐之不克固辭、令秀家雜髮號成元、后改伏復、蟄居于隅陽之邊地牛

根郷、他日必欲訴渠事被恩免、如其術何、直友答曰、胥

議本田正信、而后可告其旨、忠恒苦倚頼直友、而互別手

下于大坂矣、

1769

「家久公御譜中」

「正文在島津市之助忠親」

猶々如此申候へハ、何そ事ありさうニ候へとも、勿論別之子細無之候、もし〳〵わる心の人ハ、又何かとおはねを付可申候間、何となきやうに被仰付候て可被下候、以上、

追而申上候、細嶋迄迎之儀、被入御念被仰付候て可被下候、世上之外聞、且ハ心遣之儀も御座候間、鹿兒嶋へハ鎌田出雲守一人罷居、枕權・桂太郎兵・相新なと皆々參候やうに、御故実尤候、伊平左なとも遮而御用無之候ハ、御遣奉頼候、元巢事も不及申候へとも、老者之儀候間、不用も可有之候、ちと被仰聞尤候、猶追々可申上候、恐惶敬白、

「朱カキ」
「慶長八年」

正月七日

少將

忠恒(花押)

進上
惟新様

「家久公御譜中」

1770

「正文在島津就後忠置」

改年之慶賀珍重々々、逐日不可有際限候、爲此等之祝儀、任旧例佳札并扇子二本到來、令祝着候、猶永春中嘉祥可申加候、恐々謹言、

「朱カキ」

「慶長八年」正月十一日

忠恒(花押)

謹上 北郷次郎殿

(忠熊)

1771

「御文庫二番箱家久公拾卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

今日伏見江諸家之御礼延引候条、於尊便者、今晚鞠張行申度候、將亦燻鞠一顆致進覽候、猶期拜顔可得御意候、恐々謹言、

「朱カキ」

「慶長八年」正月十四日

(飛鳥井) 雅庸

羽柴少將殿

人々御中

1772

「二番箱十卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

「本ノマ、」
愛峯御參詣目出度存候、自是可申入處、預御使札忝存候、然者御歸國付而、又四郎殿先々可被爲殘置之旨尤存候、併本上州令相談、尚以得御意可申候、委細御使者申入候

之条、早々申上候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

正月十五日

山口勘兵衛

直友(花押)

少將様

参貴報

1773

〔家久公御譜中〕

〔正文在伊勢兵部貞榮〕

天爵起請文前書之支

將軍様 秀頼様へ御別儀有御座間敷上者、從舊年御知音

之筋、殊御隣國へ被成御下候間、越州様向後別而可有御

入魂由候、付而以御同心可被仰合旨、誠々目出奉存候、

縦洩候而茂、雖不苦儀候、内々被仰聞候衆之外、毛頭他

言仕間敷候、若於偽申者、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

1774

〔義久公御譜中〕

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

正月十六日千句に、

社頭藤

龍伯

〔此本在御文書方〕

神の代にまきしや藤の花の種

〔右同〕

樺山入道より梅花を折とて、一首そへられし返事、

吹送るたよりのかせも心あらは

言の葉さそへやとの梅か香

〔右同〕

心ある宿に咲てやことの葉を

さそひいてつゝにおふ梅かえ

1775

〔御文庫四拾八番箱中〕

猶々彼吉左右、先一昨晚亥之時ニ相聞、當所歴々之

人衆ハ不及申、百姓以下ニ至迄悦ヲ申候而、不致一

睡夜をあかし申候、殊貴所在京ニ付而、貴賤萬民共

ニ祈念之儀、各致誠精候、寔殊勝成儀と感申計候、

仍たきもの送給候、度々之芳志祝着之至候、以上、

内府様旧冬極月廿五日被成御上京、同廿八日、貴所御事

御目見得結構相濟候由、野村市右衛門尉昨日十八日令下

着、具様子承安堵此事候、とかく日來もかやうこそ可

有之与ハ乍存、遠方与申世上之物沙汰、旁以從是朝夕之

氣遣せんかたなく候処、如斯之仕合共満足之至、千々万

々更以不可申盡候、先悦爲可申、此前田七兵衛尉差上候、

誠十八代ニ罷成候御家被相續、殊諸人之被爲止歎息候事、

畢竟當家之中興、貴所之外又別ニ有之間敷候、時分柄と

申、去年之上洛誠々無比類儀共、不及言語候、然者急度

御暇可出之様取沙汰候哉、一入満足之至候、左候ハ、一

日も早々敷可有下向と相まち申候、恐々謹言、

正月十九日

惟新(花押)

少將殿

參

1776

猶々墨一挺下給候、ここともと拂底之砌、別而祝着此事候、以上、

追而旧冬廿三日之書狀今朝到來、令披見祝着之至候、然者桑山法印を去年にじりあがりのくつ一そく下給候、此

等之御礼川上掃部助罷上候刻、以書狀申候、又今度せと

茶わん一ツ・せと水さし一ツ・せと皿大小十送預候、樋

相届申候、誠々御懇之儀候、ケ様成御礼後便ニ可申上候

条、先貴所を御礼頼入候、兼又川原毛ふちの馬御迎ニ、

中途迄さ々せ可申之由承候、乍去とをく參候而ハやつれ

可申候、此中かいたて候而、始而御覽する事にて候間、

やつれ候而ハいかくと存之条、近邊迄さ々せ可申と存候、

猶追々可申候、恐々謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕正月十九日

惟新(花押)

少將殿

參

〔家久公御譜中、正文在文庫トアリ〕

1777

〔御文庫ニ番箱家久公十一卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

追而申上候、餘類少御座候へ共、朝倉山樾少進上申候、尚御逗留中追而可得御意候、以上、

此中者御心静ニ御意得、感悦之至存候、然者御出船何比にて可有御座候哉承度存候、昨日者左衛門大夫殿へ被成

御越候哉、御遊覧終日之御酒にて御座候はんと存候、猶

甚兵衛可申上候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

正月廿二日

山勘兵衛

直友(花押)

薩^一少將様

參人々御中

1778

〔御文庫四拾八番箱中〕「家久公御譜中ニ在リ」

猶々致満足候通、秘書・北賀・比紀・伊兵・遊浦・賢秀其外いつれにも被仰聞候而可預候、兼又宰相前

1779

方も早く御目ニ懸、目出度候由申上度候由、相心得候て可申之由候、

幸便之条令啓候、仍貴所事可有下向之旨、去六日被仰出候由、竹内弥右衛門尉昨日廿二日下着仕、様子共懸ニ承目出度存候、併愛岩へ參詣之後五日在洛候而、廿日比ニ可有出船之由、竹弥右口舌ニ候、誠仕會能上不思議ニ御暇被給候處、所用とハ乍在、私之御逗留無御心元候、定而此使中途ニて可參合候へ共、片時も早速參會、此中之散意霧度望故如此候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長八年〕正月廿三日 惟新(花押)

少將殿

參

〔御文庫ニ番箱義弘公五卷中〕「義弘公御譜中ニ在リ」

以上

如尊札尔來遠海ニ付て、乍存知以書狀も不申入、無音所存之外ニ存候処ニ、爲御音信白糸廿贈被下候、過當之至、書中ニ御札不得申候、然者先年爰元不慮之御弓箭在之付而、被成御上、方々御働之刻數度之御手柄、殊ニ拂陳候節無何事御座、御國へ緩々と御過通候段、都鄙無其隠候、

1780

然処ニ 御前無別条御歸參候儀、各大慶ニ存候、隨而少將殿御上候て、 御前可然段、於其地ニ可爲御演說候間、艶不能申入候、將亦雖乏少之至候、小袖三、内綾式進入仕候、猶後音之節可得御意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長八年〕 正月廿三日 小出播厂守 秀政(花押)

羽柴兵庫頭様

〔在義久公御譜中〕

〔古御文書ニ番箱中ニ在卷〕

日本國薩州路修理大夫藤原氏義久、呈書、

安南國大都統瑞國公ニ、去歲一封ノ書數包ノ信、謹以拜領、不勝^レ恩意之厚^ニ、欣悦無^レ惜^ニ、即雖^レ有^ニ欲^ニ呈^レ答書之志^ニ、陋邦与^レ 貴國相隔^レ絶^ニ者數千里、是故不^レ得^レ遂^レ其志、東以閣^レ之賢察々々、自^レ今以往堅^ニ金石之盟^ニ、結^ニ膠漆之交^ニ、兩地雖^レ隔^レ千里々々同風、所謂島嶼分^レ諸國、星河共^ニ一天、伏乞莫^レ違^レ其約、且復每歲通^ニ商賈之往來^ニ、以^ニ其所^ニ有^ニ易^ニ其^ニ所^ニ無^ニ、自利々^レ他何幸過^レ焉、今也獻^ニ方物小禮^ニ、幅記^レ之、

所^レ冀^ニ領^ニ納^ニ不^レ宣^ニ、

日本慶長八年癸卯正月

修理大夫藤原氏義久

安南國大都統瑞國公

閣下

1781

〔家久公御譜中〕

〔寫正文在島津兵庫久住家臣新納仲左衛門〕

今度和陸就調達度々上洛、感悅之至候、爲其忠節、知行

三百石宛行候、弥可抽奉公事可爲神妙候也、謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕正月廿四日

〔新納長住〕
旅庵

忠恒御判

1782

〔家久公御譜中〕

〔正文在鎌田十左衛門〕

猶々此使いそぎ候まゝ、よめましく候、かしこ、

そのうちハことくしく候、然者 龍伯様御きあひ、し

かくとも御入候へぬよし無心元候、三くわん申候よし

候ハ、野川の御あそひなと候て、さやうの御つかれたる

へぎと申よし候、御わかき時にはちかひ、御老躰の事候

まゝ、御なくさみもあまりしけく御入候ハ、かえんて

御きのつかれたるへく候、三くわん申候よし承付候間、

爲心得申候、かやう申候ことも、わか候ていかしく

おもひ候へとも申候、此よしお一のたひへもとりあへせ、

申さるへく候、かしこ、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

忠恒

鎌田源左衛門尉

〔年月ナシ〕

1783

〔眞本篠原自淨院藏〕

當春之御吉祥重疊不易候、不可有盡期候、玆重々、抑

内府様へ少將様舊冬御出頭之御仕合、今年之御出仕之様

子、追々目出度相聞得候、さてく寄特神變之儀、勿論

不計目出度事難盡筆舌候、急度可爲御下向之由候之間、

遂拜顔可申達候、仍旧冬之尊翰今年到來候、就中玆酒樽

一ヶ拜領、寔遙申儀候之処、御芳志不淺候、是則可爲甘

露存候、猶永日中諸賀可申加候、恐惶謹言、

〔慶八年〕

正月廿五日

新納武藏入道

爲舟(花押)

謹上 大慈寺

參侍者御中

『雜抄』

尚々捕人之由断有ましく候、再歸國之衆ハ、日州表
又ハしふしなとより乗船たるへく候、其用意有へく
候、御油断候ハ、各御越度たるへく候、

豊州捕人歸國之事、先書を以申渡候、然ハ耕作之時分過
候てハ、國家之御爲ニ罷成間敷候、就夫農作可被冒者、

先以今月十二三日之間ニ、如此地之罷立由談合相定、さ

てハ其所より主取衆二三人へ可被相添候、將又今度歸

國之男幾「入カ」久と書記、彼付を五日六日之間ニ肝煎衆持參有

へく候、一日片時も遅怠あるましく候、捕之付様別紙に

て申候、如此御推量專一可爲候、恐々謹言、

「慶長八年」

二月二日

鎌出雲守

政近判

町羽入

存松判

村田藤五郎殿

御宿所

「御文庫寶鑑中」「家久公御譜中ニ在リ」

至大坂御下之後、以使者可申述候之處、御繁多中、結句

返書之妨、彼是以用捨無音、併背本意候、幾度申而茂、

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

今度者無所殘御仕合、諸人感悦不過之候、將又御約束之
葉茶壺、御紛之中、無御失念上給候、誠以御懇志難申謝
候、殊去年はや御試之趣、猶以可秘藏申候、何様重而御
在京之節者、心靜可得芳意候之間、今度白地之遺恨を可
散之念願計候、穴賢々々、

「朱力半」

「慶長八年二月七日」

「如書」

(花押)

羽柴少將殿

猶々此書狀、比紀伊守へ御見せあるへく候、次伊平

左衛門尉へも右之通堅被仰付候而可預候、頼存候、

中途迄御下向之由、大貳下着ニ承、千々萬々目出度通、

更書中ニ不申得候、早々下着待申計候、仍去年貴所御上

洛之砌、耕作之立毛供衆之株ニ刈取たる由候而、殊外取

沙汰御座候キ、今度之供衆ハ去年も可爲多人數之間、表

作等株ニ刈取候ハぬやうに、堅被申付候様、比紀伊守へ

可被仰付事肝要、不可有御油断候、恐々謹言、

「朱力半」

「慶長八年二月九日」

惟新(花押)

少將殿

參

〔義弘公御譜中〕

〔正文在野田休右衛門〕

以上

去月十九日之尊書忝拜見仕候、如御書中之少將殿今度之上方仁而御仕合、殊更即刻御歸國、御外聞於天下ニ被施御面目旨候段、於拙者目出度存候、〔本マ、〕貴進候様御満足察存候、次ニ我等事、未上方ニ滞留仕候、國本へ罷下候者、以書狀成共御慶可申入候、自然上方相應之御用、不被御心置可承候、恐惶謹言、

〔慶長八年〕

二月九日

安藝少將

正則(花押)

羽兵庫入様

御報

〔御文庫二番箱家久公十一卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

猶としゃひんめつらしきものにて御座候、此邊にて

未見申候、易庵も御言傳申上度よし被申候、以上、

芳札過分ニ存候、如御意御下向の刻、以參上可申入と存

候處ニ、御番うちつゝき申候故不得隙、御暇乞も不申候、

御殘多存候、秋冬之内御上洛可被成候よし奉期候、其折

節相つゝる御物語可申入候、恐惶敬白、

〔朱かき〕
〔慶長八年〕二月九日

〔飛鳥才〕
宗勝〔判ナシ〕

少將様

人々御披露

〔家久公御譜中〕

同年二月十二日、

勅使來于伏見城、有 將軍之宣下、於是 家康公爲征夷

大將軍、賜牛車兵杖、任淳和・弊學兩院別當・氏長者

・右大臣、

先月下旬開船難波津、二月十四日、入麿城、時相從高

駕者、家老島津圖書忠長・比志島紀伊國貞・伊勢兵部

貞昌、其外川上源三郎久好・敷根三十郎頼幸・三原諸

右衛門重種等也、

〔紹叙日記〕

一京都ニ而御越年候而、慶長八年癸卯二月御下向、少

將様之御儀分、又者武キ思召切、國家目出度事不及申

候、去々年、鎌田出雲下向之時、京都が三太輔と云人

山口殿の與力也、是を烈下し、同心ニ而來候而、佐土

原を渡候へと被申候、爲何子細共不知候へ共、島津殿

御扱ニ而候とて、色々被仰候、佐土原衆之思切も無約
躰相成候、其刻も紹劔罷越候而見舞申候得与、 竜伯
様上意ニ而候也、いか様事能ニ而こそ候半と存候而、
如斯打成候也、

1791

『雜旧記』

一慶長八年癸卯正月、少將様御下向被成、二月十六日に
鹿兒嶋御城におひて、御家御安定之御祝言、御振舞有
之候、御座席次第、

左 嶋津又吉・同名藤次郎・新納近江守・喜入攝津守

・ 穎娃弥一郎・椋山權左衛門尉・山田越前入道理

安・鎌田出雲守

右 嶋津右馬頭・嶋津又五郎・佐多又太郎・桂太郎兵

衛尉・祢寢右近將監・伊集院下野守入道抱節・肝

付越前守・伊勢平左衛門尉

1792

〔御文庫三番箱宝鑑中〕「義久公御譜中正文有之トアリ」

市成入道令上洛、舊冬之芳札相届候、爲歳末之祝義、菊
かたへ小袖一重被送越候、事外令成長、一身之満足不斜、
おかしく候、當春者御上國候へかしと念入迄候、此邊弥

無事候、大樹者三月下旬御上洛と沙汰候、猶自是可申候、

かしこ、

〔朱カキ〕
〔慶長八年癸二月十六日〕

龍伯老

信尹

1793

〔御文庫廿二番箱九卷中〕「義久公御譜中案文有之トアリ」

度々音信懇切之儀祝着候、殊去年已來少將在京候処、馳
走之由承悦候、先々公儀事能相調歸國之間、我等満足

可有推量候、仍大裏へ齎進上候博士境之内へ住宅候、

其曆多年雖到所持候、近年者在國之故無其儀候、當年者

遅々候へ共、所望候間相求可差下事頼入候、其子細者爰

許ニ曆者餘多候へ共、金神之方又月々大小相違之儀候条、

難用候、或今年之金神、子丑申酉と出候、或子午申酉と

も出候、何れニ而候へん哉、去年ハ六月之大小ちかひ候、

田舎之故実儀不相知候まゝ如此候、何とそ調法所希候、

謹言、

〔御譜ノ朱カキ〕
〔慶長八年癸二月十九日〕

隆下

「義久公御案文中ニあり、慶長七年八月家久公御上京ナレハ、慶長八年なるへし」

1794 「御文庫廿二番箱九卷中」 「義久公御譜中案文有之トアリ」

前年貴國幕下貢船解纜於某浦、欲赴某州、忽逢逆風之起也、不得截潮流而避之、望洋向若不知方所、任其所之殆十餘日、而達于日本之東、與伊達氏封内之一浦、伊達氏告之於 内府君、々々以有博愛之仁、不忍觀旅困之瑣々、命于有司送到我薩摩州有命、宜歸此船衆於本國、主船凡三十人 命不可道、即贖小舟以送之、伏乞、令此船衆各得其所莫以漂蕩罪之、且復不移時日遣一使、以謝 内府君博愛之恩惠、勿怠可也、惶恐不悉、

「御譜ノ朱カキ」
「慶長八年春」年月日

琉球國王 閣下

「義久公御案文中ニアリ」

1795 「御文庫拾七番箱十六卷中」

敬白 起請文

奥方御女房衆中へ至我等身退ニ、如在之儀有之由、頃出合之通承付候而、誠以驚入申候、努々毛頭不存儀候間、

以此旨申上置候、自然申上仁共於有之者、幸ニ存候条、其仁從して御札明被 仰付可被下事奉頼上候、乍勿論於自今以後、無別儀御奉公可申上覚悟候、

右之旨若於偽申上者、

▽(奉志) 奉始上梵天帝釋四天王、下堅牢地神、惣日本六十餘州

大小權實神祇冥道、別玉城鎮守八幡大菩薩 稻荷 祇園 賀茂 愛宕山大權現 大天狗 小天狗 十二天狗 八天狗 諸鬼神衆等、殊者九州惣社彦山權現 薩州惣社新田八幡 開門正一位 金峯山三所權現 大汝八幡 鹿兒嶋擁護諏方兩大明神 勸請諸神祇 大隅正八幡 霧島六所權現 白鳥山權現 天滿大自在天神 各々御部類眷屬等、御神罰冥罰深可罷蒙者也、仍神文如件、△

慶長八年二月廿日

河上助七

久林(花押)

喜入攝津守殿

參

1796 「御文庫三番箱中」 「家久公御譜中ニ在リ」

尊書謹拜見、誠以忝奉存候、抑今度致上京、 内府様御前宜申調、早速就罷下、御感之旨具蒙仰、播面目、生前之本懐不可過之候、猶從是御禮可申上候、誠惶誠恐敬白、

〔朱力キ〕
「慶長八年」二月廿一日

忠恒(花押)

進上 龍伯様

1797 「御文庫廿二番箱九卷中」〔義久公御譜中案文有之トアリ〕

去年已來少將在洛候処、種々御丁寧、殊以御入魂、御前之仕合事能上、早々被下御暇歸國、誠々大慶不過之候、早竟貴老被添御心故如斯候、御懇意之儀中々難謝短筆候、倍忤家之儀御助言憑入候、次從 内府様、先年至大坂大鷹拜領候、于今秘藏逸物之儀候処、又々此節若大鷹被下候、扱々忝次第不得申候、愚老自愛此事候、先々右之御礼彼是爲可申上、使者申付候、万端御取合所仰候、惣而自身遂上京、雖申入度候、老衰至極候儘、不叶愚存事本意之外候、今一度 内府様御目見得念望ニ候へ共、更可成様無之候、千万殘多次第候、仍爲御音信、菱食一・樽老荷送預候、畏悦候、自是乍輕少銀 令進覽之候、聊補書面計候、恐々、

〔御譜ノ朱力キ〕
「慶長八年」三月

山口勘兵衛尉殿

〔義久公御案文也〕

1798 「御文庫廿二番箱九卷中」〔義久公御譜中案文有之トアリ〕

將又從 御袋様 親王様之御筆八幡之番号拜領、又扱も々々無比類奉存候、又八郎・維新へ茂尊筆相届候、忝由申事候、右之御請別申候間、御取成所仰候、

從 御家門様被成下御書候、忝次第候、殊更加賀手綱五通拜領、誠秘藏不斜候、頃市成掃部兵衛尉龍下刻、尊書槌相届拜見、恐悦至極候、今度長拾郎上洛候間、彼是爲可申上如斯候、巨細者彼人被申上候、仍黒絹一卷進上仕候、可然之様可預御取合候、恐々、

〔朱力キ〕
「慶長八年」三月

近藤大藏入道殿

1799 「御文庫二番箱義弘公五卷中」〔義弘公御譜中ニ有之〕

爲改年御祝義御使札、殊御太刀一腰并三百疋・御小袖一重送給候、誠目出度奉存候、仍而今度少將様御仕合能候て、早速被成御歸國御満足、乍恐察存候、我等式大慶存義候、就中 上様去月十二日ニ、將軍之御宣下御座候、然者明後日十九日ニ被成 御上洛、同廿五日ニ可被成御參内之御事ニ候、尚追而爰許之様子可申入候、將又雖輕微之至候、杉原拾束令進入候、表御祝義計候、委細御

使者へ申渡候間、可有御演説候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

三月十七日

山口勘兵衛

直友(花押)

羽柴兵庫入様

參御報

1800 「家久公御譜中」

「正文在文庫」

(本文書ハ一〇六〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

1801 「公御譜中」

同年三月二十一日、家康公發伏見上落入二條城、同二

十五日、駕牛車參内、時在洛之侯伯或列供奉、或勤辻

固等事、見于山口直友書中矣、

1802 「正文在文庫」「公御譜中」

以上

御歸國之以後不得御意候、定而無矣儀御下着と察存候、

仍上様去月十二日ニ、勅使御座候而、將軍之御宣

下御座候、然者明後日十九日ニ被成御上洛、同廿五日

ニ可被成御參内之旨候、諸國御大名衆御辻堅可有之御

沙汰共候、尚环義候者、追而得御意可申候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

三月十七日

山口勘兵衛

直友(花押)

羽少將様

人々御中

1803 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

誠今年之御悦、重疊不可有盡期候、爲此等之御祝義、御

太刀一腰・御馬一疋、被懸御意候、尤环重之至爲悦不少

候、猶御慶倍逐日可申加候、恐々謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

三月十八日

維新(花押)

少將殿

1804 「御文庫二番箱家久公十一卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々去夏者、此地長々御滞留之处、何条之御馳走を

も不申入、于今御殘多迄ニ候、猶期後面之上之時候間、

不能詳候、以上、

御使札拜見恐悦ニ候、如尊意御下國之已來、以書狀成共

可申達處ニ、不輒遠海之故御返事ニ罷成候、無音忝之外

ニ候、然者貴公去十四日ニ、其地緩々と被成御下着ニ付

而、各御安堵之由尤ニ候、弥爰元靜謐ニ候て、内府様

1806

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

返々我等不罷越、亭主ふりなと然々有之間敷と氣遣
申候、とかく此度其表之様子とも、能々被入念見を

1805

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

先度御やくそく申候解毒圓之儀、手前事をかき候之間、
態人を進之候、此使ニ可渡給候、恐々謹言、

「朱カキ」
「慶長八年」三月廿八日 惟新(花押)

少將殿

被爲 御將軍様に、當月廿五日ニ御參内御座候キ、其上
秀頼様御息災ニ被成 御成人、上下万民大慶ニ存事候、
隨而貴公來秋可爲御上之由被仰下候、誠珎重至極候、於
此地相應之御用等可被仰付候、將亦龍白公并惟新公へ以
別紙可得御意候へ共、可然様ニ御心得候て可被下候、委
雖可申入候、御使者爰許之躰可爲演說候条、令閑筆候、
恐惶謹言、

「朱カキ」
「慶長八年」三月廿七日 小出播磨守 秀政(花押)

羽少將様 御報

かるへき事、肝心に存候、内々申付候間、狩なと被
仰付、御慰候而可然存候、猶御歸之刻可申承候、併
狩之儀者、方境なと能々可被入念候、其謂者、或者
狩場よきなと候て、みなまた近所ニ而狩共候者、
彼表之者共種々様々色を付而可申候間、能々御尋候
而、可有賢慮事專要と存候、將又三日以前、從 龍
伯様被仰越候趣者、此度相良吉右衛門尉上洛ニ、休
復之袋へ伽羅壱斤被進之由被聞召及候段、過分ニ思
召候、其故者、先年 照高院様へ伽羅半斤御進上之
処ニ、伽羅なとを如此被進候事者いかゞ敷候、餘多
過候間、任無御等閑、如此被仰之由候つまゝ、御
心得之ため被仰候、殊に今時分、休復之袋なとへ結
講成御音信共者、山口殿なと被聞付候而、取沙汰も
いかゞと思召由候哉、我等申間□□所希候条、
少將も可被致満足と御返事申候、又 新田へ御參詣
目出度思召之旨、旁我等出水ニ而相心得可申通被仰
候間、さやうに可被相心得候、

昨今之間必打立、出水へ可相越覚悟に候処、存之外之大
雨ニ而、通道之川共令洪水、不及力砌、昨日俄に腰をす
りかへ、立居不自由之躰に候間、令養生儀共に候而、今

日も延引申候、然者 大中様爲御志、來十二日より福昌

寺被相越、法花千部讀誦たるへく候、適之儀に候条、此

初中後ニ者在合候へて不相叶事候まゝ、此等之謂爲可申

述候、尤伊勢平左衛門尉など可申付候へとも、洪水之間

通路可難成と存輕者を申付候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
慶長八年 卯月五日 惟新(花押)

少將殿
床下

1807

〔義弘公御譜中〕

〔正文在野田休右衛門〕

幸便之条令達啓候、今度者少將殿御仕合能御下國、御滿

足奉察候、此地御逗留中、切々御見廻申儀も無之候、併

万事不得隙故、不任心中候、來秋者早々可爲御上洛之由、

其節者相應之儀可承候間、可御心安候、上方之様子 公

方様去月廿五日ニ 御參内、于今御在洛之儀ニ候、其外

玆敷儀も無御座候、貴老御尊、於此地小林・拙者切々申

儀ニ候、乍去遠路之故、細々以書狀申上儀も無之、御床

敷令存候、少々懸御目、相積御雜談承度候、猶追而可得

御意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
慶長八年 四月五日

片主膳正
直盛(花押)

惟新様
人々御中

1808

〔義久公御譜中〕

〔正文有之〕在三番箱中

爲年頭祝儀、太刀一腰・馬一疋銀子十枚并りんす五卷到

來、喜悅候也、

〔御譜朱カキ〕
慶長八年 卯月十八日 ○ 〔墨印〕家康カ

竜伯

1809

〔御文庫三番箱宝鑑中〕「家久公御譜中ニ在リ」

去比者芳札慥到來、本懐之至候、三月十四日御下着之由、

尤日出存候、御上之節者、無所殘御仕合、誠諸人感悅申

事候、其以後京都無玆儀候、將軍 宣下之儀者、最前如

風説（ウツタ）三月十二日、同廿五日參 内、被移二條亭、去十六

日、至伏見御歸城候、此廿一日、秀頼卿被任 内府候、

從是秀頼公ニて候、來秋者可爲御上候哉、其以前ニ者、

爰許寺之儀も從秀頼公可被仰付様躰候而、去春給置候壺

之口をも可切申候、一段各稱美申事候、惟新御勇健候哉、

御床敷存計候、彼是委曲雖可申述候、期後便計候、旧冬
 以旅庵、從惟新白蘭・白仙翁紅八重等花種被差上候処、於船中枯
 失候間、千万殘多儀候、以時分申請度候、可然時分なら
 てハ御無用候、於御祈念者、聊不存油断候、かしこ、
〔朱力キ〕
〔慶長八年〕四月廿三日 〔道徳〕 (花押)

羽柴少將殿

如雪

〔御文庫拾七番箱十六卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

猶々來冬者又々可有御上洛候哉、内府様去月廿五日、
 將軍成之御參内御座候、委細者御下衆被申上候間、
 不能一二候、

去二月十四日、無御別義被成御下國之由、尤以玆重奉存
 候、定公私之御満足推量仕候、仍 御門跡様へ以尊書被
 仰入候、被成御返事、猶相心得可申入之旨御意候、於爰
 許御用之儀被仰聞様、連々御取成奉頼候、恐々謹言、
〔朱力キ〕
〔慶長八年〕

卯月廿三日

友枕齋

如貴(花押)

伊勢兵部少輔殿

〔義久公御譜中〕
 〔正文有之〕
 爲陽春之嘉兆、太刀一腰・馬一疋到來、尤懇意之至候、
〔正信〕
 委曲本多佐渡守可申候也、
〔朱力キ〕
〔慶長八年〕四月廿七日 〔墨印〕 〔秀忠〕 〔家康カ〕
 嶋津修理大夫入道殿

〔御文庫二番箱義弘公五卷中〕「義弘公御譜中正文有之トアリ」
 猶々爲御音信、銀子老枚拜受、忝存候、猶重而可得
 貴意候、以上、

去三日之御狀、今日廿九於伏見拜見忝存候、如貴意何ヶ
 度申候ても、今度 少將様御仕合能早々御下向、御大慶
 不及申候、弥以御仕合可然様ニ風聞候条、一段目出度存
 候、來秋ハ又御上洛之由、玆重存候、隨而拙者身上之儀、
 預御尋候、于今相當儀無之候、長々不相濟、迷惑御推察
 之外候、併内々無御別儀通候条、今日々々相待、日を
 暮し申迄候、先日從是も以飛脚、少將様御下向御祝義申
 入候、定可爲上着存候、委細猶御使可被申述候、恐惶謹
 言、

立花左近

〔朱力キ〕
慶長八年 卯月廿九日

尚政(花押)

維新様

參尊報

1813
〔家久公御譜中〕

忠恒還國之後、爲奉謝 家康公恩禮之渥、以本田與兵衛親政爲使者獻砂糖、山口直友議本多正純達高聽、則 台顏頗有愉色、親政歸國返命、委見直友四月晦日報書矣、

1814
〔御文庫二番箱家久公十一卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

以上

去二月十四日被成御下着之旨、目出度奉存候、然者爲御音信、本田与兵衛殿被差上候、砂糖御進上則披露申候處、一段之御挨拶共候、御心安可被思召候、貴殿様被成御下國、御家老中御分國之上下各安堵被申候之旨、本上野介申談、御前へ申上候へハ御機嫌之御事、將亦去月廿一日ニ被成 御上洛、同廿五日ニ被成 御參内候、其砌諸國大名衆御上洛之被致御供候、伏見從還御、何も御暇罷出在國候、七月ハ 秀頼様御祝言御座候ニ付而、其砌者國々の大名衆可有上洛之 御上意候、尚於様子ハ本与兵

衛殿へ申談候条、可被仰上候、將亦私へ砂糖送被下候、

忝拜領仕候、猶追而御吉左右可得御意候、恐謹謹言、

〔朱力キ〕

慶長八年

卯月晦日

山口勘兵衛

直友(花押)

少將様

參貴報

1815
〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

慶長八年五月吉日、朝鮮人等謹百拜上書于

閣下、伏以、愚等聞舉竿求魚者不惜香餌、設陷謀虎者不

受美肉、古之帝王欲闢土地、朝諸侯跨四海撫萬姓者、

不以兵甲之費、忘後日之大功也、

大抵天予不取、反受其咎、時至不行、當有後悔、是以

蛟龍得慶雲而不起、則未免池中之老、猛虎遇寒兔而不

逐、則難凶林下之飢也、

愚等見嚴霜一降草木已枯、則雖以鳥鵲之輕、必能動其

枝而隕其葉也、怒濤一衝堆岸已傾、則雖以螻蟻之微、

必能穿其穴而崩其沙、今也朝鮮一國極爲衰廢、積年兵

戈民粟蕩破兵法、所謂乘虛故豈半功倍、惟此時爲然、

素書曰、涓々不塞、將爲江河、災々不救、災々奈何、

兩葉不截必用斧斤，若使朝鮮釀成強富，則雖倍大閣樣之勇，莫能窺也。

蓋日本之強天下之難敵也，西通大明，東振南蠻，南動琉球，而猶威不足於朝鮮者獨何欤，十年屯師無寸地之得，大閣一薨捲旗爭退，彼朝鮮兒童走卒，今必東向而長笑矣，前有 大閣之雄，而能示威於天下，後無內府樣之名，而乃失權於諸侯，則將必爲貴國之恥也，故

愚等之如是請兵者，非徒爲我也，爲貴國也。

昔唐太宗欲征蕃國，問李靖可以爲將者，靖對曰，何史·那社爾，執失思力，契苾荷力，皆蕃臣之知兵者也，其山川道路·蕃情逆順·部落數種歷々可知，望陛下、任之、勿疑，太宗笑曰，蕃人皆爲朕役使，以其人攻其國中國之勢也，遂以爲將卒定蕃地，想其時也，滿朝臣子豈無三人之能者，而靖勸以委任者，意其能料敵制勝都在其人也。

三略曰，謀及負薪，功乃可述，孫子曰，知彼知己勝乃不殆，知天知地勝乃可全，朝鮮之讖曰，辰巳聖人出，午未樂堂々，又云，漢陽過二百年，則必爲他人所都，此愚等之知天也，行軍結陣，所過所向，山川險阻，昭列目前，此愚等之知地也，朝鮮之王素非正派也，貪虐

無厭，生民塗炭，故叛逆連起，干戈相尋，而鄭汝立·李夢鶴等，俛起阡陌，召集僕隸斬木爲兵，舉竿爲旗，

唱義一呼，英雄雲集，三百餘城，幾爲所吞，謀既疎拙，卒死人手，而士皆嘆惜，至以涕泣，其後壬辰之年，聞貴國舉兵而渡，莫不引，領東望曰，彼必拯我於水火之中也，爭棄弓矢，無意防禦，故攻城取都，如入無人之境，而彼見殺戮如麻，劫掠如虎，皆始攘臂圖敵，無有屈服，當此之時，如以貴國之將，不殺民之父兄，不害民之子弟，不毀其宗廟，不遷其重器，則朝鮮之國今必爲貴國之土地也，今則賦役甚重，民多陷溺，曷喪嘆極，嘔吟思聖，若大旱之望雲霓，故飢者之食，渴者之飲，固不待乎瞬息矣，此愚等之知彼也，朝鮮之人愚而多鈍，怯而善退，炮鼓一驚望風奔潰，而到此之人薰習精氣，效學銳志，可以此一能敵彼十也，此愚等之知此也，

願以萬餘之衆，欲取萬乘之國者無他，將欲不血刃而謀制敵也，誅其一而愛其萬也，行仁義而得民心也，除其舊苛而流我新政也，誠如是也，故民之悅之猶解倒懸也，民之歸之，由水之就下，而全慶二道不待月而爲我之所有也，

雖然兵死地也，而不可輕言也，得一萬則可以直擣三韓

也、得不盈萬則亦足以吞據漢羅也、漢羅之國在於朝鮮西南百里之外、而其地又不過百餘里也、龍飛之馬、凌雲之鷹、千珠萬寶不可勝數也、得寸圖尺、釋遠謀近者兵家之道、故臨機應變都在於愚等之籌畫也、

伏願、閣下俯聽愚等之言、收許朝鮮之人、其糧食器械船軸等物、從我所請翼輔王孫唾掌、西向則天不欲、使愚等有爲乎、則夏未可期、如欲使愚等有爲乎、則當今日之、捨愚等其誰也、

昔秦民之厭亂也、勝廣一叫戍卒之中、而函谷響應漢人之怨莽也、光武獨奮孤軍之末、而諸侯影從、苟能順天人、合龜筮而起、則柔能制剛、弱能勝強也、况彼朝鮮之國、君既易代、臣又結惡、忠良竄逐、姦佞登進、上助桀以爲虐、下浚民以利己、故若見愚等戴王孫而渡、則必皆鼓舞而相賀曰、先王之孫也、不可失也、扶老携幼以迎愚等、謂若去虎口而歸慈母也、夏同拾芥力易摧枯、抑何異於決江河以溉燭火、臨不測以擠欲墜耶、愚等之請伐者、固非慕利僥倖也、將欲誅暴救亂也、昔袁紹不起則漢家五族忠賢之禁不除、劉裕不興則晉室藩鎮強臣之患不息、朱温不來則唐世宦官宮妾之亂不止也、時有今古人無新舊也、

夫知其事之可成而爲謀、則其謀必成、不知其事之不可成而爲謀、則其謀必敗、愚等誠知謀之可成、故以此書明告於閣下、伏望、閣下留意焉、昔越王出見怒蛙、乃爲之式曰、爲真有氣也、古之英君將欲有爲於天下者、雖見微物尚起感也、矧此含五倫吞七書、運籌帷幄之中、決勝千里之外者乎、

愚等聞、唇亡則齒寒、堵重則堂高、苟能成夏則成事之功在於愚等、成功之本在於閣下、德不可忘、恩不可負、歲之聘幣之禮、年之和睦之信、自今而始後當繼通也、橫遮西北長作藩籬、則

閣下高枕肆志國自堅固矣、子之孫之繼之承之雖欲不長其可得乎、謹百拜、以

聞、

1816

〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

爲端午之祝儀、帷子單物十到來、欣賞候、猶本多佐渡守可申候也、

〔朱力平〕

一慶長八年五月四日

〔秀忠〕

〔花押〕

薩广少將殿

1817

「家久公御譜中」

「正文在小濱澤右衛門」

以上

爲端午之御祝儀、御帷子五ツ之内單物三被送下候、遠路被爲入御念候段、書中難申謝候、委曲期後音之時候、不能一二候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「慶長八年」

五月四日

本多佐渡守

正信(花押)

嶋津陸奥守様

人々御中

1818

「正文在文庫」

爲端午之祝儀、帷子十之内單物八到來、喜悅候也、

「朱カキ」

「慶長八年」五月五日

「家康朱印」(墨印ナリ)

薩摩少將殿

1819

「御文庫二番箱家久公十一卷中」「家久公御譜中ニあり」

猶々虫藥廿包令進入候、以上、

去二月廿日御狀、今月九日參着拜見仕候、今度者被成

御上、御仕合能御座候て、於我等大慶ニ存候、其地被

成御下向、國々安堵仕候由、目出度存候、

一 三月廿五日、内府様被成御參 内、則 將軍ニ被成御成候事、

一 秀頼様内大臣ニ被作成候、御祝言之儀、來七月中旬ニ

相定申候事、

一 江戸大納言様之御せん様、一兩日中ニ御上洛之由申候、

大納言様六月中ニ御上之由申候、

一 龍伯・惟新御息災之由、目出度存候、御心得被成候て

可被下候事、

一 爰許相當之御用等可被仰越候、來秋可被成御上洛之由

候間、其節萬々可得御意候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「慶長八年」

五月十日

果法院(ヨメズ)

■(花押)

羽少將様

貴報

1820

『雜抄』

覚

一 先年 武こ様御上洛之時、鹿兒嶋よりハ町田存松・川

上しやうけん・同藤右衛門尉三人罷登申候、藤右衛門

尉事ハ無足にて候間、御合力被下候へと御徒申候へ共、

少も不被下候、然者主從三人じゝんにて罷のほり申候、

京都ニ着申候へハ、やかて御上米給候而勤人申候、御
供申候て罷下候、其時ハ三拾五石之御公役之事、

一京都へ伊地知新左衛門尉長々つめられ候、其かわりに
罷登候へと承候、さやうに候へは、無足にて不罷成候
間、御合力被下候へと御任候へ共、長壽院被罷下候て、
龍伯様御上洛御いそぎ候へと被申上候、然者此度之御
供衆へ、御扶持あるましき之よし候て、少も不被下候
而、五次右衛門尉主従四人にて罷登申候、十二ヶ月分
じゅん仕候てつめ申候、猿渡九郎左衛門尉・岩切縫殿
助、此兩人同前候にて被存候、五次右衛門尉ハ十二め
に 久四郎様御供申、主従にて罷下候、それより拙子
事も飯米被下候て、五年程つめ申候、其年之五月罷下
候事、

一右之年之八月、藤右衛門尉かうらいへ□候、主従五
人にて渡海仕候、□までも無足にて候間、種々御任
申候へ共、くみなども不被下候て一分ニ罷渡候、夫丸
之事ハ其時福昌寺より三人請取申候事、

一次年之八月、京都へ拙子御互に罷登候へと承候条、其
時鳥目五貫被下候、主従四人にて罷居申候、然者明々
年之二月罷下申候事、

一右之六月、川上雅樂助・勝目加兵衛・平田岩見以上五
人罷上申候時も、拙子事ハ御合力不被下候、是ハ伊集
院宮内少輔殿存にて候、從其拾月御供申候て罷下候と
き、皆々すて置申候事御存知前ニ候、

以上

慶長八年五月廿日

〔六十九歳〕
川上日向守(花押)

1821

〔御文庫ニ「番箱家久公拾巻卷中」ニ「家久公御譜中ニ在リ」〕

猶申候、北賀州御下之儀、先書ニ如申爰許相替事も
無御座候、殊右馬頭殿御上洛之儀候間、此方玆敷義
も御座候者、右馬頭殿まで可申入候間、先々北賀御
事御下候て、可然かと相談仕候、上様御用之儀も
候ハ、從是可申入候、委細者賀州まで申入候、以
上、

先度本与兵衛方歸國之砌、御報申入候、此方之儀相替事
無御座候、仍來七月 秀頼様御祝言御座候、諸國大名衆
御上洛之由候間、貴殿様之御事とても、八月ニハ可被成
御上洛由候間、御祝言之時分御上洛可然と存候、尚爰許
於趣者、北賀州申談候間可有御演説候条、不能細筆候、
恐惶謹言、

「御文庫三番箱宝鑑中」「家久公御譜中ニ在リ」

「朱カキ」
「慶長八年」
五月廿五日
山口勘兵衛
直友(花押)

少將様
參人々御中

已上

1822 「御文庫二番箱家久公十一卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

去四日之貴札忝拜見仕候、我等事去月末に罷下候、如御書中其以來久不得貴意、御床敷存計候、餘無音候□罷成候間、せかれ一人指下申候、罷着候哉、隨而内府様將軍之御位ニ被爲成ニ付而、御祝儀爲可被仰上、頓而可被成御上旨尤存候、秀頼様御祝言も七月廿六日ニ弥相定り申候、可被成其御心得候、將又我等事七月之始ニ爰元を罷立可致上洛と存候、何も於上方御上之刻、可得貴意候、何にても相應御用、御上り以前ニ可蒙仰候、聊疎意存間敷候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「慶長八年」
五月廿五日
羽左衛門大夫
正則(花押)

薩广少將様
貴報

1824

「御文庫二番箱家久公拾考卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

先便猶々申候花種之事頼存候、白仙翁花、同八重之儀、白蘭之儀候、

好便之条一筆申候、從武庫大樹へ爲御案内、本田六右衛門尉此中在伏見之処、弥御入魂之通、別而仕合能下國之由候間、千目日出候、然者來秋又可爲御上之由、乍御大儀永々爲長久候間、簡要之儀と目出存候、諸事期面之時存計候、抑去春預給候壺、於宇治一段稱美申候而、別而歡悅候、御上之刻必口を可切申候、將又當月御祈禱之護摩結願之刻、好便候間、卷數守并扇箱一五十本進之候、誠補空書計候、穴賢々々、

「朱カキ」
「慶長八年」五月廿六日
如雪
(花押)

羽柴少將殿

羽柴少將殿

如雪

猶々委可申上候へ共、御上洛之節可得御意候条、早々御報申上候、以上、

御懇書具致拜見候、御上洛之儀 將軍御宣下之御祝言ニ

付、當月中ニ御國本被成御出、可有御上洛之旨尤奉存候、

弥無御油断御上奉待存候、御条敷之趣、奉得其意候、委

曲拜顔之節可得御意候条、早々御報申上候、恐惶謹言、

〔朱力斗〕

六月二日

山口勘兵衛 直友(花押)

薩摩少將様

參御報

1825 「家久公御譜中」

去年慶長七年之初夏、内府公裁盟書賜龍伯及忠恒、其

書中曰、兵庫頭者以無等閑于龍伯不可及異儀、且忠恒於

伏見城遂拜謁之時、匪啻恩禮俱渥、許無事還國、是以惟

新爲奉謝 尊意忝、使本田六右衛門正親就山口直友上達

其意、則召正親於 御前許 謁、且有 懇命、正親奉拜

謝還國復 命、事見直友書簡矣、

1826 「御文庫ニ番箱家久公十一卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

從惟新様本田六右衛門尉殿被成御差上候、披露申候處ニ

被成 御對面候、別而御懇之 御意共候間、御心安可被

思召候、將又先書ニも如申、來七月ニハ、秀頼様御祝

言御座候ニ付而、大名衆何も在京之御事候、貴殿様迎八

月者可被成御上洛之旨、進仰候条被成御急、御祝言之前

後ニ御上洛尤ニ存候、猶本六右申談候間、可有御演說候、

恐惶謹言、

〔朱力斗〕

六月二日

山口勘兵衛 直友(花押)

薩摩少將様

參御報

1827 「家久公御譜中」

山口直友齋元和三年六月六日之書、遣和久甚兵衛直友與力下

魔府曰、一以爲賀 將軍宣下、一以爲賀七月二十八日

秀頼卿之婚禮、忠恒上京可也、且適本田正信與直友密談

之旨曰、令休復上洛以訴之可云爾、因忠恒遣伊勢兵部貞

昌說休復催上洛、休復應諾決上京矣、

1828 「正文在文庫」

猶申上候、先日御使者、殊段子一卷送被下、忝奉存

候、猶甚兵衛可申上候、以上、

態令啓上候、萬端得御意爲可申、和久甚兵衛差下申候、

先書にも如申入、將軍之御祝儀又ハ來月 秀頼様御祝言

ニ付而、各御大名衆在京之御事候、貴殿様之儀迎、八月者可被成御上洛之由被仰越候間、同ハ來月之御祝言以前ニ御上洛尤ニ存候、委細和久甚兵衛申合候条被聞召届、御分別專一ニ存候間、御上洛之砌萬々可得御意候、恐惶謹言、

〔朱カキ上〕

〔慶長八年〕

六月六日

山口勘兵衛

直友(花押)

少將様

參人々御中

『本田氏藏』

唐船着津ニ付被 仰出條々

一鹿兒島・富隈・帖佐三方々御用物之外、一物もおさへをかるましき事、

一廻船憲法之直成之外、押買させらるましく候、若自然違亂之人於有之者、下々之者ハ被擱置、至于侍ハ能々被屈置、可有言上事、

一對猥唐人、爲地下人喧嘩口論於仕懸者、其科ニ可被召喚之事、

右於三ヶ條者、堅被仰出之間、爲各無用捨可被仰渡者也、

慶長八年六月七日

伊勢平左衛門(花押)

本田助允殿

五代右京入道殿

參

〔本田助之承藏〕

慶長八年六月二日々の出物之分

六月二日

錢百八文 若殿様御下向被成、初而帖佐へ御越之時分

出物、四石ニ付三文ツ、

同十九日

同百八文 御せんその御心さしニ付出物、四石ニ付三

文ツ、

十月十二日

同百八文 若殿様御光儀ニ付出物、四石ニ付三文ツ、

慶長九年二月十六日

同老貫四百九十二文 御上洛ニ付出物、一石ニ付十文

ツ、此外米老石ニ付出米五ツ

同三月廿日

同八十二文 若殿様御上洛前之御さつしやう出物、五

『九年四月忠愍公上洛』

石ニ付二文八分ツ、

同四月十八日

同四十七文 大ミねおぎ之宮作之出物、五石ニ付一文四

分ツ、

合老貫九百四十四文

此外米七斗二舛五合但老石ニ付五合出来

1831 「正文在本田助之丞」

覚

一蘇木貳百斤 一砂糖千斤

一小人島貳拾枚 一水牛角廿五本

一らうそく五拾斤 一しゆくしや貳拾二斤

一毛玉貳拾但大

以上

〔慶長八〕

六月十五日

伊平左○（印文貞成）

1832 「古御文書三番箱中」

南

夏のよの月はしはしのほともなく

西の空をやゆくゑ成らん

無

むらさきの雲ははるかにへたつ共

鳴音をもらせやよほとゝきす

阿

秋近き森の木かけハタたちの

そゝかぬ露に袖そしほるゝ

弥

みそ地くれ三とせになれはをのゝえの

竜伯

佛

朽し計のこゝちこそすれ

筆の跡にとゞめ置てやいにしへの

道のをしへも絶ぬ末の世

秋風の柳か枝を吹ととも

ちりてつれなき一葉成けり

柳枝臺の歌とて詠之、

三年つもれはと仕候へ共、アル人つもれはハ聞へま

しく候、なれはにて可有ト申候ほとに、かやうニ書

付申候、さりなからいかゝ可有之候哉、同ハあやま

りヲあそはし付被下候ハ、可忝候、

1833 「義久公御譜中」

〔此本在御文書方〕

大中良等庵主三拾三廻にあたり、追膳のためにみたの

名号をかふりに置つゝかざる六首をつらね、靈前に手向

たてまつるものに南、

法印龍伯

南

夏のよの月ハしハしの程もなく

西の空をや行ゑなるらむ

むらさきの雲は遙にへたつとも

無

なくねをもらせやよ郭公

秋ちかき森の木かけハ夕たちの

そゝかぬ露に袖そしほるゝ

阿

みそち過三とせになれば斧のえの

朽しはかりの心地こそすれ

弥

たらちねの親のいさめを大方に

おもひしやいま悔のやち度

陀

筆の跡にとゝめ置いてやいにしへの

みちのをしへも絶ぬすゑの世

佛
慶長八年六月廿三日

「昔年写したルト、参照スヘシ」

1834

『雜抄』

(本詠草へ一八三三号詠草ト同文ニツキ省略)

「自元龜二年至慶長八年三十三年也、貫明公ノ御詠歌カ」

1835

『在官庫』

掟

一京泊江入津之かほうしや船、公方様へ御礼之儀候而、

商賣人をしうりをししかい其外不可有非道事、

一川内へ有之唐人も、一人も彼船之唐人へとりあひ、あ

きなとも仕候へ、可被加成敗事、

一あきなひの趣へ、唐人衆存分可爲次第候而、不可有違

乱事、

右条々於令違犯輩者、可被處嚴科者也、

慶長八年六月廿六日

鎌田出雲守
政近

椀山權左衛門
久高

1836

「御文庫拾七番箱十六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

御書忝頂戴仕候、如御意其以來者不能貴面、無音之至候、
隨而 秀頼様御祝言之儀者、大納言様之御膳様御上洛被

成、御袋様と御談合にて、七月廿八日ニ相定申候へ共、

少將様之御上洛之儀者、御無用と被仰出候間、其御心得

可被成候、近比御念之入申候段、目出度御事与奉存候、

何茂春者早々御上洛奉待候、將又兵庫頭様先度御書被

下候、殊ニ預御音信忝奉存候、乍恐御礼申上度存候、御

心得被成候て可被下候、右之通可然様ニ御披露所仰候、

恐惶謹言、

〔御譜ノ朱カキ〕
慶長八年

七月朔日

林喜兵太

次長(花押)

伊勢

〔九年八月忠恒公御上洛アリ、考ニ供ス〕

〔御文庫拾七番箱十六卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

猶細之段者仰上候、以上、

乍幸便申上候、先度者御書忝奉存候、殊ニ路之儀ニ候之處、段過分之至候、然者秀頼様御祝儀七月廿八日相定申候、少將様之御上洛之儀、將軍様御無用と被仰出候間、其御心得可被成段、御念之入申段目出奉存候、如何様春者御上洛奉待候、可然様御披露所、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔朝日ト御譜中ニアレハ、
期日ナルヘン〕

林喜兵太

七月朔日

次長(花押)

〔御譜中ニアリ〕(正親)

本田六右

〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

手痛、書中之駄吳形不思議候、白鳥一被參候、

卯月七日之芳札ニ遂披閱了、蜜々壺爲合香、先以重寶候、

唐紙一箱近比澤山ナル事ニ候、瑠璃之双瓶、花水之異香、

不思議々、山榊執々拵悦至候、抑朝陽之贊之事承候、

ぬるき筆跡、繪に不相應之事、乍片顔遠路往還經數日事

候間、任來命如此候、喜入攝津守下國申節、爰許之様躰

可有演說候、維新老堅固勇健之趣、珍重大慶之事候、猶

期來信之時候、かしこ、

〔朱カキ〕

慶長八年七月六日

信尹

鹿兒嶋少將殿

〔本田助允案文〕

今度御上洛之由、御大儀之至候、仍貴老奉頼御任申上候、

知行方當時御軍役不仕候間、其納之儀先以公儀被召上

候様、御合点頼存候由、兼日申入候キ、何方へ相渡可申

候哉、可爲御下知次第、萬一被仰究候者、最前以來貴老

奉頼候、首尾候而、伊勢兵少老へ御狀被相付候様ニあり

度候、左様候ハ、兵少老へ旁々可得御意候、御出船前

御取乱たるへく候へ共、時分からの儀候条、可被添御心

〔慶長八年〕

七月十四日

相良新右様人、御中

尚々片六借思食候へんすれ共、可被添御心儀奉頼候、
以上、

1840

本田助允殿知行侘之儀、連々御老中へ申入候キ、御取暖
無之故、被仰聞置迄候ツ、此節貴老被相頼、侘有へぎ之
由候、爲拙子無申迄候といへとも、爲首尾一書可致進入
之段、懇望候間如此候、可然様御取成可目出候、恐惶謹
言、

七月廿一日

相良新右衛門尉

長泰(花押)

伊勢兵部少輔殿

參人御中

1841

「御文庫四拾八番箱中」

(本文書ハ一八四五号文書ト同文ニツキ省略ス)

1842

「本田助之丞藏」

覺

一 関東へ參候御物之駄賃并卷物之臺調之入めとして、銀
五百目御藏衆を請取申候殘銀之宛之事、

但 札揃銀五十七匁六分四り有之、

一 関東往還御盛之外ニ、三十三日詰かさミ申候、御詫申
上候事、

但 今ノ錢ヲ四十四貫文、銀ヲ五百七拾二匁、

一 飯米方值成過分ニ相違仕候、無其紛儀ニ候之条、御詫
申上候事、

但 銀ヲ百八拾八匁、

二 口

殘而

合銀七百六十匁、此内五拾七匁六分四り、御物ニ引、
七百式匁三分六り、可被下分に候、但主從十二人、
馬老騎御盛也、

十二月二日

1843

注文

一 虎皮八枚 一 ひうのかわ拾六枚 一 小人嶋六拾八枚

一 水牛の角百六拾本 一 ミやうばん八百斤

右五種者、鹿兒嶋・帖佐半分宛可被召上御物、

一 鹿皮老万五千八百九枚 一 山馬之皮三百廿九枚

一 砂糖六千八百四斤 一 紅木四千七百六拾斤

右四種者、鹿兒嶋・帖佐半分ツ、分られ奉仁

手前右唐人前々直成を被相宛、商人可被渡也、

〔慶長八〕

七月廿三日

伊勢平左衛門(花押)

備前中納言浮田秀家入道綱大老之列屬石田三成之催、欲

拒關東既赴向于濃州、於關原關西軍一戰莫功、而敗則竄

身於彼此山林、翌年乘小舟遠來薩摩、而請屈當國者頻也、

答曰、當家未知安否、而况令天下大罪人忍居國中不能、

雖然強請不止、於茲不得已、而教之居牛根矣、其聲漸達

内府聖耳、於此時也、令山口勘兵衛尉直友秀家上京於催

當家、直友俾和久甚兵衛尉來薩摩摠之、故遣使節於牛根、

先達其旨於家老小瀬中務矣、秀家聞之、謂可上京云云、

龍伯公聞此返言、賜高書、記左、

1845 「正文」

彼一儀、小瀬中書へ被仰聞候哉、然者可被成上洛口柄候

之歎、可然存候、早々鹿兒嶋へ御談合有へく候、さてハ

彼仁へ付候て可罷登人、かこしま其元ふたるへく候哉、

此等之儀定肝要ニ候、爰許へハ左様成人有ましく候、正

興寺へハ兼日申付候キ、彼休覆事上洛候者、可然存候通

我々こそ申候つれとも、とても此節者上洛有ましきと出

合候處ニ、於心実ハ此上之儀有ましく候、右之段和久甚

へ早々談合尤候、彼上洛之儀ハ、所好にて候間、別儀有

ましく存候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長八年七月廿六日〕

維新老
參

龍伯(花押)

1846

「御文庫四拾八番箱中」家久公御譜中正文在文庫トアリ

猶々此一儀之首尾遅々申候ニ付而、和久殿腹立之由

尤に存候、併かやう成事者、京も田舎も始末をよく

分別候ハねは不相調候故、少々延引申之由、能々可

被仰分事肝心に存候、一昨日夜入候て、大貳も此方

へ罷越、被仰様子とも具に承届候て、乗船も亦可罷

上者も申付候、於様子者、今日從此方可申述候、然

者右之一儀、最前之物沙汰、世上ニ取沙汰申候哉、

さやうに可有之と存候、涯分御談合を被忍候へ者利

口共申候つる、定而彼談合きかれ候人々之内にても、

大酒なども有之衆者、高聲にて無用捨被申候は、

其隠者有之間敷候、題目日とりなしを麓ニ被仰付候

由、隠題にても人の推量者可在之候、御方さへ人々

取沙汰申候者、富限之儀猶以無心元存候、御書面之

やうにいつれの道にても御急候へハとの存事候、

仍本源事、一昨晚酉刻ほとに爰元打立申候、 富隈 の仕合、互事澄可申と推量申候、

昨日之御狀、夜半程到來候、則可遂御返事候つれとも、餘急成儀者就無之、至今朝令延引候、然者休復老上洛之返事、早一昨日到來在之之条、爲御談合彼使者兩人共ニ此方へ留置、本田源右衛門尉を以 龍伯様へ申上、從富隈直ニ如其方參候而、様子申候而、早可罷歸之通懇に申聞候之處、至今不參、無心元候、大事之出入にて候間、兩人程ニ而可申候へとも、此始末爲存人別にも依無之、本源一人ニ而申之条、從富隈一人御添候て、其方へハ可被仰越様にと迄念を入申上候、定而富隈御談合なとも難事終候而、昨日者打立遅候つるかと存候、恐々謹言、
〔朱カキ〕
〔慶長八年〕七月晦日 惟新(花押)

1847 「御文庫四拾八番箱中」家久公御譜中正文在文庫

猶々右之相違、かへすく殘多存候、然共誠に此年月、休復雖御逗留無仕合故、終ニ不能面談候事、彼心中も如何与存罷越事ニ候、

向之嶋へ被相誘引之間、同道可申由申候へ共、休復事必明日六日牛牀發足在之由申來之条、爲暇乞今晚は福山迄罷越參會可申覺悟ニ候間、兼約相違申通爲申述如此候、
猶期後音候、恐々謹言、
〔朱カキ〕
〔慶長八年〕八月五日 惟新(花押)

少將殿

まいる

1848 「家久公御譜中」

同年八月六日、令休復發牛根、桂太郎兵衛忠詮警衛之、正興寺文之副之矣、

1849 「家久公御譜中」

權大納言秀忠卿御長姫七月二十八日于歸 秀賴卿、時大久保相模守忠隣從乘輿、秀賴卿使淺野彈正少弼幸長迎來輿、繇焉、忠恒爲奉賀婚禮事成於 將軍家及秀賴卿、使比志島紀伊國貞八月赴上國矣、

爲壽 將軍宣下及秀忠公之御長姫于歸、忠恒催今秋參觀之旅裝、既而因 台命忝免赴上國、是差專使而當奉謝之、然而不見當其任者、今按左山口直友書中、所謂川上久右

衛門久明者勤斯是使節者也、

敬白起請文

1850 「御文庫二番箱久公十一卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶申候、「本甲上野介也」本上・拙者一紙ニ書狀認、跡ヲ進入申候、

先久右へ如此申談候、委可被仰上候、中納言殿御事

御別条有間敷と存候間、御心安可被思召候、餘其方

ニ被成御留、御理被仰上候者如何ニ存候間、御上り

之儀者御急尤ニ存候、委細久右口上ニ申候間、可被

仰上候、以上、

此御使者御下之由候間、令啓上候、爰許之儀相替事無御

座候、去月廿八日御祝言候而、弥御繁昌之様子可被成御

察候、將亦中納言殿御上之儀、切々以書狀申入候、漸只

今之時分御上着と待申躰候、然者彼御身命之儀別条有間

敷と存候間、自他満足存事候、就其本上州以書狀被申候、

猶於趣者川久右へ申入候間、可被仰上候、恐惶謹言、

「朱力半」

慶長八年 八月十四日

山口勘兵衛

直友(花押)

少將様

參人々御中

1851 「御文庫拾六番箱五卷中」「義久公御譜中正文在之トアリ」
「家久公御譜中ニモ在之」

一乍恐令言上候、今度奉得 御當家弓馬之儀御意候事、

寔以忝次第候、隨分無緩稽古可仕候事、

一當世早道乗之儀、上意ならてハ乘申間敷候事、

一可被仰聞条々、毛頭他言仕間敷候、併馬上之儀、先祖

以來被預置家候間、子孫一人ニ相傳之儀、御免奉希候

事、

右之旨若於僞申上者、

▽(牛王)奉始上梵天帝釋四大天王、下者堅牢地神、惣者日本國

中六十餘州大小神祇冥道、別者薩州鎮守新田八幡大菩薩

薩 開門正一位并鹿兒嶋擁護諏方上下大明神 稻荷

戸柱 春日 若宮、殊者隅州鎮護正八幡大菩薩 霧嶋

六社權現 同當所稻荷五社大明神、取分氏神勸請諸神

天滿大自在天神御部類眷屬等、神罰冥罰可罷蒙者也、

仍起請如件、△

河上十郎

久慶(花押)

慶長八年卯 八月十六日

相良勘解由左衛門尉殿 參

「上色」起請文

1852

〔末吉松元權兵衛覺書〕

一慶長八年八月十七日ニ、鹿兒島浦之谷山ニ而伊集院千壽殿・同三郎五郎殿御兄弟御腹之時、討初之敵ニ而刀疵二ヶ所負申候、立相谷山大左衛門殿・石塚才右衛門殿、

1853

〔本田氏藏〕

鹿兒嶋御物

〔此字不相知(公之) 御物御物買日記但瓢嶋ニテ

- 一鹿之皮三百枚 代銀六百目
- 一明礬正ミ三百五拾斤 代銀百四十目
- 一角大小七拾耆本 代銀四十八匁六分
- 一あをり耆懸 代銀五匁
- 合七百九拾三匁六分
- 外公用百九拾八匁四分

慶長八年

八月廿四日

福岡新兵衛(花押)

中嶋藤左衛門(花押)

服部加兵衛(花押)

本田助允殿

1854

松本和泉守殿

〔家久公御譜中〕

同月二十七日、忠詮・文之等護送休復上著于伏見、依直友據忠恒之意、訴被宥休復之逆罪、直友相議正純達 台聽、内府公曰、秀家者叛逆之棟梁也、其罪不容誅、然島津家之愁訴難默止、宥死刑置駿州府中二之丸、後改竄 八丈島、文之・忠詮還國而傳 台命、忠恒欣欣然、使一族喜入攝津忠政拜謝 高恩之忝、忠恒感賞忠詮及文之勤勞、後十一月十八日、賜感牘與寶刀於忠詮矣、

1855

〔御文庫拾七番箱十六卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

比志島國貞到于伏見、告爲忠恒使者於山口直友、胥議本田正純、而依兩人之指南、九月二日、國貞登伏見 營獻幣物、御太刀一腰・御馬代黃金二枚・伽羅三斤・沈香十斤・段子十卷、據忠恒之賀詞、於是家康公許謁忝得奉拜 台顔、而還邸舍、即日飛書於薩州、就樺山久高・鎌田政近而欲件事上達矣、

猶以從勘兵衛殿も書狀可被指下由候、跡々持せ可申

候、以上、

態令啓上候、

一今日二日、致御目見、御前之御仕合一段可然候而、満

足仕候、

一御馬太刀・馬代金一枚・伽羅三斤・沈香十斤・段子十卷、右之分ニテ相濟申候、

一秀頼様へ之御進上物者未相究候、乍去さのミ深々敷事者候ハしかと聞候、

一休復老御進退之事御侘言罷成、駿河之内(久能)のと申在所

へ可有御堪忍由被仰出候、奥州之へてニも可被遣処ニ、ほと近く御座候事、是も嶋津殿御手柄ニテ候由、諸人之取沙汰非大方ニ候、從 公方様も被對嶋津殿、被成

御赦免由被仰出候、天下之御外聞不可過之候、巨細者正興寺・桂太郎兵衛殿以下向可被申上候、

一かほうしや之使者并案内者、原田弥次右衛門尉御前ニ罷出候、

一此元御隙近日中可明と存候間令下向、万可申上候、先以右之旨御次之時、御披露可目出候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長八年〕
九月二日 比志嶋紀伊守 國貞(花押)

桃山權左衛門尉殿

鎌田出雲守殿

人々御中

1856

『在官庫』「義久公御譜中正文有之トアリ」

猶々駿河國くのと申所へハ、伏見を五日地御座候、

駿府をくのへハ一里御座候、以上、

今度中納言殿、先月廿七日ニ伏見へ被成御着、拙者所ニ

御宿申候、御身上之儀別条無御座、今月二日ニ東へ御下

にて候、御落着之地、駿河國くのと申所にて御座候、路

次中之儀も、ゆる／＼と御下候様ニ案内者申談候、御心

安可被思召候、御身命之儀、別条無御座候而、貴老様御

満足、乍恐奉察存候、御外聞御面目之至、於拙者式大慶

不過之存候、猶正興寺御下向之砌可申上候条、早々ニ令

言上候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長八年秋〕
九月二日 山口勘兵衛 直友(花押)

龍伯様

參人々御中

1857

〔御譜中抄〕

一慶長五年、備前中納言浮田秀家入道稱 休履、石田方ニシテ濃

州赴向テ後敗レテ、翌年小舟ニ乘リ來薩广ニ、請屈當

國ニ者頻也、當家安否未知、天下之大罪人故、國中ニ

居ル事不成由被仰候得共、不止ニヨッテ牛根ニ被召置

〔御文庫拾六番箱五卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

候処、内府公御聞達被成候而、山口勘兵衛尉直友を以、秀家上京致候旨、和久甚兵衛尉ヲシテ薩广ニ來テ據之シム、故ニ使ヲ牛根ニ遣シテ、其旨ヲ家老小瀬中務ニ達ス、秀家聞之、可上京云々、

報申上候、以上、

御歸國之以後御左右不承候處ニ、御使札忝奉存候、路次中無吳儀被成御下着之由、尤玆重存候、仍御國へへぬけの船着岸之由被仰越候、御一つ書則御披露仕候處、一段之御機嫌過御推量申候、將又御祝言之儀、八月廿八日と被仰出、御祝言御座候間、御心安可被思召候、猶追而可得御意候条、早々御報申上候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

九月三日

山口駿河守

直友(花押)

奥州様

參御報

〔御文庫二番箱家久公十二卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

猶々御はし書ニ被遊候通被成御覽、猶以御機嫌よく御座候、可御心安候、萬事追而可申上候間、早々御報申上候、以上、

〔義久公御譜中〕

〔正文有之〕

〔本文書八一八五九号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔御文庫二番箱家久公十二卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

以上

大御所様爲重陽之御祝儀、御服五、内御綾一御染一御南戸嶋一被成御進上候、致披露候処ニ、御仕合共御座候条、御心易可思召候、御内書之儀へ、重而相調可進候、恐々謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

九月五日

本多上野介

正純(花押)

追啓、褌子三卷拜領、過分奉存候、以上、

就休復之儀候而、重尊札御使僧之趣、相達上聞候、然者休復御事者、去二日以御意駿州へ下向候、委曲正興可有御演説候間不能詳、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

九月五日

圓光寺(ヨメズ)

(花押)

嶋津龍伯貴翁

嶋津少將殿貴答

嶋津陸奥守殿(家久)

1862 「御文庫廿二番箱九卷中」「義久公御譜中案文有之トアリ」

安國寺隨身之一封、當月十七日披見、先以忠恒家督之祝儀伸爲遲怠具承置畢、別而貴國之流人以左相府之御哀憐至本國被送之、其報札遲延不可然、急遣一使以謝恩意之厚、莅其期者可遂馳走者也、此外肥州平戸并領内流來船之儀、細々達先書、茲不及加筆、抑度々如通達、前大閣公朝鮮國誅爵之刻、中山國役永々於當邦可相務旨就有尊命、度々備徵納、從其已來中絶、雖糺理之無其驗于今押移、殊更龜井武藏守望爲球主、既叶其意欲赴渡揖、子聞之、頻依訟屬他遁其難、球國之安全者豈非吾計乎、右兩条、就中報恩寺歸帆之節、懇令相談處、今度曾無其返答、瀾然新仲別条重疊之違變、頗蔑當方故欵、此齮憤難止、忠恒任若年雖有短慮之企、愚老親往古之約盟種々加助言、敢押留之、彼重貞節者爭無改先非、委曲者安國寺可爲演說、將又到來之方物不違目錄領之、自是何々表嘉端(マ)而已、不宣、恐惶、

(朱力キ)
「慶長八年秋」九月 日

琉球國王

「義久公御案文、年間不知、慶長八年比カ」

1863 「御文庫拾七番箱十六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶以廣嶋少將殿御下國有へきよしにて、はや大坂まで御下にて候、去年ニ不相替、いよ御懇にて候、公方様御めいむこニとらせられ、御腰物など被成御拜領にて候、一段御外聞可然御事ニ候、是又爲御存知候、以上、

從上州之御狀可被成御披露候、然者休復老御住所、駿河之内可爲久野之由候つれ共、彼所ハ萬不弁なる在所にて候間、府中之御城二之丸ニ可有御座之由被仰出、先以目度御仕合無申計候、上州我等ニ被仰候ハ、此度中納言殿御事、必以可有御成敗儀ニ候へ共、嶋津殿依御侘言被成御赦免候、被對御家從公方様之御懇、大方之儀ニあらす候、能々承置候へとの御事候、諸人取沙汰も其分ニ候、爲御存知候、將亦秀頼様へ之御礼も、近日中可相濟候、可御心易候、恐惶謹言、

(朱力キ)
「慶長八年」
九月七日

比志嶋紀伊守

圖書入道殿(花押)

圖書入道殿

樺山權左衛門尉殿
(久高)
(敬近) 參人、御中
鎌田出雲守殿

1864

〔家久公御譜中〕

同年九月上旬、國貞至大坂就片桐市正且元・小出幡磨守
(マ)
秀政進上幣物 御太刀一腰・御馬代銀拾
枚・伽羅一斤・豹皮二枚、於 秀頼卿、遙祝婚
禮忠恒之壽、且元・秀政執達之甚愜 卿之意、因兩人裁
書附國貞以贈忠恒、國貞還國呈上之、

1865

〔御文庫二番箱家久十一卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

秀頼様爲御祝言御礼、比志嶋紀伊守を以被仰上候、御太
刀一腰・御馬代銀子拾枚并伽羅壹斤・豹皮式枚御進上、
披露申上候處、遠路被入御念義、御祝着ニ被思食旨、被
仰出候、委細紀伊守可被申入候條、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長八年〕

九月十二日

片桐市正

且元(花押)

小出幡磨守

秀政(花押)

羽柴少將様

貴報

1866

〔在官庫〕

今度休復御上ニ付、桂太郎兵衛殿被成御上候、然者休復
則駿河國の内くのと申所江被成御下候、御身命之儀無別
儀段候、大慶奉察存候、拙者式迄満足不過之候、於赴者
桂太郎兵衛可被仰上候、恐惶謹言、

〔慶長八年〕

〔イニ九日トアリ〕

九月廿日

山口勘兵衛

直友判

薩摩少將様

參人、御中

1867

〔御文庫廿二番箱九卷中〕〔義久公御譜中案文有之トアリ〕

今度休復身上之儀、存知之外被成御赦免候、爲拙者深重
忝奉存候、然者忝家之儀、以寄特之御哀憐于今令安居候
上、休復進退之御侘言誠懇之儀候間、遮而可致訴訟雖非
心底候、打憑在國候條、難黙止御侘申上候處、被助身命、
殊更駿州之内被召置候、畢竟被對忝家如斯候事、外聞実
儀不過之、恐悅無極候、先以御礼爲可申上使者差上候、
此旨可然之様可預御披露候、恐々、 から墨二二丁
〔朱カキ〕
〔慶長八年〕 九月廿七日 から折敷廿枚

山口勘兵衛尉殿

〔義久公御案文〕

『雜抄』

〔本文書ハ一八六七号文書ト同文ニツキ省略ス〕

『在石原氏』

遙久不遂參會候、今度此表御光儀、千秋万歳目出度存候、乍勿論御供之由承及候、別而被添御心、御機嫌可然様ニ御手柄等此時候、巨細猶使ニ申含候、恐々謹言、

九月晦日

石原小作殿

御宿所

新納武藏入道
爲舟判

〔義久公御譜中〕

〔正文有之〕

遠路使者、殊入念、砂糖千斤到來、喜悅候也、

〔朱力キ〕
〔慶長八年〕九月晦日



〔墨印〕〔家康〕

嶋津修理入道殿

〔御文庫四拾八番箱中〕

猶々今度富限より 公方様へ御進物并方々へ御音信
之品々書付給候間、爲御心得写進之候、御方よりも

是非々々御進物候へてハと、ふかく思召之由候間、

さやうニ可被仰付候、將又本上州より之書狀并ニ比

紀州・桂太郎兵衛より之狀共三通、 竜伯様へ懸御

目申候間、是又返進申候、如有増來十一日ニハ富限

へ御越候哉、御報承度候、

其元御普請、先此一篇相調候、珍重候、

一昨日帖佐彦左衛門尉を以申候條々、御返事承届候、

一喜入攝津守今度之爲使者被仰付之由尤存候、從 龍伯

様昨日も先日之御意趣、同篇ニ被仰越候條、喜攝被仰

付之通、今日從是可申上覚悟候、就夫休復へ之使者、

先可被指上之由候つれ共、我等存候者、 公方様へ之

使者より先ニ私之使者被指上候而者、上方ニ而之時儀

成合申間敷欵と存候間、喜攝同前ニ罷上候やうニ候て

可然存候、縦十日十五日延引候とて、 一大事之時分

被拘儀候間、更苦かるましきと存候、

一先日申談候、黒田甲州へ縁中違篇之儀爲可申越、如此

書狀可相認と存候、文牒等被入念再見候而、御存分も

又談合衆被申分共も御座候へ、可示給候、依御返事

可得其意候、恐々謹言、

十月朔日

惟新(花押)

少將殿
參

1872 「御文庫廿二番箱九卷中」 「義久公御譜中案文有之トアリ」

其已來遙久申隔候、遠邦之故乍存御無音、背本意候、然者 公方樣至忤家、種々忝被加 尊意候、恐悅之旨難申盡躰候、畢竟先年名護屋御在陳之刻、以貴老申入候、其一筋不相易故、于今如斯候、貴翁被添御心候通、弥無忘却候、殊更今度休復事、被對當家御赦免之由被仰出候、誠外聞実儀不過之存候、一度忤家之難儀以寄特之御憐愍被差免候、此上彼進退之御侘不似合儀候間、遮而可致訴訟雖非覺悟候、打憑被罷居候俟、難默止一往之御侘申上候処、被助一命候、扱々不慮之儀、我等大慶可有御推量候、自然 御前御差出之節者、能々御取合所仰候、自少將所爲使者喜入攝津守差上候条、傳書此式候、將又乍少分、新渡之迦羅三兩并白糸二斤進覽候、聊補心緒計候、恐々、

「朱力半」
「慶長八年」十月十八日

猶以愚拙老衰、此比就中無正躰候、連歌之事共中、存絶候、無念之儀候、今一度之御對面大望ニ候へ共、

可成様無之候、朝暮御床敷存計候、以上、
幽齋老

「義久公御案文也」

1873 「喜入忠續譜中」

慶長八年癸卯十月、爲使節上洛、是亦 内大臣家康公、爲任征夷大將軍之上達祝詞也、進獻方物砂糖貳樽・鉄炮貳挺也、

1874 「正文在當家」

猶々遠國ニ御座候者、書狀可被持歸候、以上、
態用飛札候、於京都定幽齋老へ被差出候ハ、彼方へ久々無音候之間、書狀進候、同進物二種堅可被相届候、委曲者書面ニ申候、心得候而可被申候、恐々謹言、
「朱力半」
「慶長八年」十月十八日
龍伯(花押)

喜入攝津守殿
(忠統)

1875 「家久公御譜中」

抑薩隅日三州者、從 曩祖忠久以來爲吾島津家之領國、不知何時乎、伊東氏押領日州那珂郡佐土原城、
將軍家義滿
卿譜曰、應

安七年九月，以日向賜伊東氏云云，按伊東氏翁藏東山，義政卿之花押書，而稱日向守護，恣劫掠日州之邊地，因永祿七年，將軍義輝卿使伊勢備

後守貞忠下于日州到伊東家，按察花押之書，而伊東守忠號無用事也，是

後守貞忠之書於伊東家披見，是於京都亦有其疑，伊東守忠號無用事也，是

偽言，可蒙八幡神討，三打地是為謀書明，固初無伊東守護之事，義滿卿

賜日向之事無所據，可知憶，井上氏自記曰，伊東六郎左衛門祐時，建武

四年來于日州，至祐時五代之孫大和守祐堯，討亡日向國人佐土原，三宅

·富岡·平田等之十二頭，以佐土原為居城云云，又一說曰，祐時來于日

州，抵足利尊氏建武年間磨爪牙之秋，薩隅日有守順之官兵，與尊氏

之逆徒而相鬪，三州鼎沸，於是尊氏為治伐官兵，使島山修理亮直顯赴

于日州，而直顯據穆佐城，時祐時 代代為寇不絕，逮大膳大夫

從軍于直顯劫掠處處，不知孰是矣， 六代，天

義祐入道可水時，亟侵邊境，由是修理大夫義久 當家十

正五年十二月十日，為報宿讎，自將發向佐土原，義祐多

年積惡大，以故麾下將士及領土之四民悉抱怨恨，無以死

難為志者，義祐失防禦之術，走豐後賴大友氏，於是日州

全依舊為島津家之有，義久乃使諸將守日州之諸城，以佐

土原城授島津中務大輔家久，天正十五年，雖 大閣秀吉

西征之后，佐土原無改轉，家久嫡子豐久襲領，慶長五年

八月十五日，豐久於關原結纓，繇焉同六年之秋， 內府

公降應取公佐土原城之 鈞命，鎌田出雲守政近者秋冬之

交，持回命赴本邦，時山口直友使莊田三大夫與力之 與政

近同途直赴佐土原，龍伯·忠恒先聞此事，故使樺山兵部

義弘守呈上 秀賴卿誓紙之旨，抵欲應石田三成之催促之

時，豐久諫義弘心底不曾反于 內府公，直友譏本田正純

窺 台意， 內府公推問豐久之諫旨，正純·直友以所聞

之豐久諫言，奉對豐久言曰，謹慮此一戰之勝敗， 內府

公之勝利無疑，與無詮陰謀，所亡家似智謀不足，加之、

內府公平日御懇意不淺，云裕云恰，屬 內府公宜全國家、

因茲 公察豐久元無反意， 命曰，如佐土原應使龍伯·

忠恒之一族者守，旅庵以書告稟，龍伯·惟新·忠恒共胥

議，同年九月十七日，以島津右馬頭以久入道宗恕當其任、

宗恕速領諸往佐土原，是頗雖慚龍伯·忠恒素意，未為慊

也，故說欲以佐土原直賜以久之旨，依賴直友，既而以久

願奉拜謁 內府公、龍伯·忠恒免之，因以久同八年上洛、

而奉拜謁 內府公、奉訴拜領佐土原，是亦由有龍伯·忠

恒之旨也，時直友議正純，而相共以龍伯·忠恒旨趣苦執

奏，以故至同年十月， 內府公賜佐土原於以久，於是

以久曰檜柴名物之碾茶壺獻 公，奉謝賜城地之鴻恩矣、

1876 「右馬頭以久譜中 在忠將一流」

以久嘗欲拜謁 將軍家康公、 太守容焉，由是慶長八

年癸卯得謁見 家康公，獻以所藏之肩衝稱那良芝者、 後其

改元名、號於茲乎、賜日州那珂郡佐土原地三萬斛於以久、島津肩衝領知其地以爲昵近、移居佐土原矣、恩惠之厚岱山何高蒼海亦深乎哉、

1877 「右馬頭以久譜中在忠興一流」

夫薩隅日三州者、文治以來爲吾島津宗家之領國、不知何時乎、伊東氏押領日州那珂郡佐土原城、代代爲寇不絕、逮大膳大夫義祐入道可水時、亟侵邊境、由是太守修理大夫義久主、天正五年十二月十日、爲報宿讎、自將發向佐土原、義祐失防禦之術、而走豊後頼大友氏、於是日州全依舊爲島津家有、義久主乃使諸將守日州之諸城、以佐土原城授島津中務大輔家久、天正十五年、雖太閤秀吉公西征之后、佐土原無改轉、家久嫡子豊久襲領、慶長五年、豊久於關原結纓、繇焉同六年之秋、內府公降應取公佐土原城之台命、主之臣鎌田出雲守政近者秋冬之交、持公回命而赴魔府、時山口勘兵衛直友使莊田三太夫與政近同途、直赴于佐土原、此事已先達 龍伯主・忠恒主貴聞、故使樺山兵部忠助入道紹劔到佐土原、說豊久家臣之守城者去城、而授莊田、從是使隣國候伯代替勤番於此城、 龍伯主・忠恒主痛豊久爲宗家戰死而嚴譴及

城地、且舊領之地遂爲他氏之有、使新納旅庵就直友、告石田三成催促 義弘主與同之時、豊久諫 義弘主心底不曾反 內府公、直友議本田正純窺 台意、內府公推問豊久之諫旨、正純・直友以所聞之豊久諫言奉對、豊久言曰、謹慮此一戰之勝敗、內府公之勝利無疑、與無詮陰謀、而亡家似智謀不足、加之、公平日御懇意不淺、云裕云恰、屬 公宜全國家、因茲 公察豊久元無反意、命曰、如佐土原應使 龍伯・忠恒一族之者守、旅庵以書告稟、 龍伯主・惟新主・忠恒主共胥議、同年九月十七日、以以久入道宗恕當其任、宗恕速領諸往佐土原、是頗雖愜 龍伯主・忠恒主素意、未爲嫌也、故以欲以佐土原直賜以久之旨、主又依頼直友、且免以久奉願拜謁 內府公、因以久同八年上洛、而奉拜謁 公、而奉訴拜領佐土原、是亦始由有 龍伯主・忠恒教旨也、時直友議正純、而相共以 龍伯主・忠恒主之旨趣、苦執奏、以故至同年十月、內府公賜佐土原三萬石之地於以久、於是以前稱檜柴名物之碾茶壺獻 公、奉謝賜城地之鴻恩、此時讓下大隅于嫡孫又四郎忠仍、而以久移佐土原奉仕 將軍家、

1878

「右馬頭忠興譜中末紙如左」

夫如今於忠興加朱丸、以庶比並嫡、是何故乎、抑忠興之家嚴以久初爲宗家之臣、時慶長六年、奉 太守龍伯及忠恒父子之命、守番于佐土原城、既而同八年、蒙 太守之恩免奉調 大樹家康公、而拜領佐土原日州那珂郡三萬石之地、於是久以嫡子彰久已没、故讓下大隅舊窠於嫡孫又四郎忠仍、自蛻出陪臣之賤區、以乍化成將家昵近之城主、乃新樹家別創業、同十五年以久卒、後 將軍家以久遺領雖賜忠仍、有故奉辭之、以故忠興拜領之、是受領以久新恩之城地、不舊賤陪臣、則難混準無其謂之庶子、故今加朱丸以斯義也、見人其須熟思之、

1879 「御文庫二番箱家久公二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚々 將軍樣御機嫌能、御朱印被成候、目出度奉存候、隨而杉原十束致進上候、表御祝儀計候、以上、今度爲御使者、比志嶋紀州被差上候、御使札之通申上候、一段之御挨拶共候条、御心安可被思召候、則御朱印比志紀州へ相渡申候、就中 公方樣一昨日十八日ニ関東へ御下向之儀候、來春者可爲 御上洛旨候、其刻無御油断御上洛、尤奉待存候、隨而在土原之儀へ、同名右馬頭殿御訴訟相調、貴殿樣御満足奉察候、 御兩殿樣ノ様子蒙仰

候間、隨分御取成、本多上野介相談申調候、將又私へ御帷子五ツ・鹿皮百枚拜領、御懇意忝次第共候、尚比志嶋紀伊守殿へ申入候条、可被仰上候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕

〔慶長八年〕

十月十九日

山口勘兵衛

直友(花押)

薩摩少將樣
參貴報

1880 「御文庫拾七番箱十六卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

少將樣御書謹而令拜見候、仍就佐土原侘之儀、以比紀伊守忝被 仰聞候、其上山口勘兵衛殿へも被仰候哉、以其儀訴訟之儀相濟、一段忝奉存候、何様近日可罷下之条、其節委可申上候、隨而者、今年 少將樣御上洛之儀被成御留、目出度奉存候、猶巨細之段、比紀伊守へ申入候、此等之趣、可然様可預御披露候、恐々謹言、

〔朱力キ〕

〔慶長八年〕

十月廿日

右馬入道

宗恕(花押)

鎌田出雲守殿

1881 一日置流弓之儀、依不淺御執心、感其御志令相傳候、然

者右傳授之旨、就御懇望許申候、如當流法度、堅以誓

紙可有御指南候、雖爲子と孫々、無器用或無執心之輩
江者、御相傳有間敷候、仍許申所如件、

慶長八年
十月廿五日

玉川久左衛門

義則在判

鮫島筑右衛門殿

まいる

1882

〔御文庫二番箱家久公十一卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

追而自是御小袖三、内白綾一進入仕候、御祝儀まで候、

以上、

今度 秀頼様就御祝言、比志嶋紀伊守殿被成爲御上候、

誠不輒遠海之所、別而御祝着被 思召候、相心得可申入

候旨ニ御座候、然者 公方様去十八日、被成 御閑下候、

爰元相替儀無御座候、隨而拙子方へ銀子五枚贈被下候、

思召寄忝次第候、如何様來春早々可爲御上洛候而、其節

可得御意候、此表御用之儀候者、可被仰越候、聊疎意存

間敷候、猶期後音候、恐惶謹言、

〔朱力半〕
〔慶長八年〕

十月廿八日

小播 广守

秀政(花押)

羽少將様

貴報

1883

〔在官庫〕「義久公御譜中正文在卷本トアリ」

以上

先日御兩使御下之節、以書狀申上候、然者今度佐土原之

儀、連々御内存之趣を以本上州申談、御取成申上候處、

御同名右馬頭殿へ、佐土原之城可被成御請取之旨就被

仰出、則可相渡由庄三太へ申談、我等使者右馬頭殿へ相

添差下申候条、無別儀佐土原右馬頭殿可有御請取候、然

者又四郎殿伏見可被成御在府旨御談候間、無御油断早々

被成御上候様ニ被仰談御尤存候、同右馬頭殿御息、是又

閑東へ可有御下之由堅申談候間、早速閑東へ御下候様ニ

御相談專一存候、何も急度和久甚兵差下可申候間、其節

尚以可申入候、恐惶謹言、

〔朱力半〕
〔慶長八年〕

十月晦日

山口勘兵衛

直友(花押)

薩摩龍伯様

參人々御中

1884

〔在石原氏〕

懇令啓候、仍此表近日御光儀之由相聞得候、其儀ニ付、

先日竹内右馬殿へ以一和令申處、贈符等委承候、御懇之

至候、爰許之儀者、着等不如意之在所ニ候間、雖爲無調

法候、貴所御供之事候間、御取合にて御調頼存候、猶巨細彼右馬殿ニ可被仰聞候、恐々謹言、

十月朔日
新納武藏入道
爲舟判

石原小作殿
御宿所

1885
「雜抄」

御光越前とハ申なから、今朝の貴老様之其地ニ御歸者、御逃させられやうに御沙汰ニ候、早々御參上肝要たるへきよし、伊兵部少輔殿ヲ申せて候、御辛勞なから奉待候、恐々謹言、

十月廿四日
同武藏入道
爲舟判

江州様
近習御中

1886
「義久公御譜中」

女子

島津薩摩守義虎室

天文廿年辛亥八月廿二日誕生、母相模守忠良女也、慶長八年癸卯十一月十二日於上井逝去、年五十三、

法號蓮昌妙守庵主、

女子

島津守右衛門尉彰久室

女子

太守家久御簾中

1887
「御文庫二番箱家久公十一卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶以度々御音信忝次第、中々書中不得申、何も來春以内可申達候、以上、

去七月十一日之貴札忝存候、殊々御帷子五之内、琉球帷子三ツ并伽羅壱斤被懸御意ニ、度々御音信之段中々不得申候、次々貴殿御上洛之儀御無用之由、山勘兵被仰入之由、近比御仕合共ニ候、隨而將軍様ニ御成之御祝儀被仰上ニ付て、山勘兵殿御指圖候て、御前御仕合殘所無之候、將亦秀頼様御祝言之御礼も任御書中ニ、御進物日紀州へ申談候、何方も御仕合能候段、於我等目出度存候、來春將軍様御上洛之刻へ、定而可爲御上候条、其刻以面相積義可申承候、上方手寄之儀候間、相應之御用不被御心置可承候、委細者日志紀伊守可被申上候、恐惶謹言、

〔朱力斗〕
〔慶長八年〕

十一月十一日

羽左衛門大夫

正則(花押)

羽薩广少將様
御報

1888
〔桂忠防譜中〕

備前中納言秀家法師休復、關之原敗北之後來于當國屈居于隅州邊地、慶長八年癸卯應 家康卿之徵、六月赴京師矣、太守令忠防海陸之爲警衛使、途中無事早速上著、諸般不有一失、而早歸國來反命、則賜感牘及寶刀、記左、

1889
〔正文在桂彌三郎忠康〕

今度備前中納言殿就上洛、其方可相付之由俄申候處、片時不及思案令領掌、不移時日打立、感悅此事情、然而路次中入念、無恙早々上着候故、公方様御前無吳儀相濟、播當家之面目候、此等之忠節永々不可有忘却候、仍脇指信國遣之候、謹言、

慶長八年十一月十八日 忠恒(花押)

桂太郎兵衛尉殿

〔上包〕
桂太郎兵衛尉殿

忠恒

1890
〔財部米良氏文書〕

隅州曾於郡下財部村之内知行目錄

一西大河原之門

高參拾八石一斗三升四合六夕

右同村之内
一浮免

高拾七石四斗二升八合六夕

加治木竹子村之内
一粟下屋敷

高四石四斗三升八合六夕

合六拾石

右之地、爲加增令配分者也、

慶長八年

霜月廿八日

山田越前入道

理安(花押)

伊集院下野入道

抱節(花押)

米良備前入道殿

1891
『在官庫』

以上

中納言殿御身上之儀ニ付、爲御礼御同名攝津守殿被差上候、尤ニ奉存候、雖然 公方様関東江御下向之儀者、然者來春御上洛迄、諸大名衆々御歲暮・御年頭之御礼なと

の儀も、御上洛被成候迄、延引無之様ニ相觸可申候旨御

意候間、攝津守殿御下之儀者、御前難計奉存候条、當地

御留主居之年寄中江茂令相談、攝津守殿関東江御下之儀、

拙者申留候、御進物【かせトハ使人ノコトナラン、かせものともアリ】ニかせ我等も相添、攝津守殿トク輕き

使候、左様ニ相談、右之通候、急度從関東之御左右可有

御坐候条、從是可申上候、將又砂糖百斤送被下候、不始

于今御懇切、過當之至奉存候、猶攝津守殿江申入候間、

可被仰上候、恐惶謹言、

〔八年〕

十二月五日

山口勘兵衛

直友判

薩摩少將様

貴報

1892

〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

貴札得披本望之至候、休復御身上之儀被成御赦免、駿州

江被差越候、先以目出存候、乍然貴國御拘之御手柄候、

於拙也満足不過之候、隨而砂糖式百斤遠路被贈下候、御

懇意之段難申謝候、昨日以愚札申入候、定而同時ニ可相

届候、來春者御上洛奉待候、將軍も十月十八日、江戸

へ被成御下向候、明春可爲御歸洛候、尚期後音聞筆候、

恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長八年〕

十二月六日

圓光寺ヨメズ

〔花押〕

薩州

羽柴少將様

御報

1893

〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

爲音信、段子三十卷并硫黃五百斤到來、喜悅候也、

十二月十八日

○〔家康墨印〕

薩摩少將殿

1894

〔家久公御譜中〕

隅州大隅郡櫻島山海中一大奇觀也、距慶城一里、直慶城アツル

一面、面無所背、其有一面俱皆八面之相、即方異而相無

異也、故謂之向島、說者曰、櫻花浮海此山湧出、因其花

瑞命之櫻嶋焉、〔分注左ノ如シ〕

世傳説、櫻島和銅元年一夜湧出、不知其所據、又曰、

洲上有櫻樹、其洲一夜湧突成山、故名神者曰、彦火火

出見尊曾詣龍宮合龍女豐玉姬、姫戒曰、吾欲産、幸

勿見、尊私視之則龍也、形甚惡、姬覺耻其貌醜、乃棄其子而身入海、其所積憾變成此山、與夫霧島山遠相對時、昔有火窟焰騰、今則亡、蓋霧島火火出見尊、而櫻島則豐玉姬云、又說、櫻島火闌降命、霧島火火出見尊、兄弟易幸終因事爭讓命、則震威而現此山云、不知孰是、

〔以上分注也〕

此地柑橘分注左ノ如シ

此地産橘久、按本朝文粹櫻島忠信落書、有和風櫻獨冷被霜暖露橘先抽句、〔以上詳也〕

有數千樹、與夫泥山龍陽洲者將抗衡、所産之柑子其大者六七寸圍、經霜之後其甘如崖密、澱齒牙而味太美、脈不粘辨、食不留滓、諒吾國內之一名菓也、因先是山口直友言喜入忠政曰、如櫻島柑味者外又無有、必獻上 内府公可也、遂應直友之教旨、而此冬獻密柑數篋、詳見直友之書、進貢密柑濫觴于此矣、

1895 「御文庫二番箱家久公十一卷中」〔家久公御譜中ニ在リ〕

尚々來春早々御上洛、奉待存候、萬吉得御意可申候、
閑東日々御鷹野霧多御とらせ被成、一段之御機嫌之由候間、御心安可被思召候、來春御上之砌ニ路頭返マヅ

御鷹野可被成由候間、江戸を御出被成候儀、御急之由相聞へ申候、尚後音之節可申上候、以上、

其以來御左右不承候處、御懇書拜見仕候、然者向嶋之蜜柑御上せ被成候、則拙者請取、閑東へ進上申候、御心安可被思召候、内々蜜柑之儀御進上候て可然通、御同名攝津守殿へ申入候キ、一段可然御進物ニ御座候、就中將軍様御上洛之儀、來春者正月十五日時分、江戸を可被成御出旨、爰許御沙汰共候、尚以慥之儀承候へ、幸便之砌可申上候、不及申候へ共、來春者早々御上洛之御用意御尤存候、猶重而萬吉可得御意候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
〔慶長八年〕

十二月廿日

山口勸兵衛

直友〔花押〕

少將様
參人々御中

1896 「御文庫二番箱家久公十一卷中」〔家久公御譜中ニ在リ〕

將亦其地御様子之儀、以書札成共申上度候へ共、
内府様御意候處、申もいかゝとためらい、不能其儀候、御吉左右承度迄候、以上、

秀頼様・御上様へ歳暮之爲御祝儀、呉服一重宛御進上候、則にあいは殿御披露申候、御ふみ并御使岩切雅樂助ニ御

小袖袴ッ被下候、一段御仕合能候つる、隨而我等方へ御
小袖式、内綾薄板被懸御意候、別而忝奉存候、委曲伊那
圖書迄申達候、恐惶謹言、

〔朱力半〕

〔慶長八年〕

十二月廿四日

片市正

且元(花押)

嶋津又八郎様

人々御中

1897

〔御文庫二番箱家久公十一卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

尊札之趣奉存其旨候、仍此度字喜多中納言殿御身上之儀、
無相違御赦免、於駿州在所被仰付、如何ニも安堵之儀共
御座候、就其先書ニ様子申宣候處、年來被播御外聞、御
満足被思召之段、御同名以攝津守殿被仰上候通、具可達
上聞候、弥於様子ハ、御心安可思召候、然而 將軍様爲
御鷹野、関東御下向之儀共御座候、來春頓而罷上、自伏
見万々可得御意候、將亦爲御音信、砂糖式百斤被懸御意
候、誠遠路御事御座候処、被入御念段忝次第候、尚東表
御用等御座候者、可被仰付候、何も追而可申上条、不能
具候、恐惶謹言、

〔朱力半〕

〔慶長八年〕

極月廿八日

本多上野介

正純(花押)

嶋津少將様

貴報人々中

1898

〔在官庫〕

〔本文書ハ一八九七号文書ト同文ニシテ省略ス〕

1899

〔全〕

遠路尊書、忝奉存候、如御意、此度休復御身上の儀、無
相違御赦免、於駿州在所被仰付候、旁以年來被播御外聞、
御満足被思召候段、尤得其旨存候、猶此上之儀も、毛頭
御無沙汰存間敷候間、御心安可思召候、將亦東筋御用等
御座候者、可被仰付候、何も來春、自伏見可得貴意候条、
不能具候、恐惶謹言、

〔朱力半〕

〔慶長八年〕

極月廿八日

本多上野介

正純(花押)

島津兵庫大夫様

御報人々

〔此書通ハ義弘公御譜中ニ在リ、糺合スム〕

1900

〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

爲歳暮之祝儀、小袖十之内綾二到来、喜悅候也、

〔朱力キ〕
〔慶長八年〕十二月廿八日 ○〔家康墨印〕

薩广少將殿

1901 「下野守久元譜中」初名志在

新納四郎忠實無實子之可継家之統者、是以令忠在爲猶子
連續當家、故慶長八年癸卯十二月、移居于日州眞幸院末
永村、凡領一千石爲其領内、是以如斯、

1902 「得能氏記録」

慶長八年癸卯、

諸大名登大坂并ニ伏見城賀新正事、

正月元日、諸大名夜中ニ大坂ニ赴キ、秀頼ニ謁シテ新
正ヲ祝ス、是舊冬晦日、家康公ノ命ニ依テナリ、其

後大坂ヲ發シテ伏見ニ赴キ、同二日、伏見ノ城ニ登テ

家康公ニ新正ノ嘉儀ヲ献シケリ、

上総介忠輝
五郎太丸義利・池田藤松賜領國事、

同月、甲斐國二十四万二千石ヲ五郎太丸義利後ニ義直
ト改ム、ニ

賜ヒ、備前ノ國三十一万五千石ヲ池田藤松時ニ五歳、
家康公ノ御孫

輝政カニニ賜フ、藤松伏見ノ城ニ登テ奉謝之、時ニ家
男ナリ

康公吉光ノ御腰物ヲ玉フ、秀忠公モ亦御脇差ヲ賜ハ

ル、藤松幼年ナルニ依テ、兄新藏國中ノ仕置ヲ下知ス、

二月六日、信州川中島十八万石ヲ松平上総介忠輝ニ賜

フ、

家康公任征夷大將軍事、

同十二日、家康公征夷大將軍ニ任ジ玉ヒ、牛車・兵

仗ヲ賜ヒ、淳和・辨学兩院別當・源氏ノ長者トナリ、

右大臣ニ任シ給フ、同日三河守秀康參議ニ任シ、從三

位ニ叙ス、池田輝政少將ニ任ス、板倉四郎左衛門勝重

從五位下ニ叙シ、伊賀守ニ任ス、

家康公將軍 宣下拜賀事、

同二十五日、家康公去ル二十一日伏見ヨリ御入洛ア

ツテ、今日將軍宣下ノ拜賀アリ、

四月十六日、京都ヨリ伏見城ニ還御、

同二十二日、秀頼公内大臣ニ任セラル、元權大納言、

秀忠公姫君嫁秀頼卿事、

七月二十八日、秀忠公ノ姫君天壽院殿、
時ニ七歳、豊臣秀頼卿ニ

嫁シ玉フ、時ニ十家康公ハ伏見ニ御座、秀忠

公ハ江戸ニ御座ケリ、御臺崇源
院殿 姫君ノ御送トシテ伏

見ニ到リ玉ヒ、諸具ヲ調へ御婚禮ノ儀ヲ修シ玉フ、時ニ
崇源

院殿伏見ニ於テ一女王ヲ誕生シ玉フ、姫君船ニ乗テ大坂ニ到リ此姫君京極若狹守忠高ニ嫁セラル、

給フ、大久保相模守忠隣從之、西國大名河邊ヲ警固ス、黒田筑前守長政、弓・鎗・鉄炮各三百ヲ以テ守之、堀尾信濃守ハ人夫三百ニ鉅ヲ持セ、船ニ乗テ先行シ、御船ノ通り難キ所ニテハ鉅ヲ以テ開キ導ク、家康公後ニ此事ヲ聞召テ、堀尾カ所爲ヲ御感アツテ、黒田カ所爲ヲ悦ヒ玉ハザリシナリ、サテ秀頼卿ノ家臣等ハ姫君ノ御輿、大手ノ橋ニ到ルベシ、橋ヨリ本城ノ玄関ノ間壘ヲ敷キ、白綾ヲ以テ其上ヲ覆ベシ、ト議シケル処ニ、片桐市正云ヒケルハ、家康公ハ美麗ヲ好ミ玉ハス、此儀貴慮ニ不可應ト、強テ制シケルユヘ、此事ハ止ニケリ、斯テ御輿大坂城ニ入レハ、大久保忠隣乘輿ニ從フ、淺野紀伊守幸長ヲシテ乘輿ヲ迎ヘラル、八月十日、水戸中納言頼房誕生、幼名ハ鶴松丸、又ハ左衛門督、母頼宣ト同シ、

浮田秀家薩州下向、并島津忠恒請秀家死罪、付召秀家於駿府被配流八丈島事、

同二十七日、浮田中將言秀家（マコト）難髮シテ成元ト云、後ニ改休復、ハ先年関ヶ原戰場ヲ遁レ、江州白檉村ニ隠レ、其後潛ニ大坂ニ出シカトモ、一身ノ置所ナキマ、ニ、扁舟ニ棹シテ、万

里波濤ヲ凌ギ、薩州山川ニ來リ、島津忠恒ニ依テ一命ヲ續ン事ヲ請フ、其容貌以前ニ異ナリシカバ、忠恒憐之、隅州ノ邊地牛根村ニ居シメ、懇ニ饗シ置シガ、忠恒舊冬上洛シ、當春歸國ノ暇ヲ賜ヒテ伏見ヲ發スルノ時、家臣島津又四郎忠仍・北郷加賀三久ヲシテ、山口直友カ方ヘ秀家薩州ニ下リシ事ヲ委細ニ云送り、他日渠カ罪ヲ有ラレン事ヲ訴ント思フノ由ヲ談シケル、直友聞テ本多正信ニ議シ、追テ其旨ヲ告ント返答シ、其後密ニ件ノ趣ヲ正信ニ議シ、和久甚兵衛ヲ薩州ヘ下シ、

休復ヲシテ上洛セシメ、恩免ノ事ヲ奉訴可然ト云云送ル、忠恒聞之、則家臣伊勢兵部貞昌ヲ以テ件之旨趣ヲ休復ニ云含、八月六日、休復ヲシテ牛根ヲ發シ上洛ニ赴シム、家臣桂太郎兵衛忠昉ヲシテ途中ヲ警衛セシム、正興寺文之和尚ヲシテコレニ從ハシム、今日伏見ニ到著セシカバ、忠昉直友ニ謁テ、忠恒カ意趣并ニ休復上洛ノ由ヲ述ケレバ、直友則本多上野介正純ニ議シ、家康公ノ台聽ニ達シケル時ニ、公被仰出ケルハ、秀家ハ叛逆ノ棟梁ナレバ、其罪許ガタシトイヘトモ、忠恒カ愁訴モ亦黙止ガタク思召ト有テ、死刑ヲ宥メテ、暫ク駿州府中ノ二ノ丸ニ置、其後八丈島ヘ配流セラル、

(本文ハ底本ニ欠ク、鹿兒島県立図書館本ニヨリ補フ)

義久公	慶長九年
義弘公	
家久公	
後 編 舊 記 雜 錄 卷五十八	

1903

〔御文庫四拾八番箱中〕「家久公御譜中ニ在リ」

改年之御慶重疊、猶以不可有盡期候、多幸々々、抑此等之儀爲可申入企使札候、仍太刀一腰・金子杓枚進入申候、誠表祝儀計候、猶永日中諸吉倍可申加候、佳事、恐々謹言、

〔朱力半〕
〔慶長九年〕正月三日

〔義弘〕
惟新〔花押〕

〔家久〕
少將殿

まゐる

1904

『在官庫』

尚以遠路被入御念候段、御黒印被成候、以上、

如貴札其以來不申上処、被示下忝拜見仕候、仍休復公御

〔秀家〕

身命之儀ニ付而、御祝着ニ被思召通、山口勘兵迄被仰達

候、併只今方々御鷹野爲御見廻被仰上候条、先貴公様

御使之儀も、其分ニ披露仕候、殊迦羅三斤、又重而檜柑

被遣候段、兩度申上候処、遠路度々被爲入御念候儀、御

祝着不斜御事ニ候、最前鎌田出雲守殿へ申談候筋目無相

違、逐日御入魂可爲候条、拙者一人之様ニ、目出度大慶

奉存候、次ニ私へ迦羅百目被下置候、御芳情之至叵申謝

候、委曲山口勘兵可被申上候、恐惶謹言、

〔慶長九年〕

正月十二日

本多佐渡守

正信〔花押〕

薩摩少將様

參貴報

1905

〔正文在本田助之丞〕

一 御藏々衆中借用分

鳥目五貫文ハ

但千部ニ付

関玄番允殿

福永勘解由允殿

蓑田八郎右衛門殿

右同入用

右同人へ渡申候、

同九月四日
一同八貫文者

慶七ノ二月五日
一同拾五貫文者

鹿江御光儀二付
海老原掃部助殿

黒田与一左衛門殿

慶長七ノ五月十四日
一同七貫文ハ

御祈念之仁王經二付
平山七助殿

黒田七兵衛殿

同七月廿一日
一同貳貫文者

御川遊二付
田中監介殿

和田右京亮殿

慶長九正月十一日
一同八貫文者

鹿江御光儀二付
海老原掃部助殿

内山乘右衛門殿

大脇内藏助殿

合四拾三五貫文者

慶長九ノ
正月十四日

1906
「家久公御譜中」

「正文在文庫」

檜柑二箱、遠路到來、喜悅候也、

「朱力キ」
「慶長九年」正月廿八日



「家慶」

薩摩少將殿

1907

「家久公御譜中」
「正文在文庫」

蜜柑二箱到來、遠路喜覺候、猶本多佐渡守可申候、謹言、

「朱力キ」
「慶長九年」正月晦日 (秀忠)

薩摩少將殿

1908

「御文庫二番箱家久公十一卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶以頓而御上洛奉期令存候、万吉拜顔之節可得御意候、以上、

當春之御吉慶雖事旧候、猶更不可有際限候、抑去年閏東
へ御音信之通、本佐父子へ様子申下候処、則披露被申、
被成 御朱印候、兩度之御進物 御意ニ參、御機嫌能御
座候由、拙者方へも本佐・上野介懇ニ被申越候、貴殿様
へ右之趣可申入由被申越候、就中 公方様御上洛之儀、
來月之末ハ可爲御上着由候間、無御由断今度之儀ハ御上
洛尤存候、猶追而慶賀可得御意候、恐惶謹言、

「朱力キ」
「慶長九年」正月晦日
山口勸兵衛 直友(花押)

少將様

參人へ御中

「家久公御譜中」
「寫正文在鎌田出雲政純」

又申候、此比鎌雲かたへ 龍伯様・われもふる舞にて候
つるに、折ふし庭前へうくひす木すへをつたひ、つれな
くとをり候へハ 龍伯様、

軒ちかくこと問ひきてもうくひすのなかくて過ゆくこと
をしそ思ふ

かやうにあそはし候へハ、鶯もやかて啼いて候、きとく
なる事と申計ニ候、其外歌共御入候つれとも、又々、

「朱カキ」
「慶長九年二月十日 忠恒(花押)」

比紀伊守

1910 「義久公御譜中」

「此本在御文書方」

慶長九年二月廿二日、鹿兒嶋護摩所にて、

龍伯

立そふや今年わか枝の家櫻

「右同」

ある神に法樂、

小萩原わけくらしたるかりふしの

小

まくらに近きさをしかのこゑ

龍伯

松

松かせの更行まゝに音たてし
よさむつれくる秋の柴の戸

大

大空の月の光のさやかにて
木の下かけもかくれざりけり

明

明日もこん小鷹かりはの廣野ハ
さしてそのまゝをく鳥柴哉

神

神慮なひきやすらん紅葉ハの
色にいろそふ秋のはつ霜

1911 「御文庫二番箱家久公二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

以上

如御意當年之御慶珍重々、目出度奉存候、「本マ、抑カ」仰正月三日之

御狀、當月廿日ニ令拜見候、然者爲御年頭之御礼、急度

可被成御上洛之旨、尤ニ存候、公方様來月十日以前ニ

可被御上着旨ニ候条、弥無御油断御上洛專一ニ奉存候、

將亦佐土原之儀相濟、御満足奉察候、何も於趣者、御上

洛之御、萬端可得御意候、將亦本佐渡守・同上野介方ヘ「本多正信」

之御狀、從拙者可相届候間、御飛脚先差下申候、先日以「正徳」

飛脚申上候、參着可申候哉、何も御上略之砌、萬賀可申上候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕

〔慶長九年〕

二月廿四日

山口勘兵衛

直友〔花押〕

薩广

少將様

参貴報

1912 『兒玉筑後守傳』

慶長九年甲辰二月、慈眼公命東郷重位、與東新丞鬪創於前、重位克之、公觀大感、乃學其技籠遇日隆、而重位門弟莫出實相右者、由是實相亦辱公知、遂得被恩俱爲親密臣焉、

1913 『重位弟子太刀合書』

兒玉筑後殿事ハ重位公之一之弟子ニ而候処ニ、再起三太刀燕飛などの様な事ハ得せぬ人のよし、其いはれハ木刀を取られそといつても、正日に打なる人ニ而、兼而さまざま習ひ候事は皆なし也、まん誠の我は胸一ツて打れ候ゆへ、手よふ形よふの仕かたハ無之候よし、重位公の御歌に、

師もわすれ我も忘るゝ心こそ誠の道をあらわしにけり
とあり、筑後とのゝ兵法直ニ是也、又御歌に、

六ツ敷習ひもて行其奥にぬしなき太刀の味は有なん
とあり、筑後殿兵法、ぬしなき太刀にて有之たる筈也、

1914 『在琉球』「案文在文庫」

態呈一封、壬寅之冬、貴邦之商船逢逆風、漂蕩日本之奥州、辱内府公被聞召、琉球之儀者薩广爲附庸之間、至當國懇可送届由被仰出、數百里之遠路、以人馬被送着之、翌年之春、至其國送之處、對殿下于今無禮多罪々々、爲驚之所示曉也、於同懷者當夏秋初秋欵、以使者可被伸謝詞、若夏秋中非其儀者、可被背殿下之命者必矣、貴邦之怠雖非一衷、爲重約救危因循至今、先年新納伊勢守遣使之時、大閤公之令旨并龜井武藏守起兵之趣、件々達之、疑是有遺已乎、去年報恩寺歸舟之刻、直爲解群疑、重出御朱印示之、有演説否、余來音問不通、怠慢弥多者乎、且復貴邦之官船、漂蕩平戸之津、々吏平生与吾國爲有旧約、以新舟替破舟、欲達之於吾國、々々亦聞之、欲贖舟之處、船主不通一語、佯而去之、因茲隣國亦失面目、以此遺恨、甌島之一舟留之、今棹子以下二人歸之、

委曲付彼舌頭、此上若有疑悔之心、背旧約者在貴邦、聊以非吾素意、恐惶不宣、

慶長九年二月

修理大夫義久

進上 中山王

〔義久公御譜中、案文有之トアリ〕

1915

〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

御狀忝存候、如仰川内迄之道筋、かれこれ仕にくき事にて候、然者新弥太少快氣のやうに申來候、左様候者、頻大口へ可相越よし、定可申來候哉、今少承合分別仕候へんと存候、御念ことくこゝもとも出合申候、御尤候、猶これより可申上候、恐惶敬白、

〔朱カキ〕

〔慶長九年〕三月十二日

忠恒(花押)

少將

惟新様

參人々御中

忠恒

1916

〔家久公御譜中〕

慶長九年三月朔日、將軍家康公發江都赴洛道、浴熱海温泉、先是山口直友書簡兩回到來、告 將軍家上洛時節、催忠恒上都、由是忠恒三月中旬、發慶府赴京師往城西之大路、家老島津圖書頭忠長入道紹益・伊勢兵部少輔貞昌・樺山權左衛門尉久高隨高駕至莫根、今作阿久根則乘船未廻來、繇焉曠數日於茲矣、

1917

〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

猶々先度犬追物之聞書令進覽候、其うちにあしき所とも御座候間、なをさせ候而可進之候、然々便宜ニ可被持せ事尤候、

氣合之様子無御心元候とて、態預飛札令喜悅候、昨日者以外相煩候、今日者心易躰候、おこりなどの様に御座候へとも、さすかそれニても無之候、將又其許出船之儀、順風者御急候て可然候、次者昨日狩被仰付たる由候、可爲御慰と存計候、猶期後喜候、恐々謹言、

〔朱カキ〕

〔慶長九年〕三月廿三日

龍伯(花押)

陸奥守殿

御返報

1918

〔御文庫四拾八番箱中〕「家久公御譜中ニ在リ」
〔上文切ル〕

順風可有之やうに申候間、今日迄者當津へ罷居候、路次
無油断急可申候間、馳而上着候て吉左右可申下候、猶奉

期後音候、誠惶敬白、

〔朱カキ〕

三月廿六日刻

陸奥守

忠恒(花押)

惟新様

参尊報人々御中

1919

慶長九年甲辰四月、忠恒公御上洛、六月、陸奥守ニ任セ
ラレ、八月、御歸城也、

1920

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津左衛門久道〕

猶はんかた必く、かしこ、

示現流ノ兵法之事、一覽有度事候間、我々事ハ新学ニ入
然々不存候、殊にししやうなと申事、身隍々て候へと
もくるしからず候哉、左やうニ候者可申候、猶以面談申
候へく候、かしこ、

〔朱カキ〕

慶長九年四月一日

忠恒(花押)

〔又カ〕
吉殿

より

忠恒

1921

〔御文庫二番箱家久公十一卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

去月六日之御狀拜見申候、度々如申入、日向通以使者可
申入与存候内、龍伯筋氣御煩ニ付而御上成不申、西目阿
久根御出船之由承及、延引仕候處、預御使札候、拙者
もの差下可申旨申候へ共、先はやき舟を申付候へ、同
前之儀候間、只今之御使者可被下旨被申候条、其分ニ仕
候、此狀も於途中被成御覽候程ニ可有之旨、御使者口上
ニ候、御上着程有間敷候条、以面可得御意候、猶申入義
御座候者、重而之使者ニ我等者を差下可申候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕

卯月二日

寺志广守

廣忠(花押)

羽奥州様
御報

1922

〔家久公御譜中〕

〔正文在島津左衛門久道〕

此木刀不可然候へとももたせ候、然者案文之事承候つる
ま書付進之候、折々書ハそれニテ 御認候へく候、又

雨中こひしくちとく入來待存計候、かしこ、

〔朱カキ〕
〔慶長九年〕四月三日

又吉殿

より
忠恒

1923
〔御文庫二番箱家久十二卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

以上

二月十四日之御札乍御報拜見申候、先度者預御使札候、
則御返事申入候、爰元其節ニ相替儀も無御座候、今程
將軍様被成御上洛候、近日御參 内有而、其以後 大將
様御上洛、將軍宣下可有之御沙汰ニ候、此外珍敷事も無
御座候、近日可爲御上着旨、其節致參上可得御意候、恐
惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長九年〕

卯月四日

寺志「厂」守
廣忠（花押）

羽奥州様

人々御中

1924
〔御文庫四拾八番箱中〕「家久公御譜中ニ在リ」

猶々乍不申、三月中旬ニかこしま打立候へ共順風無

之故、於中途數日を被送候通、出合之時者、念比ニ

山口殿へ御物語有へく候、

態令啓入候、仍其元船共未相廻御逗留之由候、定而旅宿
之躰、窮屈ニ候らんと存候間、無題目候へ共、爲御見廻
用使札候、然者平左衛門尉を以之一儀、仕合も候へ、
可有御申之由具承届候、今度京都ニ而可有御申事者、是
非共御無用与存候、殊ニ比紀・鎌雲などへも、其後御談
合迎有間敷事ニ候坎、就中於京都致御内談、才覚可被申
人も無之候条、旁以今度者先御噂有間敷候、御下向候而、猶
始末之儀能く御談合可入事候、誠不輕儀候条申事候、猶
期後音候、恐く謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長九年〕卯月八日

惟新（花押）

少將殿

參

1925
〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

尊書拜見、恐悦候、仍船未相廻、徒送數日申事候、餘延
引候間、舟之あり所尋ニ人を遣候、一昨日申來候者、此
間順風依無之、去月廿九日從山川坊津迄爲□廻由候、定

風次第不圖可^(致)着船候間、出船之粧不可存油断候、被添

御心每々爲御見廻 尊書忝候、猶奉期後音候、誠惶敬白、

〔朱力キ〕
〔慶長九年〕

卯月八日

少將

忠恒(花押)

惟新様

參尊報人々御中

1926

〔御文庫二番箱義弘公五卷中〕「義弘公御譜中ニ在リ」

追而去年者御内意之趣被仰下候通、健軍猪右衛門尉殿相

談披露仕候処、前々ニ不相替、弥御入魂之旨被仰出候、

就其重而御使者ニ而可被仰入之由、尤之御事ニ御座候、

其節猶可然様可申談候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕

〔慶長九年秋〕

四月廿日

本多佐渡守

正信(花押)

羽柴兵庫入道様

貴報

1927

〔正文在土持孫兵衛家〕

起請

一 雖爲世上轉變奉對[□]乍若輩無二可抽奉公事、

一 從何方茂計策等之儀於有之者、即令言上可顯心底事、

一 自然讒者讒言等在之時者、速被仰聞愚意、又可申披事、

1928

〔樺山紹叙自記〕

右条々若於僞申上者、

奉始上梵天帝釈四大天王、下者堅牢地神五道冥官、惣日

本國中六十餘州大小神祇、別而宮内正八幡大菩薩 霧嶋

六所權現 栗野若宮八幡大菩薩 白鳥六所權現 天滿大

自在天神御部類眷屬、神爵冥爵可罷蒙者也、仍起請文如

件、

慶長九年

卯月廿三日

土持次郎九郎

親經

伊勢兵部少輔殿

(真息)

一 慶長九年甲辰四月、少將様御上洛、然ハ陸奥守へ御受

領候而、同八月御下國也、先年御上洛之時ハ、細島迄

久高御供申候、國之置目共被仰付候而御留主申候、此

度ハ御供申候而、京都之御仕合能候、其上屋形之地出

申候、然ハ權左衛門受取申候而、分別申候得与承候間

逗留申、屋形作仕候而罷居候、彼地畠ニ而有けるを勘

兵衛被渡候、久高受取申候而見候得者、四方式百四五

拾間成由申候、此等三日して、先よし垣を四方ニ仕渡

し、大門小門を明て番衆を置、其垣之内ニ口式間程之

堀を三方ニほり、其土を内ニ上て築地をして、其上ニ堀を付渡して大門之脇ニ客やを作、其後ニ者侍衆飯屋を作候、大門之南之へハ町を立て町人を置候、當此等を外ニして北南へ通して口二間計の堀り有、各々水をとへふかさ三尋也、夫ニそり橋を渡して内之門有、從元四方の角ニハ天守四ツ有、三方の堀を前にして諸士の仮や有、其中ニかこミ有て上様之御坐所有、馬屋・臺所・小廣間・書院・土所・内々之御坐所迄作揃、風呂などハ不及申、本之廣間計不調候、奥へハ質人之有所、是又堀ニ堀を付、口一ツニ而橋ニ而通候する躰也、如此形を付候て罷居候、実哉覽、薩摩のほり出し也と諸人申候、

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

爲端午佳兆、帷單物數十被送越、誠以欣悦之至候、猶本多佐渡守可申候也、

「朱カキ」

「慶長九年」五月朔日（秀忠）（花押）

薩摩少將殿

「義久公御譜中」
「此本在御文書方」
慶長九年四五月之比、日さかり過て田地荒るゝにより、雨こひとして詠之、

五月雨の雲かさなりて日比ふれ
なへて田面のうるふハかりに

「正文有之」

御不審之條々

一短冊清書候ても、題のあるかたを下に、實名の方を上へなして折候、

一題のなき短尺ハ、下句一字ほとさけて書候、短冊とをり題の時ハ、巻頭一首にハかり題をかき、其外ハ題略候、題有之分候故、下句同とをりに令清書候、自然往古の短冊にもあらハ其故たるへく候、冷泉家にハ題のなきにも下句不下清書也、女房の短尺ハ、題のあるにも下句一字さけて書事候、

一短冊硯蓋へもり候時、紫の雲の方上へなり候欵と承候、勿論其分候、

一短冊右の手に持て硯蓋へをき候事其分候、置さまに座

にて下座の方へむきて實名を披見して、右の手に持て
硯蓋に置候、そのをきやう、短尺かさぬる時、實名の
かた前へなり候やうに置候、

一披講なき時懐紙よみあけ候事、文臺より懐紙をとりお
ろし、少退て法中の懐紙下にあるを上へなして、左の
手にて懐紙のおくをもちて讀あけ候、右の手にて一枚
つゝ左のかたへかへし候、讀時右の手少そへ候、法中
の懐紙よみてから、俗衆の懐紙上へなして讀候、下薦
ほと實名たかく讀事候、猶口傳ニ可申候、

一懐紙に法印龍伯と可有清書事尤候、三位法印龍伯と遊
候事可有如何候哉、

一懐紙下讀師事、短冊もり候事、同重事披講候事、龍伯
遊候而可然候、口傳なき人、そのゆるしをうけ候へて
仕候事、あるまじきよし申傳候、

一四文字題一首の時へ短冊にすへに書候、二首よりハ二
行に書候、三首・五首・九首・七首も同前候、當月な
らハ右之端の下に來十日と可有之候、來月ならハ六月
廿日とあるへく候、

一懐紙裏書事、法中俗衆の懐紙別に閉候、法中一人の時
ハ俗衆の懐紙ひとつに閉候、裏書懐紙の端に書候、

慶長八年五月六日 和歌會

慶長八年五月七日 和歌
月次會

慶長八年正月六日 和歌會始

一短冊裏書事、

慶長八年六月二日

當座

北野仕法樂

慶長八年六月三日

當座

右條々注進候、猶御不審之儀候者、重而可承候、不

可有外見者也、

〔朱カキ〕
〔慶長九年款〕五月七日
〔飛鳥井〕
參議雅庸

龍伯法印御房

1932
〔御文庫四拾八番箱中〕「家久公御譜中ニ在リ」

尚々右ニ難去用所と申候事ハ、呂宋へ渡海舟之儀ニ

付、中性院へ頼存、致祈念御成就候而も、山口殿へ

可申入之由、伊兵少へ申渡候、其通御内談候而可被

仰渡候、此度之上洛何款と候て及遅々候条、京都之

御仕合氣遣ニ存間、是又中性院へ御祈念之儀頼存候、

右兩条之事ハ、貴所出仕以前ニ御祈念成就候様にと

存、急ニ一人申付候、爲御心得候、次ニさいしやう

所々も、貴所爲御祈念銀子老枚、中性院へ被上候、

又愛岩へ五月六月七月三ヶ月之爲御祈念小百味三座

之銀子被上候、いづれも 公方様御前之仕合、可然

様ニ相濟候やうニとの誓願ニて候、此通我等相心得

可申之由候、爲御心得候、以上、

御出船以後者御左右不承候、定海上無恙可有上着と存

事候、

一 公方様御前之仕合等、旁爲可承企使札候、御目見得相

濟候者、追付御吉左右相まち申候、然者 竜伯様御腫

物相替儀無御座候、今程御養生之内藥へ瑞仙・四郎左

衛門尉兩人談合ニて上申之由候、御脈も能御座候通、

彼兩人被申之由候、殊御食なども能御座候由候、御腫

物をは鳥丸六右衛門尉しかと打詰、毎日膿をすい取候

而療治申候、誠無比類御奉ニて候、如何様次第ニ可

爲御快氣と存事候、もし替儀候へ、注進可申候、可御

心安候、

一 呂宋船之儀ニ付、阿久根へ圓乗坊差越候処、圖書頭殿

へ以談合、意趣之躰少相替様子、御返事ニ具承届候、

尤我等も其方同心ニ存候、乍去最前鎌雲談合申たる儀

候間、右之通則以圓乗坊かこしまへ申越、鎌雲於合點

者、直ニ阿久根へ罷越、御出船ニ後候者、はや舟を以

追付可申入之通申付候、如何參着候哉、今日までハ圓

乗坊不罷歸候間、無心元存候、自然追着不申候者、於

阿久根出合候、如意趣可被仰事肝要存候、次ニ毎度申

儀ニ候へ共、在京中御酒過候ハぬやうに、御分別專一

候、諸篇失儀ハ御酒より出來候事、先證多之事ニ候、

殊更貴所事ハ、先年難成所を上洛候而以來、人々手

おくよし候処、自然酒ニ被取亂、不入事共於公界一言

も被仰候者、前々之儀共うすく可罷成候間、能く可有

愼事專一候、

一 鹿兒嶋・富隈・帖佐三方之はやうち、以談合一人ッ

、三度ニ可差上由尤存候、乍去此方々申付候はやうち

の儀ハ、此度就御上洛難去用所候而、いづれニも不構、

急ニ爲差上事候、爲御存候、尚追々可申承候、恐々謹

言、

〔朱カキ〕
慶長九年五月十日

惟新(花押)

少將殿

まじる

1933

〔御文庫四拾八番箱中〕「家久公御譜中ニ在リ」

任幸便令啓候、

一御出船之刻者順風よく候つる間、早々可爲上着と存候、

一公方様御前、定頃者可然相濟候ハんと存事候、早々御

吉左右まぢら入候、

一竜伯様御煩氣相替儀無御座候、併此五日ハ一段御腫物

被成御痛、御食なども然々無御座之由候、笑止ニ存事

候、

一御腫物御痛ニ付、日ニ増被成御草臥と見得申候、今分

ニ候而者、何共心遣儀ニ候、

〔朱力キ〕
一慶長九年〕五月十八日

惟新(花押)

少將殿

まいる

1934

〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

〔本文書ハ一六三六号文書ト同文ニシテ省略ス〕

1935

〔家久公御譜中〕

忠恒出船莫根、而六月八日至于大坂、則以書告到著於本

多正純・山口直友、直友回報如左、

1936

〔御文庫二番箱家久公十二卷中〕家久公御譜中ニ在リ

猶々御上着目出度奉存候、本上州御城ニ被居候間、

先拙者御報迄申入候、猶追而可得御意候、以上、

此中海上之儀、如何と無御心許存候處、昨晚御上着之旨、

目出度奉存候、將又本上州へ之御狀、則相届可申候、何

も頓而御上洛奉待存候、萬賀拜顔之節可得御意候、恐惶

謹言、

〔朱力キ〕
一慶長九年〕

六月九日

山口勘兵衛

直友(花押)

少將様

參貴報

1937

以上

先刻者御懇札忝奉存候、委細御報申上候キ、昨晚御上着

之旨、目出度奉存候、尤以參上得御意可申儀候へ共、明

日 將軍様御上洛之儀候、拙者式も致御供候條、先和久

甚兵衛差下申候、猶追而從是得御意可申候、此中御上着

待かね申候處ニ御上洛之段、大慶目出度奉存候、猶和甚

兵可申上候、恐惶謹言、

〔朱力キ〕
一慶長九年〕

六月九日

山口勘兵衛

直友(花押)

少將様
參人々御中

1938 「見于愛宕山由稽書」

「口切レ」
高拾石

先年 大閣様爲御使遊齋在國之刻、愛宕領之事、諸神
並雖被致勘落候、此節乍少分令新寄進者也、

山田越前入道
理安判
慶長九年六月十一日

伊十院下野入道
抱節判

1939 「家久公御譜中」

從當春季龍伯有病、到于此惟新以六月十九日之書、告龍
伯病大漸、委見于書矣、

1940 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

任幸使用一書候、仍道甫罷下刻、今月五日備後之ともにて、
貴所御舟ニ參合候由申候間、定頃者被成上着、可然
御礼相濟候へんと存事候、早々御吉左右相待申候、然者
竜伯様御煩今程見分申事も無之候、併盡誠精御祈念にて

候、御養生ハ三官しかと打詰入精申候条、次第ニ可爲御

快氣候、然共此五日者一圓ニ御食無御座候、今分ニ候而

ハ何共笑止ニ存事候、我等事も富限へ打詰罷居儀候、先

札ニ申候様ニ、御目見得相濟御暇出申候者、竜伯様御

煩少も見分申事も無御座候条、早々御下向有へく候、御

油断有間敷候、尚期後音候、恐々謹言、

「朱カキ」
慶長九年六月十九日 惟新(花押)

少將殿
まいる

1941 「家久公御譜中」

忠恒拜謁 將軍家之日不傳、今稽六月中旬之間乎、

同年六月、忠恒任陸奥守任官之日
無所考矣、

1942 「樺山權左衛門久高譜中」

慶長九年、太守少將主上洛、而於伏見城拜謁 家康卿

秀忠卿、于時 少將主任陸奥守昇宅地給、久高亦有供奉

之列矣、屢日月往來、而後 太守得歸國之免、而解纜於

難波之浦、久高者蒙宅地營作之命、故雍州鳥羽領農圃之

地於山口勘兵衛尉深掘堀築土牆、屋樓造立、其數不違記、

未終土木之功已踰年矣、

1943 「御文庫二番箱家久公拾二卷中」〔家久公御譜中ニ在リ〕

以上

誠御上洛以來、是々委不奉得尊意候条、意外之至ニ可被
思召候、雖然別ニ題目無御座ニ付而、無其儀候段、結句
無沙汰之様ニ罷過候、併於心底ニ早晚可爲御事と御座候、
扱又上野介方と其ニ而被仰談之由御尤ニ候、弥御無沙汰
不申候様ニ如御内意之可申遣候、一昨日之大雨如何ニ被
成候哉、けしからざる躰ニ而御入候キ、委曲期後音奉省
略候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長九年〕

六月廿五日

本多佐渡守

正信(花押)

嶋津陸奥守様

貴報

1944 「御文庫二番箱家久公十二卷中」

以上

從 上様巢鶴^者驚^者被進候、甚兵衛相添進之候、委細者
甚兵衛申含候、將亦昨日者愛宕御參詣之由目出度存候、
猶貴面之節可得御意候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長九年〕七月三日

直友(花押)

山口駿河守

少將様

参人々御中

直友

〔家久公御譜中ニ在リ〕

1945 「家久公御譜中」

忠恒在洛之間 大樹降 鈞命、於洛陽良位木下、賜家屋
營作之地、因使家老樺山久高受得其地、檢使正田島之區
界授之、久高受以計之、四方二百四十間計也、不日以乾
蘆^之幹先圍四垣建大小門、令士卒守之矣、

忠恒賜告辭京師之時、留久高監營作事、於是久高鑿廣二
間塹於垣外揚其土、以高岸設施屏於岸上、大門傍置賓館、
又大門之南並市廛居賣人、其内亦徹南北湛水於堀而出入
自反橋、其内又廻四垣開門前三面之塹、而置諸士之邸舎、
其内建本殿・樓殿・燕居室、^{内御}其所、其他小廣間・侍所・厩
・厨・浴室等、自秋七月至冬十二月悉成就、又當宅地之
奥有質人之居所、是匝水於四面以一橋出入焉矣、
先是慶長七年、忠恒代龍伯上洛、冬十月到攝州兵庫津逢

福島正則賜安藝國赴之、正則言忠恒曰、龍伯及吾子上落
欲宜爲相計、待于大坂雖有日、因遲下領國、幸今得相見、

互怡悅不少、自此共雙船到大坂、則 内府公十月二日已
還關東、以故正則議山口直友注進關東、加焉語忠恒曰、

吾於此地之宅地庫中所貯蓄銀米有居多、資用若不足取之
可達用、於是貸銀二百貫目而補旅中不足、既而如百貫目
前返濟、餘百貫目今將歸納、家老伊勢兵部貞昌以書簡通
達正則家老田村新兵衛尉、嗚呼正則之懇意不可忘、故記
其大概、詳備于貞昌之書中矣、

1946
〔正文在伊勢兵部貞榮〕

昨日者從 太夫様以御使札被仰遣候処、伏見へ使ニ罷越、
即御返事不申上候、乍去陸奥守承、以書狀被申入之由候
間、定 本門跡様今晚此元へ御出之儀可被仰入候、雖不
及申上候、色々之事ニ世上尾はねを付申成候間、何とな
く御見廻候様可被仰候、此旨以御次可然様可被仰上候、
次自國元銀子差上候由、夜前大坂藏奉行所より申越候、
然者先年 大夫様御藏之銀子借用被申候、二百貫目之内
百貫目者先年返上被申候、今百貫目相殘候を、爰元ニ而
返上可被申候、三日中其元へ持せ可申候間、御うけとら

せ候て尤候、町人之銀子ニて候者、過分之利足可有之物
をと、皆々咲申事候、猶以面上可申承候、恐惶、

〔朱力寺〕
〔慶長九年〕七月四日

田村新兵様

1947
〔家久公御譜中〕

〔正文在伊勢兵部貞榮〕

一書申入候、仍昨日 公方様へ諸大名御進上物之儀、内
々本多上野守殿へ以我等被得御意候へ、御國持來者銀
子ニ御帷子被相加可有御進上候、其分量ニ相定たる由御
直ニ被仰聞候間、其段陸奥守ニ申聞候ニ付、 大夫様ニ
も一昨日右之趣注進被申入候処、様子相替申候間、我等
承違狀与存、上野守殿御取次來迄、以書狀申入候へ、
一昨晚如此被成御返事候、又昨日上野守殿へ參候へ、
御進物之様子最前御談合ニ相替、土井大炊殿々如此書狀
被進候、其段可被仰与被思召候処、一昨晚我等所より以
書狀御届申候間、被成御返事候とて、大炊殿御狀御見遣
候、不入儀ニ御座候へ共、上野守殿御狀進覽候条、以御
次此由被仰上候て可被下候、將又先日申候銀子、今日持
せ可申候条、御請取せ尤候、若今日御隙入候而難成候者、

此御報ニ何比持可申と可被仰越候、恐惶、

〔朱カキ〕
〔慶長九年〕七月八日

田村新兵様

1948 「御文庫三番箱宝鑑中」「家久公御譜中ニ在リ」

追而乍輕少扇十本進之候、

至伏見御逗留之中、尤以參雖可申儀候、令老耄候上、持病共令再發、弥耳不聞、人間相果候故、從當將軍大將も節々御懇志共雖不淺候、及御理不罷出候之間、乍思無其儀候、被思召分可給候、全非疎意候、以使者成共細々雖可申入候、無差儀候ニ、却而御返事も御六ヶ敷与令用捨候キ、近日御歸國之由承候、此節不懸御目候事、千万々遺恨之次第候、猶心底之趣、申含倉光主水佑候之条、不能巨細候、恐々謹言、

〔朱カキ〕〔慶長十年〕
〔慶長九年〕七月九日

〔忠徳〕
奥州

〔龍山公御判也〕
〔花押〕

1949 「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

猶々 御目見得相濟、珍重ニ存通、紹益・桃權左へ

も以別紙可申候へ共、急便之間不得申候、先々目出

度存候由、御心得たのミ存候、

任幸便用一行候、仍去月廿四日之御狀、今月八日に到來、令披見候、

一 御前之御仕合無殘所相濟候由、誠以目出度存候、左様ニ候者、無程御暇にて可有下向と相待申候事、

一 呂宋へ渡海申候船之事、追付山口殿へ被仰達、御合點を以念比ニ被仰候由承候、珍重ニ存候事、

一 被召列人數法度以下稠被仰付、每事無緩之由肝要ニ存候、弥猥無之様ニ被仰付專一候、余者追々可申通候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長九年〕七月十日
惟新(花押)

少將殿
參

1950 「家久公御譜中」

同年七月中旬、忠恒開船於難波津而赴本邦、島津紹益・伊勢貞昌其外供奉之官士濟濟焉、八月中旬、入麿城矣、

1951 「御文庫二番箱家久十二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

追而拙者も前の名字ニ罷成候、以上、

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

「御文庫四拾八番箱中」「家久公御譜中ニ在リ」

今度至京都一段可然御仕合、殊更被任陸奥守候、誠外聞
実儀千秋萬歳目出候、此等之悦爲可申入、使書并太刀一
腰・馬一疋令進之候、表祝儀計候、恐々謹言、

「朱カキ」
「慶長九年」八月十九日 龍伯(花押)

陸奥守殿

先度者御懇示預忝致拜見候、先以兩 御所様御前之御仕
合、殘所無御座、殊銀子過分ニ被成御拜領、其上御暇被
進御歸國之由、何寄以目出度存候、上方御滞留中、節々
以使札成共御見廻可申入義本意ニ候へ共、此時分又々何
角取沙汰御座候てハと存罷過候、定而當年者拙者も御暇
可被下候哉、於罷上ハ國本より可得御意候、先申候ハん
とて、此表御屋敷何も御無事ニ被成御座候、委者御留守
居衆より可被申入候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「慶長九年」八月十四日 福嶋左衛門大夫 正則(花押)

嶋津陸奥守様
御報

猶々御内存之通平左を以承候、尤至極に候、いつれ

とも期面談候、日執之儀者不及申候へとも、毛利喜

右衛門尉に者いか、可在之哉と存候、其謂者、兵道

之日執者常之日執ニ相替たると申候まゝ如此候、

此中者普請被仰付候処に、殊外人々心に染候由傳承、滿
足此事情、菟角何之かのと申候ても無別儀所に、天道之
患者在之与覺申候間、弥以今分ニ無理非法もなきやうに

さへ、諸事萬端被相行候者、當家之繁榮不可有別儀候、

仍具足之ちり取之儀伊平左を以被仰越候、彼作法式無安

内に候儘斟酌に存候へとも、無御隔心間からと申、又我

等長命之運にあやからるへき爲之由候条、此中も大形分

別を以ちりをとり申候き、祝迄に少手をかけ可申候、作

法以下をは岩切なとへも可被仰付候欤、然者於其方日取

をさせられ候て可承候、何時にても御方へ可參候、月柄

なども能諸人に御尋候而可然存候、猶期來喜候、恐々謹

言、

「朱カキ」
「慶長九年」八月廿七日 惟新(花押)

少將殿
床下

「義弘公御譜中」

「正文在山川衆大迫諸兵衛」

明年正月大唐川内江船を可指渡之旨、内府様へ得御意

申付儀候、若衆以下あひすゝめ、可罷渡用意肝要候也、

「朱カキ」
「慶長九年」八月廿七日

維新(花押)

大迫新左衛門尉とのへ

「古御文書三番箱巻二中」
「義久公御譜中ニ正文有之トアリ」
「家久公御譜中ニモ在リ」

法度

一 諸侍何篇被仰付儀、於相應者不可致難澁、若及異儀者、

可有其沙汰事、

一 武具無油断可誘事、付百石ニ付、具足一領つゝ可致用

意、小給人之事者、雖爲右之石之内、人々可馳走事、

一 殿役に不相勤者、門一ニ付而、領主之知行老石可被召

上事、付百姓無之門屋しきたりとも、領主前より殿役

可仕事、

一 諸侍番普請狩等、若懈怠於有之者、可爲曲事、自然及

三度者、可没収所領事、

一 上下によらず喧嘩可爲停止、縱無理非道をしかくるものありとも、其場を致堪忍可遂言上、若私にてことを

やふるにおいては、不可及理非之沙汰、双方可加成敗事、

一 諸外城衆中、諸事地頭之下知不可相背、別而於戰場地

頭之手をはなれ、他之手に付、いかやうの高名仕候と

も、不可爲忠節、曲事之段可申付、若又地頭無理之儀

あらは、可致披露事、付出陳之時、小給人衆者、從在所弓鎗鉄炮等之持具ハ自身可持之事、

一 於戰場へんたうの類、其外手おもき道具不可持之事、

一 百姓耕作、卯之時ニ出、戌之刻可歸事、付女ともさく

に可出事、

一 悴者百姓已下によらず走たらん時、互に許容いたすへ

からさる事、

一 用段ニ付而召寄者、遠近によらず、或供、或使飛脚等

に至る迄、差當たる日限不可致相違事、

一 縁者親類をもよほし、一揆いたす事あらは、本人之儀

者不及是非、同心之ものともに可成敗事、

一 つねの振舞不可過二汁三菜、但外人客來之時者、可爲

制之外事、

一 私之大酒可停止、然者常之寄合之時は一篇たるへし、

酒望之輩ハ一篇之内盃數をかさねても可受用、若難黙

止儀あらは篇をも可重欵、かたく三篇にハ過へからざる事、

一諸侍平生は木綿布之類可着用、但知行かさの衆はそのほと／＼にしたかひ、見くるしからぬやうに可致分別、殊客來他所への使などの時は、可成程衣裳等可然やうに可入念、惣別内々の衣食止花麗、諸公役可相勤覚悟并武具可調事、

一毎度出物之儀、日限を過し無沙汰之者あり、如此之類、後日其科可有糺明事、

右条々、若有違犯之輩者、至侍者可没収所領、於凡下者堅可加成敗者也、

慶長九年閏八月十九日

龍伯(花押)

忠恒(花押)

1956 「御文庫二番箱義久公二卷中」「義久公御譜中正文有之トアリ」

以上

今度奥州様々三原諸右衛門尉方爲御使被罷上、歸國被申候處、令啓上候、先々兩御所様御息災被成御座候間、御心安可被思召候、然者奥州様御上洛之儀、先書ニも申

ことく、當年之儀者被成御在國、來春早々御上洛可被成

旨被仰出候条、無御油断、來春者早々御上洛被成候様

ニ、御相談乍恐尤と奉存候、猶三諸右可被申上候、恐惶

謹言、

「御譜朱カキ」

九月朔日

山口駿河守

直友(花押)

龍伯様

參人々御中

1957 「家久公御譜中」

「正文在文庫」

爲重陽祝儀、小袖五到來、喜覚候、尚本多佐渡守可申候

也、

「朱カキ」

「慶長九年」九月三日

(秀忠) 花押

薩广少將殿

1958 「正文在文庫」

爲重陽之祝儀、小袖五之内綾二到來、悦思召候也、

「朱カキ」

「慶長九年」九月九日

○「墨印」(家康)

薩摩少將殿

1959

「家久公御譜中」

「正文在宮之原越右衛門」

猶々左衛門討事微□衆之事候而、友枕氣遣にて候ハ
んと令察候、

伊勢左衛門尉下國之由候間令啓候、御下向之折節、大風
吹候而氣遣申候處、□吳儀由傳聞申候て令安堵候、此邊
無何事候、於 禁中御能候て、一段御遊興之躰候、大夫
之弥兵衛□申候き、於時儀候、可御心安候、將亦此麿物
之束候、乍被參候、かしこ、

「朱力半」
「慶長九年」九月廿三日

1960

「二番箱十二卷中」

以上

公方様へ爲重陽之御祝儀、御服被成御進上候、致披露候
之處、遠路被入御念之旨、御機嫌共ニ御座候而、御内
書被進之候、委曲令期後音時、不能一二候、恐々謹言、

「朱力半」
「慶長九年」
九月廿四日

嶋津陸奥守殿

「家久公御譜中ニ在リ」

本多上野介

正純(花押)

1961

「御文庫二番箱家久公十二卷中」
「家久公御譜中ニ在リ」

猶々 將軍様年内ニ 御上洛之儀候、 右大將様來
春早々御上洛之儀候間、旁以貴殿様御上洛之儀、無
御由断尤存候、今度之儀者、はやく御上專一存候、
猶桃權左々可被申上候、以上、

其以來久不得御意候、仍 將軍様來月之下旬、 御上洛
可被成之旨候、 右大將様來二月上旬ニ、 御上着被成
候様、江戸御出被成候、旁以貴殿様無御由断被成御上洛
候様、從拙者可申入由、本上野介方々拙者迄内儀被申上
候、於趣者桃權左衛門殿迄申談候条、具可被仰上候、猶
追而可申述候、恐惶謹言、

「朱力半」
「慶長九年」
十月廿四日

奥州様

參入々御中

山口駿河守
直友(花押)

1962

『在樺山氏』

猶々めぬきの代銀三十目指上候、

永々在京之儀、別而辛勞之至候、然者屋形作之事、何程
相調候哉、承度候、仍來春者陸奥守殿早々上洛候而、可
然候ハんと申事候、然共國ならいにて、可及遅々と心遣

存計候、將又わきさしのめぬき一具望間敷存候、正阿弥

などへ被詔調候而可給候、常住さしのめぬきたるへき間、

念を入候而可預候、猶口上ニ申含候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
慶長九年十一月五日
惟新(花押)

〔久高〕
桃山權左衛門尉殿

〔此御書、權左衛門久高譜中ニ在リ〕

1963
〔御文庫拾七番箱十六卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

其以後者久不申上候、貴邊御無事之由、尤以玆重奉存候、

先々御門跡様へ水さし二ツ、被成御進上候、披露仕候、

一段御祝着之儀共候、以御書御礼被仰入候、猶從拙者

能々可申入之由御意候、來春者龍伯様可有御上洛様ニ

御沙汰御座候、然者可被成御在國与目出度存候、次左衛

門定下着可仕候、若輩之者之儀候間、御用ニ罷立間敷候、

被懸御目被召遣候者、忝可奉存候、於此方御用之儀可被

仰付候、此旨可然之様可被仰入候、恐々謹言、

〔朱力キ〕
慶長九年十一月廿六日
友枕齋

如貴(花押)

伊勢兵部少輔殿

1964
『正文在妙圓寺』

妙圓寺領之事、依天下一統御改易勘落以後、大伽藍之修

理難成、悉及破壊之間、号惟新菩提所、知行五百石相付

者也、若自今以後、國中雖有如何様之沙汰、右知行之儀

者不可違變、然ハ役儀免許ノ旨三拾石、是又永代所定置

也、仍狀如件、

慶長九年十一月廿七日
惟新御判

忠恒御判

妙圓寺

1965
〔義弘公御譜中〕

〔正文〕

猶々山勘兵殿被成受領、駿河守殿と申候、爲御存知

候、將亦雖輕少候、御□貳内さらし一たかみや□い

さゝか御音信之驗迄候、

急度令□

一昨日廿三日□□致御礼、御前之仕合殘所無御座

候、先々目出度存候、

一内々御心遣被成候、呂宋へ渡海船之儀五日以前山口駿

河守殿へ、以伊勢兵□□委申達候処、存之外心安御返

事にて候、以御□ 御前へ可被仰入候、少も氣遣入ま
しきよし候、何より以満足不過之候、

一今度之上洛ニハ、海路之儀も一日一夜も、我等船より
あかり不申候故、下も其分ニ候て、少も狼籍など□
之、泊ゝにても褒美申たるよし候、於京都もはや十日
ニ及逗留候へとも、少もむつかしき儀共無御座候、所
司代板倉伊賀守殿よりも、薩戸の下ゝ町之宿ゝりちぎ
に候よし、山口駿河守殿迄被仰□よし候、去々年之□
に候ハ、國家のために候□ましきと、これのミ□
遣ニ存、於阿久根稠法度申付候、其甲斐御座候て満足

仕候、弥不可□

「朱カキ」
「慶長九年款」

1966 「御文庫二番箱義弘公五卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

先度平久兵衛國之砌、以書狀申上候、參着申候哉、將

軍様當年者関東ニて被成御越年、來正月三日ニ江戸を

御出被成、御上洛之御事候、右大將様同二月 御上洛

之儀候、関ヶ東之大名・諸侍衆無殘御供之由候、然者奥

州様御上洛、無御油断様ニ御相談尤存候、雖然先度平久

兵衛如申、來春之儀者龍伯様御上洛候而、此中奥州様へ

御懇之御礼被仰上候て可然存候、左候者、奥州様之御上
洛者、來春之儀ハ御無用ニ被成可然存候、奥州様御上洛

候而、其上にて自然龍伯様も御上洛候へなと御詫共候
へハ、重々の御造作と存、不殘心底愚意之通申上候、過
御分別間敷候、就中茶入之儀、先日も以書狀申入候、燒
しほ一段能御座候由、古織被申候、皆々爰許之衆ほしか
られ申候、乍去先度權權左へ如申、右大將様御數寄之
御事候間、御尋可被成儀可有御座候条、其迄ハ何へも、
如何様之御知音ニ候共、御上せ候事御無用と存候、右
大將様へ被爲懸御目、其以後ハ何様ニも御心中次第ニ可
被成候、其迄之儀者、一切御上せ候事御無用かと存候、
是又存寄通申入候、爰許數寄繁昌之御事、過御推量申候、
猶迫而可得貴意候、恐惶謹言、

猶迫而可得貴意候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「慶長九年款」

極月朔日

山口駿河守

「判ナン」

惟新様

參人々御中

1967 「家久公御譜中」

山口直友贈慶長九年極月朔日之書於忠恒、且家老忠長・

貞昌亦投同日之書曰、將軍家來年正月三日、發江都赴

金闕、右大將秀忠卿亦來仲春有 御上洛、忠恒參都不

可遲滯、雖然如來春龍伯遂參洛、奉謝已先 將軍家對忠

恒、有懇篤之情可也、是本田正純奉 台命、而使直友傳、

若夫龍伯上洛、家康公謁龍伯爲熟談、欲 秀忠卿與忠

恒永有爲水魚之思、堅金石之盟之 台志也、其情具見直

友簡中矣、

1968 「御文庫二番箱家久公十二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

追而申上候、如此書狀認申候所へ、本上野介かたゝ、

來春之儀ハ貴殿様被成御甘、龍伯様御上洛にて可然

由、拙者〔本ノマ、〕可申上通被申越候、彼書狀則柁權左披見

候、於趣者、權左ヲ可被得御意候、以上、

幸便之条令啓上候、爰許之儀、弥靜謐之御事ニ御座候、

然者 將軍様関東にて被成御越年、正月三日ニ江戶被成

御出、御上洛之儀候、同二月ニハ 右大將様被成 御上

洛候、無御由断御上洛專一存候、併來春之儀ハ龍伯様被

成御上洛候而、此中之御礼被仰上可然と存事候、左候ハ

、貴殿様御上候儀ハ、來春者被成御甘候而尤存候、委

細於趣者、柁權左衛門尉殿へ令直談候条、様子可被申上

候、猶追而可得貴意候、恐惶謹言、

「朱力キ」 山口駿河守 直友(花押)
「慶長九年」 極月朔日

奥州様 參人ニ御中

1969 「御文庫二番箱家久公十二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

如此書狀認、柁權左衛門尉殿へ申談候処ニ、本上野

介かたヲ書札被差上、來春之儀ハ龍伯様被成御上洛

候而可然之由、拙者ヲ具可申上通被申越候、則柁權

左衛門殿御披見候条、様子可被仰上候間、拙者有増

申上事候、猶追而可申述候、以上、

其以來不申承候、仍 將軍様関東にて御越年被成、正月

三日ニ江戶被成 御出、御上洛之御事候、 右大將様二

月御上洛被成候、然者奥州様御上之儀、無御由断様尤存

候、雖然粗如申旧、來春之儀者龍伯様被成御上洛、此中

奥州様へ御懇之御礼被仰上尤存候、内ニハ先度も如申、

龍伯様へ可被成御對談儀共御座候間、御上洛候様ニ可被

仰出、有増之 御誼共候間、然者奥州様被成御上洛、其

上ニテ龍伯様御上洛候へなと、自然被 仰出儀共候へ

ハ、旁御造作之儀と存候間、龍伯様御上洛候者、以來迄

右大將様・陸奥守殿御間之儀をも、御入魂候様ニ龍伯様

1972

『在喜入氏』「此御書喜入忠續譜中ニアリ」

川助七へ熟談之事、いよ／＼其とをりかたり候へく候、

1971

「義久公譜中」

一慶長九年甲辰、相宅地於大隅國府、而更成土木功、十二月、去同州富隈移居于其地者也、

1970

『小根占橋某日記』

慶長九年十一月廿七日、貫明公濱之市々國分に御移被成候事云々、

〔朱カキ〕

〔慶長九年〕

極月朔日

山駿河守

直友(花押)

嶋圖書様

(眞島)

伊兵部様

人々御中

此中者なにも無心元候つる、存分とも候哉、きかまほしく候、又有方申やうの事共めつらしく候、かしこ、
〔慶長九年歟〕
極月七日
忠恒(花押)

〔上書〕

喜攝津守

忠恒
より

1973

今日於頭屋一曲かなてらるゝよし珍重、しかれとも見物申さず、殘多候まゝ、兩首申侍候、飛たけへもつたへらるへく、

山里にまし一色ミえぬもみちかりをよその木すゑと聞そこひしき

あき風のをとに聞つゝ高砂の松の大夫をミぬそくやしき

〔上書〕

喜入攝津守殿

少將

よみ人しらす

西の海浪ま分行櫻たいの

さしミ一ツてよをは略せよ

津のかミ殿江

「義久公御譜中」

「此本在御文書方」

國府に移り、大中良等の夢想有て歌の會あり、慶長九年雪月六日、

水路新雪

今朝は猶ふりかさねたる白雪に

たえぬハ水のなかれなりけり

當座松經年

作りなす庭に千年の影みえて

こけむすハかり松そ木高き

「右同」

かこしまより、いなり山の紅葉とて手折ておくられし時、

當座、

枝すこしをるさへおしきもみち葉は

たてなからにや神に手向ん

「家久公御譜中」

同年十二月、爲修隣好、寺澤志摩守正成來訪、以樺山久

高亭爲客舎矣、

「正文在樺山助太郎忠陽」

猶々其方家居、被入念置候故、今度寺澤志广守殿頓被相越候処、宿一圓無之、留守之儀ニ候つれ共、志广守殿宿をさせ申候、今度又 龍伯様も御宿被成候、猶上洛之刻可述礼詞候、

山口駿州へ用飛札候、早々被相届尤候、仍 將軍様年内之御上洛者被成御延引、來春 大將様御同前ニ可爲御上洛之由候、然者先日、從山口殿其方へ如被仰候、平田与兵衛下向之刻、 龍伯様へ委被仰達ニ付而、必可被成御上にて候、乍去 龍伯御事者御老衰之儀候而、暖氣ニ成候へてハ御打立可難成候間、定三四月之比ニも可有御上候哉、又御煩起候ハんも不相知候間、さやうに候て大將様へ御礼延引候ハ、 公儀へ可罷成無沙汰候間、先我等令上洛、 龍伯御事者静御上候ても可然候ハんかと、山駿州へ尋申事如洩底候、諸事不弁之儀迄候間、兩人上洛之儀ハ可難調候へとも、 公儀難計間、先我等も上之用意候、其元普請大方出來候由、大慶候、謹言、

〔朱カキ〕

「慶長九年」十二月十八日

忠恒(花押)

樺山權左衛門尉殿

「此御書、樺山久高譜中ニ在リ」

『在樺山氏』

長く在洛苦勞之儀推察候、仍自山口駿河守殿連々御内意共候間、來春者上洛之催候処、陸奥守を始家老之者共申事ニ者、龍伯病後ニ切々虫など出合、弥不達者ニ候、殊老躰之儀候間、暖氣ニ成候へてハ打立可難成候、然者將軍様 右大將様、正月二月之間可爲御上國之由候、其節者諸大名無殘上着候而、御礼可被申候、龍伯事ハ縦急ニ打立候て、當分ニ虫出合候者、路次ニ逗留案中候条、中々各同前ニ御祝儀可申上事成ましく候、左候へハ、當家計御礼可致遅退事如何ニ候、扱者先陸奥守上洛仕、衆並ニ御礼申上、龍伯者去寒天、跡よりゆる／＼と罷上候へてハ成ましきの由出合、陸奥守かたゞ以飛札、駿州へ被得内儀候、迎も父子上洛之儀雖難調存候、畢竟公儀不成合候へハ咲止候間、如其ニも可有之欵、免角駿州御指南次第にてこそすため、不紛我等事、寒中故欵、此比者不断虫雅乱(電)など出合、よる／＼ハ致吐逆、散々式候、此躰ならハ、各如申途中ニ送數日候ハん事治定候間、我等強而罷上、可致御礼とも難申候、乍去涯分養生仕、初夏之比者可打立内意候、先々出合如此候、可被聞置候、恐々謹言、

「慶九」

十二月十九日

龍伯(花押)

樺山權左衛門尉殿

「此御書、權左衛門久高譜中ニ在リ」

1978

『在樺山氏』

追而上洛之儀ニ付、此比至鹿兒島御談合ニ而候キ、其時分我等越あひ様子承候、いかにしても父子上洛之調難成由候、爰許之儀、其方存知之前候、乍去 公儀ニ者かへかたく候、間成々ニも可有之欵、何としても、我等四月者可罷上内意候、畢竟三月之御祝儀ニ御礼申遅候而者、咲止之由出合、父子上洛者有之事候、願者駿州 公儀を被相償やうに候者、三月よりハ暖氣ニも成候ハん間、三月爰許を打立候する、左候ハ、四月者可致上着候条、愚老罷上御礼等も相濟やうに有度候、殊更當國覺外之儀候、去十六日、東目より西目之海濱大浪よせきたり、屋之事者不及申、人も多々うち取候、誠不思議之災難ニ候、如斯候間、題目者加子有ましきと聞候、父子ニ一人罷上候共、例のことく加子有之ましき由候、況父子上洛候者、加子一圓調ましき由候、云恰云恰、父子之上洛難調候、何とそ駿州へ被遂内談可然候、將又少將殿在洛のうち、

竹屋へ刀とかせ度之由候て差上候、則被仰付たる由候、

然共其已後音なし候、無心元候、其方前より被相理、

出來候へ、可被指下候、次此一紙公界に被出ましく候、

恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長九年〕十二月十九日 龍伯(花押)

栴山權左衛門尉殿

〔此御書、權左衛門久高譜中ニ在リ〕

以上

1979 〔御文庫二番箱家久公十二卷中〕「家久公御譜中ニ在リ」

大御所様爲歳暮之御祝儀、御小袖拾之内、御段子一・御

綾一・御繻子壹・御鹿子一・御染一・御亀屋一御進上被

成候、致披露候之處、御仕合共御座候之条、御心易可思

召候、御内書之儀者重而相調可進候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔慶長九年〕 極月廿五日 本多上野介 正純(花押)

嶋津陸奥守殿

1980

〔家久公御譜中〕

〔正文在帖佐新正八幡宮〕

柿本人麿

ほのくゝとあかしの浦のあさ霧に

鳴かくれ行船おしそ思ふ

大檀主 藤原侍從義弘朝臣

右、奉爲 信心大檀越息災延命、家門繁榮、領國泰平、

一々如意満足之故也、

筆者藤原陸奥守少將忠恒朝臣

本願主當社座主權大僧都頼雄

大施主義弘息女千露女三妹内

畫師 市來治右衛門家鎮

慶長九季甲辰十二月吉祥日

紀貫之

さくらちる木のした風ハさむからて

空にしられぬゆきそふりける

大檀那 藤原朝臣義弘卿

歌者 忠恒公

大本願當座主 頼雄

大施女宰相公三妹内

畫士 市來治右衛門尉家鎮

慶長九季甲辰十二月吉日

いつくとも春の光りハわかなくに

またみよしのゝやまハ雪ふる

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒卿

本願主當座主權大僧都頼雄

大施主義弘息女千羈女三鉢内

畫士 市來治衛門尉家鎮

慶長九季^甲十二月吉日

伊勢

三輪の山いかにまち見むとしふとも

たつぬる人もあらしと思へは

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒卿

本願主當座主權大僧都頼雄

大施女宰相公三鉢内

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九季^甲十二月吉日

中納言家

春の野にあさるきゝすの妻こひに

をのかありかを人にしれつゝ

大檀那 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒公

大本願當社座主頼雄

大施女義弘息女千羈御前三鉢内

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九季^甲十二月吉日

▽山邊赤人

わかのうらにしほみちくれはかたをなミ

あしへをさしてたつなきわたる

大檀那 藤原義弘朝臣

歌者 忠恒公

本願主當座主頼雄

大施女宰相公三鉢内

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九季^甲十二月吉日

在原業平朝臣

世中にたえてさくららのなかりせは

春のこゝろはのとけからまし

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒卿

本願主當座主頼雄

施主 長井次郎左衛門尉利正

野添善兵衛門尉忠正

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九稔^{甲辰}十二月吉日

僧正遍昭

たらちねへかゝれとてしもむは玉の

わかくろかミはなてすやありけむ

大檀主 藤原義弘朝臣

歌者 陸奥守忠恒卿

本願主當座主頼雄

畫師 市來治右衛門尉家鎮

施主 北村平右衛門尉範爲

慶長九年^{甲辰}十二月大吉祥日

素性法師

見わたせは柳さくらをこきませて

ミヤこそはるのにしきなりける

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒卿

本願主權大僧都頼雄

畫師 市來治右衛門尉家鎮

信心施主白坂宮内少輔入道篤弘

慶長九年^{甲辰}十二月大喜知日

紀友則

秋風にはつかりかねそきこゆなる

たか玉つさをかけてきつらむ

大檀主 藤原義弘朝臣

歌筆者 忠恒卿

本願主當座主頼雄

施主 南郷治部左衛門尉忠利
安藤康紹

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九季^{甲辰}十二月吉祥日

猿丸大夫

おく山にもみちふミわけなくしかの

聲きく時そ秋へかなしき

大檀主 藤原義弘朝臣

歌之筆者 忠恒朝臣

大願主權大僧都頼雄

畫師 市來治右衛門尉家鎮

施主 宮内帯刀長盛次

慶長九年^{甲辰}十二月吉日

小野小町

色見えてうつろふものハ世中の

人のこゝろの花にそありける

大檀那 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒卿

本願主當座主頼雄

施主 田原勘右衛門尉

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九稔^{甲辰}十二月吉祥日

中納言兼輔

人のおやの心ハやミにあらねとも

子をおもふみちにまよひぬるかな

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 陸奥守忠恒卿

本願主當座主權大僧都頼雄

畫師 市來治右衛門尉家鎮

施主 上野太兵衛尉二躰内

慶長九年十二月廿六日成就早、

中納言朝忠

逢ことのたえてしなくハ中ノ人に

人をも身をもうちみさらまし

大檀主 藤原義弘朝臣

歌筆者 忠恒卿

本願主當座主頼雄

施主 安藤康紹法師

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九稔^{甲辰}十二月吉祥日

權中納言敦忠

あひ見ての後の心にくらふれば

むかしハものをおもはさりけり

大檀那 藤原朝臣義弘卿

筆者 忠恒公

本願主當座主頼雄

施主 松本覺右衛門尉武秀

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長枚稔^{甲辰}十二月吉日

藤原高光

かくはかりへかたく見ゆる世中に

うらやましくもすめる月かな

大檀那 藤原義弘朝臣

筆者 陸奥守忠恒公

本願當座司權大僧都頼雄

施女 椎縫殿助娘女於和世

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九季^{甲辰}十二月吉日

源公忠朝臣

行やらて山ちくらしつほとゝきす

いま一聲のきかまほしさに

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒公

本願當座主權大僧都頼雄

施主 南江学右衛門尉忠昌

畫師 市來治衛門尉家鎮

慶長九稔^{甲辰}十二月吉日

壬生忠岑

有明のつれなく見えしわかれより

あかつきハかりうきものハなし

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒卿

本願人 當座主權大僧都頼雄

畫師 市來治右衛門尉家鎮

施主 友賢 二宮弥右衛門尉只秀

慶長九年^{甲辰}十二月大吉日

齋宮女御

琴のねにみねの松かせかよふらし

いつれのをよりしらへそめけむ

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 陸奥守忠恒公

大願主 權大僧都頼雄

畫師 市來治右衛門尉家鎮

施主 鈴木徳右衛門尉重綱

慶九年^{甲辰}十二月廿六日成就畢、

大中臣頼基朝臣

一ふしに千世をこめたるつゑなれば

つくともつきし君かよハひは

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 陸奥守忠恒公

本願主當座主權大僧都頼雄

大施主伊地知次郎丸

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九稔^甲十二月吉祥日

藤原敏行朝臣

あきゝぬとめにはさやかにみえねとも

かせのをとにそおとろかれぬる

大檀那 藤原朝臣義弘卿

筆者 陸奥守少將忠恒

本願主當社座主頼雄

施主 比村三左衛門尉國家

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長枚稔^甲十二月如意日

源重之

かせをいたみいはうつなみのをのれのミ

くたけて物をおもふころかな

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒卿

本願主權大僧都頼雄

畫師 市來治右衛門尉家鎮

施主 中馬新左衛門尉重房

慶長九年^甲十二月吉祥日

源宗于朝臣

常磐なる松のみとりも春くれは

いまひとしほのいろまさりけり

大檀那 藤原義弘

筆者 忠恒卿

本願主當座主頼雄

大施女新納刑部太輔娘六位

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九季^甲十二月吉祥日

源信明朝臣

あたら夜の月と花とをおなしくハ

ころしられん人にミせハヤ

大檀主 藤原義弘朝臣

歌者 陸奥守忠恒卿

本願主當座主權大僧都頼雄

畫師 市來治右衛門尉家鎮

信心施主 山路肥前守
小倉助左衛門尉

慶長九年甲辰十二月大吉祥日

藤原清正

あまつ風ふけの浦にゐるたつの

なとか雲井にかへらさるへき

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 陸奥守忠恒朝臣

大願主 權大僧都頼雄

畫師 市來治右衛門尉家鎮

信心施主二階堂典右衛門尉行恒

慶長九年甲辰十二月吉祥日

源順

水のおもにてる月なミをかけふれば

こよひそあきの中なりける

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 陸奥守忠恒公

大本願當社座主頼雄

施女 伊地知山城守娘女臺之屋

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九季甲辰十二月吉日

藤原興風

ちきりけむこゝろそつらきたなはたの

としにひとたひあふハ逢かハ

大檀那 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒卿

本願主當座主頼雄

施主 伊地知掃部兵衛尉重倫

畫師 市來治右衛門尉家鎮

慶長九季甲辰十二月吉日

清原元輔

おとなしのたきとそつひになかれいつる

いはてものおもふそてのなみだは

大檀越 藤原義弘朝臣

歌者 忠恒公

本願主當座主頼雄

施女 野本彦左衛尉娘津麻子

畫士 市來治右衛門尉家鎮

慶長九季甲辰十二月吉祥日

坂上是則

みよしのゝやまのしら雪つもるらし

ふるさとさむくなりまさるなり

大檀主 藤原義弘朝臣

歌者 陸奥守忠恒公

大願主 權大僧都頼雄

畫師 市來治右衛門尉家鎮

施主 上床千代露丸

慶長九年^{甲辰}十二月吉祥日成就早、

藤原元眞

なつくさはしけりにけりな玉ほこの

みちゆき人もむすふはかりに

大檀主 藤原義弘朝臣

歌筆者 忠恒卿

本願主 當座司頼雄

施主 鎌田与兵衛尉政益

畫士 市來治右衛門尉家鎮

慶長九稔^{甲辰}十二月吉日

三條院女藏人左近

岩はしのよるのちきりもたえぬへし

あくるわひしきかつらきのかみ

大檀那 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒卿

本願主 當座主權大僧都頼雄

大施女猪俣出羽守娘中納言

畫士 市來治右衛門尉家鎮

慶長九季^{甲辰}十二月吉日

藤原仲文

ありあけの月の光をまつほとに

わか世のいたくふけにける哉

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 陸奥守忠恒卿

大願主 當座主頼雄

畫士 市來治右衛門尉家鎮

施主 高麗國住人忠次郎子孫繁昌故

慶長九年^{甲辰}十二月廿六日成就畢、

大中臣能宣朝臣

千とせまてかされる松もけふよりは

君にひかれて萬代やへん

大檀主 藤原義弘朝臣

歌者 陸奥守忠恒卿

大願主 權大僧都頼雄

畫士 市來治右衛門尉家鎮

信心施主二階堂弥六行廣

中務

慶長九年^{甲辰}十二月吉日成就早、

壬生忠見

恋すてふわか名はまたきたちにけり

人しれすこそ思ひそめしか

大檀主 藤原義弘朝臣

歌者 陸奥守忠恒卿

大願主權大僧都頼雄

畫士 市來治右衛門尉家鎮

信心施主上床助作

慶長九年^{甲辰}十二月大吉祥日成就早、

平兼

暮てゆく秋のかたみにをくものハ

我もとゆひの霜にそありける

大檀主 藤原義弘朝臣

筆者 忠恒卿

本願主當座主頼雄

畫師 市來治右衛門尉家鎮

施主 上野太兵衛尉二懸之内

慶長九年^{甲辰}十二月大吉日

秋かせのふくに付けてもとはぬかな
萩の葉ならはをとハしてまし

大檀那 藤原義弘朝臣

筆者 藤原陸奥守忠恒公

畫師 市來治右衛門尉家鎮

本願主當社座主權大僧都頼雄

施主 上床藤右衛門入道宗圓△

右、此卅六番之歌人、當社座主頼雄勸十方檀那立所成就、

剩忠恒卿執筆、卅六首之歌書写早、殊者大檀越壽福增長、

御子孫繁昌并諸施主如意吉祥故也、

慶長枚檢^{甲辰}十二月吉日

1981

「家久公御譜中」
「正文在島津左衛門久道」

まつく御歸候哉、尤候、然者内々申談合之儀、正月大
稽古、各々被參候はん間、其時分之事たるへく候、將又
兵法之儀、春ハしつくと稽古可然候、このたひは「本マ」
くくと御殘多存計候、猶重而く候へく候、

「朱カ」
「慶長九年」極月廿七日 (花押)

又吉殿

忠恒

1982 「二番箱十二卷中」

尚以我等かたへも、蜜柑老箱被懸御意候、御懇志之段忝次第御座候、何も期來音之時候、以上、

尊書令拜見候、仍而大御所様へ御國元之蜜柑二箱御進上被成候、則致披露候処、遠路之儀一段御祝着被思召候、於様子者、殘所無御座御仕合共候条、御心安可思召候、猶御黒印相調進之候、何も追而可得御意候、不能詳候、恐惶謹言、

〔朱力半〕

〔慶長九年〕

十二月廿七日

本多上野介

正純(花押)

鳴津陸奥守殿

貴報

〔家久公御譜中ニ在リ〕

1983

〔家久公御譜中〕

〔正文在文庫〕

爲音信、蜜柑二箱、遠路到來、喜悅候也、

十二月廿九日

○〔墨印〕(家康)

鳴津陸奥守とのへ

1984

〔尚久一流系圖〕

久通、久元ノ子也

初久慶 童名鎌安丸 又七郎 圖書頭

慶長九年甲辰十二月廿九日誕生、母新納彌太右衛門尉忠増女也、

延宝二年十二月晦日病死、年七十一、法名湛水院徳源道智大居士、

1985

〔御文庫二番箱家久公十二卷中〕〔家久公御譜中ニ在リ〕

以上

幸便候条令啓上候、仍將軍様正月三日ニ江戸被成御出、御上洛之御事ニ候、右大將様二月十日ニ関東被成御出、御上洛、是又弥儀定ニ候、其御心得被成、無御由断御上洛尤存候、但先書ニ如申、來春之儀者龍伯様御上洛候て可然候哉、何分ニも來春之儀者、御上洛被成御急尤存候、猶明春早々、萬吉可得貴意候、恐惶謹言、

〔朱力半〕

〔慶長九年〕

十二月晦日

山口駿河守

直友(花押)

陸奥守様

參人ニ御中

「家久公御譜中」

「正文在文庫」

爲歲暮之祝儀、小袖五重并蜜柑二箱到來、歡覚候、委曲

本多佐渡守可申候、謹言、

〔朱力キ〕

〔慶長九年〕十二月晦日（花押）

（秀忠）

薩广少將殿

「御文庫二番箱家久公十二卷中」「家久公御譜中ニ在リ」

尚以兩度被爲入御念候由候て、御仕合能御座候、尚

追而可奉得貴意候、以上、

尊書忝拜見仕候、仍蜜柑最前も五籠、又今度五籠進上被

成候処、順風惡御座候付而、一度ニ上着仕候へ共、過半

損申候由にて、四箱進上被成候趣、山口駿河守方も申來

候通披露仕候処ニ、遠路被入御念之旨被 思召、御内

書被進候、就中私へ四籠送被下候、御芳情之至不淺、賞

味仕御事候、猶山口駿河守方も可被申入候条、奉省略候、

恐惶謹言、

〔朱力キ〕

〔慶長九年〕

十二月晦日

本多佐渡守

正信（花押）

羽柴陸奥守様

貴報

「中務豊久弟源七郎忠直譜中」

兄豊久戦亡、而無継子、故慶長九年甲辰、承 太守之命、

豊久之爲後嗣、雖然忽爲奇病所侵、而忽爲狂心、由是使

長女妻喜入攝津守之長子、以連續兄跡、忠直領知一千石

之地、隱居于三代堂村焉、

元和七年五月廿九日卒、年四十八、

「得能氏記録」

慶長九年甲辰

二月四日、秀忠公東海道及ヒ越後海道・奥州海道ニ

一里塚ヲ築シメ玉フ、同年五月下旬ニ到成就ス、

三月朔日、家康公江戸ノ城御首途アリ、洛ニ赴キ玉

フ、豆州熱海ニ於テ、一七日御入湯ナリ、

同二十四日、黒田官兵衛尉孝高入道如水卒去、享年六

十九歳也、

同二十七日、家康公伏見ノ城ニ著御、

家康公渡御池田輝政宅事、

同二十九日、家康公池田輝政カ宅ニ渡御アリ、輝政

饗膳ヲ献ジ奉ル、于時輝政ニ祿數多ヲ賜ヒ、室家

公ノ御、ニ黄金二千兩ヲ賜フ、

六月二十二日、秀忠公去ル十日御入洛アツテ、今日御參内、

家光公御誕生事、

七月十七日、武州江戸ノ城ニ於テ、家光公御誕生、

御母ハ淺井備前守長政カ女ナリ、院殿崇源、酒井雅樂頭忠世

御胞笏チナ刀ノ役ヲ勤ム、

閏八月十四日、家康公伏見ヲ出、江戸ニ赴セ玉フ、

松平忠一誅家臣横田内膳事、

十二月、松平伯耆守忠一本姓中村、初名一学、ハ頃年己ガ勇ニ誇テ

國政ヲ乱ス、依テ家臣横田内膳強テ是ヲ諫シカバ、忠

一却テ是ヲ怒リ、家人安井清一郎・近藤善右衛門・天

野宗葉・道家長右衛門等ニ議シテ、横田ヲ誅セント謀

ル、近藤善右衛門ハ此義可惡ト思慮シ、忠一ヲ諫テ是

ニ與セス、其後忠一横田ヲ城ニ招キ、終日酒宴シ、其

虚ヲ伺ヒテ横田ヲ切ル、横田疵ヲ被テ次ノ間ニ遁出、

三士等是レヲ追フ、横田カ刀ヲ持テ次ノ間ニ候ジケル

童子、主ノ刀ヲ以テ急ニ忠一ヲ切ル、天野右ノ手ヲ以

テ是ヲ受留シカバ、安井・道家等彼童子ヲ殺シケリ、

近藤ハ初ヨリ此企ニ與セズトイヘトモ、忠一若年ニテ

武功ノ横田ヲ誅セン事ヲ危ク思ヒケレハ、長刀ヲ携ヘ、

間ヲ隔テ密ニ是ヲ伺ヒ居ケル処ニ、横田遁出ケレバ、

待請テ遂ニ横田ヲ殺シケリ、嫡子横田主馬是ヲ聞トヒ

トシク、居城飯山城ニ桶箆テ旗ヲ揚シカバ、忠一カ家

人柳生五郎右衛門ヲ始、數輩主馬ニ與シテ飯山城ニ馳

加ル、忠一モ兵ヲ發シテ飯山城ヲ圍ミケル、此事隣國

ニ聞ヘシカバ、出雲國ヨリ堀尾吉晴・同忠氏共ニ兵ヲ

卒シ、忠一カ軍勢ニ馳加リ、共ニ城ヲ圍テ攻シカバ、

城兵モ爰ヲ專ド、防ギ戰フノ間、寄手ノ軍勢命ヲ殞シ

疵ヲ被ル者多カリケリ、然レトモ寄手猛勢競掛テ攻シ

ユヘ、城兵遂ニ利ヲ失ヒ、城ニ火ヲ掛、横田主馬ヲ始

トシテ悉ク自殺シタリ、此事家康公ノ上聞ニ達シケ

レバ、大ニ是ヲ怒リ玉ヒ、安井・近藤・天野・道家ヲ

江戸ニ召、委ク御糺明有テ、後各殺害セラレケル、近

藤ハ横田ヲ殺トイヘトモ、初ヨリ忠一ヲ諫メテ此企ニ

與セザルコト分明ナリトテ、其罪ヲ宥ラル、

酒井家次・松平定綱・永井尚政賜采地事、

下總國山川領ノ内五千石 松平三郎四郎定綱後越中守ト云

上野國高崎城五千石 酒井宮内太輔家次

常州貝原村千石 永井傳八郎尚政

此年朝鮮國ノ使者、僧松雲・孫文或・全孝舜等來テ、

去ル文祿ノ役ニ日本ニ囚レタル者トモヲ乞フ、家康
公コレヲ許シテ悉ク歸シ玉フ、

(本文ハ底本ニ欠ク、鹿児島県立図書館本ニヨリ補フ)

文
書
目
錄

例 言

- 一 この目録は、本巻に収められた文書・記録・記事の全部を、底本の配列に従い、通し番号を付して収録したものである。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書題を記載し、記録・記事は、年月日の欄に（記録又は記事）と記し、題を付した。
- 一 文書の年月日のうち、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆（朱書または朱カキの注あり）の年紀は（ ）で囲み、疑義のあるものは「」で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは「」で囲んだ。
- 一 月の異称は数字に改めたが正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

卷三十六

一 (慶長 元年) (記事) 北郷久村譜

二 (慶長 元年) 正月 十日 石田三成書狀

三 (記事) 島津義弘譜

四 (記事) 新納旅庵生長譜

五 文祿 五年 正月十四日 島津忠恒家久証狀

六 (慶長 元年) 正月十五日 島津竜伯義久書狀

七 (慶長 元年) 正月十六日 豊臣秀吉朱印狀

八 (記事) 殉国名數

九 (慶長 元年) 正月 廿日 島津竜伯書狀

一〇 文祿 五年 正月 廿日 島津忠恒加増目錄

一一 文祿 五年 正月 廿日 島津忠恒証狀

一二 文祿 五年 正月 廿日 島津忠恒証狀

一三 文祿 五年 正月廿二日 島津忠恒証狀

一四 (記録) 年代記

一五 (慶長 元年) 正月廿三日 島津竜伯書狀

一六 (慶長 元年) 正月廿六日 島津義弘書狀

一七 (慶長 元年) 正月廿八日 島津竜伯書狀

一八 (記事) 島津忠長譜

一九 文祿 五年 二月 三日 島津竜伯宛行狀

二〇 (慶長 元年) 二月 六日 島津竜伯書狀

二一 (慶長 元年) 二月 八日 島津義弘書狀

二二 文祿 五年 二月 八日 伊集院幸侃忠宛行狀

二三 文祿 五年 二月 八日 伊集院幸侃宛行狀

二四 文祿 五年 二月 八日 伊集院幸侃宛行狀

二五 (慶長 元年) 二月 九日 豊臣秀吉朱印狀

二六 二月 九日 豊臣秀吉朱印狀

二七 (慶長 元年) 二月十八日 島津義久書狀案

二八 (文祿 五年) 二月廿三日 近衛三木信書狀

二九 二月廿三日 児玉利昌譜

三〇 文祿 五年 二月廿三日 川上肱枕忠外二名連署領知目錄

三一 (慶長 元年) 三月 二日 石田三成書狀

三二 (慶長 元年) 三月 五日 島津竜伯書狀

三三 (記事) 島津家久譜

三四 (慶長 元年) 三月 九日 島津義弘書狀

三五 (慶長 元年) 三月 十日 島津義弘書狀

三六 (慶長 元年) 三月 十日 伊勢如貴貞書狀

三七 (慶長 元年) 三月十一日 島津義弘書狀

三八 近衛竜山久詠草

三九 (慶長 元年) 三月十一日 小西行長書狀

四〇 (慶長 元年) 三月十九日 島津竜伯書狀

四一 文祿 五年 三月廿六日 島津家久過所

四二 三月廿七日 島津竜伯書狀

四三 文祿 五年 三月 卅日 伊集院幸侃署判領知目錄

四四 (慶長 元年) 四月 五日 島津義弘書狀

四五 (慶長 元年) 四月) 島津義弘覺書
 四六 (慶長 元年) 四月 九日 島津龜伯書狀
 四七 (慶長 元年) 四月十二日 島津忠恒書狀
 四八 (慶長 元年) 四月十三日 島津忠恒書狀
 四九 (慶長 元年) 四月十五日 近衛前久書狀
 五〇 (慶長 元年) 四月十六日 島津龜伯書狀
 五一 (慶長 元年) 四月十九日 近衛前久書狀
 五二 (慶長 元年) 四月廿五日 石田三成書狀
 五三 (慶長 元年) 四月廿五日 小西行長書狀
 五四 文祿 五年 四月廿八日 町田存松久・新納旅庵連署受取狀
 五五 文祿 五年 四月廿八日 町田存松・新納旅庵連署受取狀
 五六 (慶長 元年) 五月 朔日 島津義弘書狀案
 五七 (慶長 元年) 五月 朔日 長曾我部元親書狀
 五八 (慶長 元年) 五月 二日 島津義弘書狀
 五九 (慶長 元年) 五月 二日 伊勢如貴書狀
 六〇 文祿 五年 五月 二日 島津忠恒証狀
 六一 文祿 五年 五月 四日 伊地知重治証狀
 六二 (慶長 元年) 五月 五日 島津義弘書狀
 六三 五月 六日 新納為舟忠書狀
 六四 (慶長 元年) 五月 八日 近衛龜山書狀
 六五 (慶長 元年) 五月 十日 小西行長書狀
 六六 (慶長 元年) 五月廿九日 島津義弘書狀
 六七 (慶長 元年) 五月廿九日 島津義弘書狀

六八 (慶長 元年) 五月廿九日 近衛前久書狀
 六九 (慶長 元年) 五月 晦日 島津義弘書狀
 七〇 五月 朔日 島津義弘書狀
 七一 (慶長 元年) 六月 朔日 島津義弘書狀
 七二 (慶長 元年) 六月 二日 伊勢如貴書狀
 七三 六月 二日 征韓偉略
 七四 (慶長 元年) 六月十九日 島津龜伯書狀
 七五 文祿 五年 六月廿四日 島津忠恒書下
 七六 文祿 五年 六月廿四日 島津忠恒書下
 卷三十七
 七七 (慶長 元年) 七月 二日 淺野平右衛門尉書狀
 七八 七月 二日 樺山紹劍自記
 七九 文祿 五年 七月 四日 石田三成・島津龜伯義・同義弘連署書下
 八〇 (文祿 五年) 七月十三日 島津義弘書狀
 八一 七月十三日 島津義久譜
 八二 近衛信輔詠草
 八三 近衛信輔興行和歌
 八四 近衛信輔詠草
 八五 (慶長 元年) 七月 九日 小西主殿助・同作右衛門尉連署狀
 八六 (文祿 五年) 七月十三日 島津義弘書狀
 八七 (慶長 元年) 七月 廿日 近衛前久書狀
 八八 (慶長 元年) 七月廿六日 島津龜伯書狀
 八九 (慶長 元年) 閏七月 一日 島津龜伯書狀

九〇 (慶長 元年) 閏七月廿八日 島津義弘書狀
九一 文祿 五年 閏七月廿八日 町田存松信久・新納旅庵長連署証狀

九二 文祿 五年 閏七月廿八日 町田存松・新納旅庵連署証狀

九三 文祿 五年 八月 二日 伊集院幸侃忠棟署判領知目錄

九四 文祿 五年 八月 六日 伊集院幸侃署判領知目錄

九五 (慶長 元年) 八月 六日 安宅秀安書狀

九六 慶安 四年 十一月廿二日 河添藤七左衛門・上村寛右衛門連署上書

九七 十一月廿八日 小田原源右衛門上書

九八 文祿 五年 八月 九日 伊集院幸侃署判領知目錄

九九 (文祿 五年) 八月 十日 島津義弘書狀

一〇〇 (慶長 元年) 八月十二日 島津義弘書狀

一〇一 (慶長 元年) 八月廿一日 小西行長書狀

一〇二 文祿 五年 八月廿二日 薩摩國藏米算用狀
雜抄 (島津義弘書狀抄)

一〇三 雜抄 (島津義弘書狀抄)

一〇四 (記事) 島津義弘譜

一〇五 (慶長 元年) 九月 三日 島津竜伯書狀

一〇六 (慶長 元年) 九月 七日 豊臣秀吉朱印狀

一〇七 (慶長 元年) 九月 七日 小早川隆景書狀

一〇八 (記事) 島津義弘譜

一〇九 (慶長 元年) 九月 十日 豊臣秀吉朱印狀

一一〇 (記事) 島津家久譜

一一一 (慶長 元年) 九月十一日 島津義弘書狀

一二二 (慶長 元年) 九月十一日 新納旅庵書狀

一一三 (慶長 元年) 九月十三日 近衛信尹書狀

一一四 (慶長 元年) 九月十五日 島津竜伯書狀

一一五 (慶長 元年) 九月十五日 島津義弘書狀

一一六 文祿 五年 九月十五日 伊集院幸侃署判加増目錄

一一七 雜抄 (島津義弘書狀抄)

一一八 雜抄

一一九 (文祿 五年) 九月十七日 石田三成書狀

一二〇 (記事) 新納旅庵譜

一二一 文祿 五年 九月廿六日 長寿院盛淳外二名連署進上物
覚書

一二二 (慶長 元年) 十月 朔日 小西行長・寺沢正成連署狀

一二三 (慶長 元年) 十月十四日 島津忠恒家久書狀

一二四 (慶長 元年) 十月廿三日 島津忠恒書狀

一二五 (慶長 元年) 十月廿四日 島津竜伯書狀

一二六 (慶長 元年) 十月廿五日 島津義弘書狀

一二七 (慶長 元年) 十月 卅日 島津忠恒書狀

一二八 (記事) 島津義弘譜

一二九 文祿 五年 十一月 二日 伊集院幸侃署判領知目錄

一三〇 (慶長 元年) 十一月 四日 豊臣秀吉朱印狀

一三一 文祿 五年 十一月 四日 伊集院幸侃署判領知目錄

一三二 文祿 五年 十一月 五日 島津義弘起請文

一三三 島津竜伯詠草

一三四 文祿 五年 十一月 五日 島津義弘起請文

一三五 島津義弘書狀

一三六 (慶長 元年) 十一月十六日 伊東祐兵書狀

- 一三七 文祿 五年 十一月十九日 新納忠貞起請文
一三八 (慶長 元年) 十一月廿四日 島津忠恒書狀
一三九 (慶長 元年) 十一月廿五日 島津忠恒書狀
一四〇 文祿 五年 十一月廿六日 島津龜伯書狀
一四一 文祿 五年 十一月廿六日 正宮善神王再興茶番交名
一四二 慶長 二年 三月 八日 正宮中門再興茶番交名
一四三 (記事) 兒玉氏譜
一四四 文祿 五年 十二月 二日 伊集院幸侃署判領知目錄
一四五 文祿 五年 十二月 二日 伊集院幸侃署判領知目錄
一四六 文祿 五年 十二月 二日 伊集院幸侃署判領知目錄
一四七 文祿 五年 十二月 二日 島津義久袖加判領知目錄
一四八 文祿 五年 十二月 二日 伊集院幸侃署判領知目錄
一四九 文祿 五年 十二月 二日 伊集院幸侃署判領知目錄
一五〇 文祿 五年 十二月 二日 伊集院幸侃署判領知目錄
一五一 唐入軍役人數島津家分覺書
一五二 文祿 五年 十二月 五日 唐入軍役人數船等島津家分覺書
一五三 (慶長 元年) 十二月 五日 島津忠恒書狀案
一五四 (慶長 元年) 十二月 七日 島津忠恒書狀
一五五 (慶長 元年) 十二月十三日 島津義久書狀
一五六 (慶長 元年) 十二月十八日 小西行長書狀
一五七 (慶長 元年) 十二月十八日 石田三成書狀
一五八 (慶長 元年) 十二月十九日 安宅秀安書狀
一五九 (慶長 元年) 十二月廿一日 島津義弘書狀
一六〇 桂忠秀系圖
- 一六一 (文祿 五年) 二月 九日 島津忠恒書狀
一六二 文祿 五年 十二月廿一日 川上肱枕外二名連署領知目錄
一六三 文祿 五年 十二月廿三日 島津忠長署判領知目錄
一六四 十二月廿三日 島津忠長署判領知目錄
一六五 (慶長 元年) 十二月廿五日 島津龜伯書狀
一六六 (記事) 新納忠元勲功記
卷三十八
一六七 (慶長 二年) 正月十五日 島津龜伯^久書狀
一六八 (記事) 島津義弘譜
一六九 (慶長 二年) 正月十六日 豊臣秀吉朱印狀
一七〇 (慶長 二年) 正月十九日 島津龜伯書狀
一七一 (慶長 二年) 正月 廿日 安宅秀安書狀
一七二 島津忠長譜
一七三 (記事) 朝鮮日々記
一七四 大重平六覺書
一七五 (記録) 樺山紹劍自記
一七六 (慶長 二年) 正月廿八日 島津義弘書狀
一七七 上井仲五^兼申狀
一七八 (慶長 二年) 二月 六日 伊集院幸侃^忠書狀
一七九 (慶長 二年) 二月 十日 寺沢正成^高・小西行長連署狀
一八〇 (慶長 二年) 二月 十日 小西行長書狀
一八一 (慶長 二年) 二月 十日 長東正家書狀
一八二 (慶長 二年) 二月 十一日 島津忠恒^家書狀
一八三 (慶長 二年) 二月 十二日 伊集院抱節^治書狀
一八四 (慶長 二年) 二月 十六日 伊勢如貴^貞書狀

- 一八五 慶長 二年 二月廿一日 島津義弘置文
 一八六 慶長 二年 二月廿一日 島津義弘旋書
 一八七 慶長 二年 二月廿一日 豐臣秀吉高麗再度陣陣立書
 一八八 慶長 二年 二月廿一日 島津義弘譜
 一八九 慶長 二年 二月廿一日 豐臣秀吉高麗再度出勢法度
 一九〇 慶長 二年 二月廿一日 豐臣秀吉高麗再度出勢法度
 一九一 慶長 二年 二月廿一日 島津豐久譜
 一九二 慶長 二年 二月廿一日 豐臣秀吉高麗再度出勢法度
 一九三 慶長 二年 二月廿一日 豐臣秀吉高麗再度陣陣立書
 一九四 慶長 二年 二月廿一日 征韓偉略
 一九五 慶長 二年 二月廿一日 征韓偉略
 一九六 慶長 二年 二月廿一日 島津義弘譜
 一九七 慶長 二年 二月廿一日 新納旅庵長智譜
 一九八 慶長 二年 二月廿一日 川上肱枕智忠書狀
 一九九 慶長 二年 二月廿一日 石田三成書狀
 二〇〇 慶長 二年 二月廿一日 石田三成書狀
 二〇一 慶長 二年 二月廿三日 安宅秀安書狀
 二〇二 慶長 二年 二月廿八日 島津義弘旋書
 二〇三 慶長 二年 二月廿九日 伊集院抱節・比志島國貞連署
 二〇四 慶長 二年 二月廿九日 伊集院氏支流系図
 二〇五 慶長 二年 二月廿九日 伊集院抱節・比志島國貞連署
 二〇六 慶長 二年 二月廿九日 伊集院抱節・比志島國貞連署
 二〇七 慶長 二年 二月廿九日 伊集院抱節・比志島國貞連署
 二〇八 慶長 二年 三月十一日 島津義弘譜
 二〇九 慶長 二年 三月十一日 了齋書狀
 二一〇 慶長 二年 三月十七日 島津龜伯義久書狀
 二一一 慶長 二年 三月十七日 新納為舟忠久起請文
 二一二 慶長 二年 三月十八日 島津義弘書狀
 二一三 慶長 二年 三月十九日 島津義弘書狀
 二一四 慶長 二年 三月十九日 島津義弘譜
 二一五 慶長 二年 三月十九日 島津義弘譜
 二一六 慶長 二年 三月廿八日 石田三成書狀
 二一七 慶長 二年 四月八日 小西行長書狀
 二一八 慶長 二年 四月十日 島津忠恒書狀
 二一九 慶長 二年 四月十一日 島津義弘書狀
 二二〇 慶長 二年 四月十二日 小西行長書狀
 二二一 慶長 二年 四月廿日 島津義弘書狀
 二二二 慶長 二年 四月廿一日 島津義弘書狀
 二二三 慶長 二年 四月廿一日 朝鮮本陣番帳
 二二四 慶長 二年 四月廿八日 豐臣秀吉朱印狀
 二二五 慶長 二年 四月廿八日 島津義弘譜
 二二六 慶長 二年 五月五日 島津義弘書狀
 二二七 慶長 二年 五月十一日 島津忠恒書狀
 二二八 慶長 二年 五月十六日 相良家長起請文
 二二九 慶長 二年 五月廿三日 島津忠恒書狀
 二三〇 慶長 二年 五月廿七日 中山王尚寧書狀

証狀

萬曆廿五年

五月廿七日

二三一	(慶長 二年)	五月廿七日	近衛前久書狀	二五四	(慶長 二年)	七月十一日	島津竜伯書狀
二三二	(慶長 二年)	五月廿八日	石田三成書狀	二五五	(慶長 二年)	七月十一日	島津竜伯書狀
	卷三十九			二五六	(慶長 二年)	七月十一日	福島正則書狀
二三三	(慶長 二年)	六月 二日	島津竜伯 <small>義久</small> 書狀	二五七	(慶長 二年)	七月十一日	川上脰枕 <small>忠智</small> 書狀
二三四			雜抄	二五八	(慶長 二年)	七月十三日	伊集院幸侃 <small>忠棟</small> 書狀
二三五			雜抄	二五九			島津家久譜
二三六	慶長 二年	六月 二日	長寿院盛淳・上井里兼連署知行目錄	二六〇			島津豐久譜
二三七	(慶長 二年)	六月 三日	島津義弘書狀	二六一			平山久清譜
二三八	(慶長 二年)	六月 三日	寺沢正成 <small>高</small> 書狀	二六二	(慶長 二年)	七月十六日	島津義弘外五名連署言上狀案
二三九	(慶長 二年)	六月 六日	伊勢如實 <small>貞</small> 書狀	二六三	(慶長 二年)	七月廿二日	島津義弘書狀
二四〇	慶長 二年	六月 九日	島津竜伯宛行狀	二六四	(慶長 二年)	七月廿四日	島津義弘書狀
二四一			島津竜伯詠草	二六五	(慶長 二年)	七月廿五日	島津義弘書狀
二四二	(慶長 二年)		近衛信輔書狀	二六七		七月廿六日	小西行長・寺沢正成連署狀
二四三			近衛前久詠草	二六八	慶長 二年	七月廿九日	宇多与右衛門尉訴狀
二四四		(記事)	島津義弘譜	二六九			朝鮮日々記
二四五		(記事)	朝鮮日々記	二七〇			朝鮮日々記
二四六		(記事)	征韓偉略	二七一			殉国名藪
二四七		(記事)	征韓偉略	二七二			朝鮮日々記
二四八		(記事)	島津義弘譜	二七三			朝鮮日々記
二四九	慶長 二年	七月 二日	本田親信差出目錄	二七四			朝鮮日々記
二五〇	(慶長 二年)	七月 三日	島津竜伯書狀	二七五			征韓偉略
二五一	(慶長 二年)	七月 九日	大谷吉継書狀	二七六			征韓偉略
二五二	(慶長 二年)	七月 十日	豊臣秀吉朱印狀	二七七			征韓偉略
二五三	(慶長 二年)	七月 十日	豊臣秀吉朱印狀	二七八			島津義弘譜

- 二七九 (慶長 二年) 八月 朔日 島津竜伯書状
- 二八〇 (慶長 二年) 八月 九日 増田長盛・長束正家連署副状
- 二八一 八月 九日 豊臣秀吉朱印状
- 二八二 (慶長 二年) 八月 九日 豊臣秀吉朱印状
- 二八三 (慶長 二年) 八月 九日 豊臣秀吉朱印状
- 二八四 (慶長 二年) 八月 十日 豊臣秀吉朱印状
- 二八五 (慶長 二年) 八月 九日 豊臣秀吉朱印状
- 二八六 (慶長 二年) 八月 十日 豊臣秀吉朱印状
- 二八七 (慶長 二年) 八月 十日 浅野長政外三名連署副状
- 二八八 (記事) 島津義弘譜
- 二八九 (慶長 二年) 八月十三日 竹中隆重・毛利高政連署状
- 二九〇 (記事) 島津義弘譜
- 二九一 (記事) 島津家久譜
- 二九二 (記事) 島津以久譜
- 二九三 (記事) 島津豊久譜
- 二九四 (記事) 樺山久高譜
- 二九五 (記事) 南原城攻図
- 二九六 (記事) 島津義弘譜
- 二九七 (記事) 北郷三久譜
- 二九八 (慶長 二年) 八月十六日 伊地知千世菊宛重返地目録
- 二九九 (慶長 二年) 八月十四日 島津竜伯書状
- 三〇〇 (慶長 二年) 八月廿二日 五代友喜外二名連署覚書
- 三〇一 八月廿三日 島津義久書状案
- 三〇二 (慶長 二年) 九月十三日 豊臣秀吉朱印状
- 三〇三 (慶長 二年) 九月十三日 豊臣秀吉朱印状
- 三〇四 (慶長 二年) 九月十三日 増田長盛・長束正家連署状
- 三〇五 (慶長 二年) 九月十三日 島津竜伯義久書状
- 三〇六 (慶長 二年) 九月十三日 近衛竜山久書状
- 三〇七 (慶長 二年) 九月十五日 島津竜伯書状
- 三〇八 (記事) 島津義弘譜
- 三〇九 (記事) 征韓録
- 三一〇 (慶長 二年) 九月 日 島津義弘外十二名連署慶尚道
昆陽定榜文
- 三一一 (慶長 二年) 九月 日 島津義弘外十二名連署全羅道
海南定榜文
- 三一二 (慶長 二年) 九月十六日 宇喜多秀家外十四名連署言上
状案
- 三一三 (慶長 二年) 九月廿三日 早川長政外二名連署状
- 三一四 (慶長 二年) 九月廿三日 島津義弘書状
- 三一五 (慶長 二年) 十月廿六日 豊臣秀吉朱印状
- 三一六 三月 八日 島津義弘書状
- 三一七 十一月十九日 島津義弘書下
- 三一八 (慶長 二年) 九月十三日 島津竜伯書状
- 三一九 九月十三日 近衛竜山書状
- 三二〇 島津義久掟書二十ヶ条
- 三二一 (慶長 二年) 九月十三日 島津竜伯書状
- 三二二 (慶長 二年) 九月十六日 宇喜多秀家外十四名連署言上
状
- 三二三 九月廿六日 早川長政外二名連署状

卷四十

- 三三四 (慶長 二年) 九月廿六日 熊谷直盛書狀
- 三三五 (記事) 島津義弘譜
- 三三六 (記事) 島津家久譜
- 三三七 (記事) 北郷三久譜
- 三三八 (記事) 征韓偉略
- 三三九 十月 二日 白尾幸孝書狀
- 三三〇 十月 二日 白尾幸孝書狀
- 三三一 十月 六日 白尾幸孝書狀
- 三三二 十月 六日 島津義弘書狀
- 三三三 島津氏系図
- 三三四 (慶長 二年) 十月十六日 伊集院幸侃忠書狀
- 三三五 (慶長 二年) 十月廿八日 豊臣秀吉朱印狀
- 三三六 (慶長 二年) 十月廿六日 豊臣秀吉朱印狀
- 三三七 (慶長 二年) 十一月 三日 福原長堯書狀
- 三三八 (記事) 島津義弘譜
- 三三九 十一月十九日 白尾幸孝書狀
- 三四〇 (記事) 島津義弘譜
- 三四一 (慶長 二年) 十二月 二日 島津竜伯書狀
- 三四二 (慶長 二年) 十二月 九日 島津忠恒家久過所
- 三四三 (慶長 二年) 十二月十六日 豊臣秀吉朱印狀
- 三四四 (慶長 二年) 十二月廿六日 島津竜伯立願文
- 三四五 (慶長 二年) 十二月廿七日 豊臣秀吉朱印狀
- 三四六 (記事) 唐島出陣日記
- 三四七 (記事) 泗川古城出陣日記
- 三四八 (記事) 新納忠元勲功記

- 三四九 (記事) 殉国名蔵
- 三五〇 (記事) 島津義弘譜
- 三五一 (慶長 三年) 正月 島津義弘書狀
- 三五二 (記事) 征韓偉略
- 三五三 (記事) 征韓偉略
- 三五四 (記事) 朝鮮日々記
- 三五五 (慶長 三年) 正月 六日 島津義弘書狀案
- 三五六 正月 九日 島津義弘書狀
- 三五七 正月十一日 豊臣秀吉朱印狀
- 三五八 正月十五日 島津義弘書狀
- 三五九 (慶長 三年) 正月十七日 豊臣秀吉朱印狀
- 三六〇 (慶長 三年) 正月十七日 豊臣秀吉朱印狀
- 三六一 (記事) 島津豊久譜
- 三六二 (慶長 三年) 正月十七日 豊臣秀吉朱印狀
- 三六三 (記事) 島津家久譜
- 三六四 (慶長 三年) 正月十七日 豊臣秀吉朱印狀
- 三六五 島津義久詠草
- 三六七 (慶長 三年) 正月廿六日 細川幽斎勝書狀
- 三六八 (慶長 三年) 正月廿六日 字喜多秀家外十二名連署言上
- 三六九 (慶長 三年) 正月廿七日 豊臣秀吉朱印狀
- 三七〇 (慶長 三年) 正月 晦日 豊臣氏奉行衆連署副狀

三七一	(記事)	島津義弘譜	三九六	四月 六日	大河平隆重書狀
三七二 (慶長 三年)	二月 二日	近衛三木 <small>信輔</small> 書狀	三九七 (慶長 三年)	四月 九日	長曾我部元親書狀
三七三 (慶長 三年)	二月 五日	熊谷直盛書狀	三九八 慶長 三年	四月 九日	島津忠恒過所
三七四 (慶長 三年)	二月 廿三日	熊谷直盛書狀	三九九 (慶長 三年)	四月 十五日	池田孫次郎書狀
三七五 (慶長 三年)	二月 十二日	熊谷直盛書狀	四〇〇 慶長 三年	(四月)	島津家久事書案
三七六 (慶長 三年)	二月 十四日	近衛龜山 <small>前久</small> 書狀	四〇一	(記事)	島津義弘譜
三七七 慶長 三年	二月 十五日	島津義弘証狀	四〇二 (慶長 三年)	五月 七日	朝鮮國節度使伝令書案
三七八 (慶長 三年)	二月 十六日	福島正則書狀	四〇三	(記事)	島津義弘譜
三七九	(記事)	島津義弘譜	四〇四	五月 十一日	徳川家康御内書
三八〇 慶長 三年	二月	島津忠恒 <small>家久</small> 起請文	四〇五	(記事)	朝鮮日々記
三八一 (慶長 三年)	二月 廿二日	島津竜伯書狀	四〇六	(記事)	朝鮮日々記
三八二 (慶長 三年)	二月 廿二日	川上肱枕 <small>忠智</small> 書狀	四〇七	(記事)	朝鮮日々記
三八三 慶長 三年	三月 七日	島津以久起請文	四〇八	(記事)	征韓偉略
三八四 慶長 三年	三月 七日	島津以久起請文	四〇九 慶長 三年	五月	島津家宝物目錄
三八五 (慶長 三年)	三月 七日	島津竜伯書狀	四一〇 慶長 三年	五月 十二日	長寿院盛淳領知目錄
三八六 (慶長 三年)	三月 七日	新納為舟 <small>忠元</small> 書狀	四一一 (慶長 三年)	五月 廿日	島津竜伯書狀
三八七 (慶長 三年)	三月 十三日	豊臣秀吉朱印狀	四一二 慶長 三年	五月 廿二日	石田三成・島津竜伯連署書下
三八八 (慶長 三年)	三月 十三日	豊臣秀吉朱印狀	四一三 慶長 三年	五月 廿二日	石田三成・島津竜伯連署書
三八九 (慶長 三年)	三月 十七日	島津義弘書狀	四一四 (慶長 三年)	五月 廿六日	熊谷直盛外二名連署狀
三九〇	(記事)	島津義久譜	四一五	(記事)	島津義弘譜
三九一	(記事)	島津義久譜	四一六	(記事)	島津久元譜
三九二 (慶長 三年)	三月 廿二日	新納為舟書狀	四一七 (慶長 三年)	六月 十六日	豊臣秀吉朱印狀
三九三 慶長 三年	三月 廿二日	帖佐方軍役免目録	四一八	六月 廿四日	島津竜伯追悼和歌
三九四 (慶長 三年)	三月 廿八日	島津竜伯書狀	四一九 慶長 三年	六月 廿七日	京都進上物書
三九五 慶長 三年	四月 二日	島津義弘直書	四二〇 慶長 三年		正宮仮殿貫切符

四二一	慶長三年	六月廿五日	本田正親請取狀	四四四	八月九日	豊臣秀吉朱印狀
四二二	(記事)		御譜雜抄	四四五	八月九日	豊臣秀吉朱印狀
四二三	(記事)		御譜雜抄	四四六	八月十九日	大藏卿法印宗久書狀
四二四	(記事)		御譜雜抄	四四七	八月十一日	寺沢正成書狀
四二五	慶長三年	六月吉日	上井里兼知行方目錄	四四八	(記事)	島津義久譜
	卷四十二			四四九	(記事)	島津義弘譜
四二六	慶長三年	七月二日	島津竜伯 <small>久起</small> 請文案	四五〇	慶長三年	八月廿二日 宮木豊盛・徳永寿昌連署起請 文前書案
四二七	慶長三年	七月四日	河上益右衛門尉・白坂助七郎 連署請取狀	四五一	(慶長三年)	八月廿五日 豊臣氏奉行衆連署目録
四二八	(慶長三年)	七月八日	豊臣氏奉行衆連署狀	四五二	(慶長三年)	八月廿五日 豊臣氏奉行衆連署覺書
四二九	(慶長三年)	七月九日	島津竜伯書狀	四五三	慶長三年	八月廿五日 豊臣氏朱印狀
四三〇	(慶長三年)	七月九日	伊集院幸侃 <small>忠</small> 書狀	四五四	(慶長三年)	八月廿五日 豊臣秀吉朱印狀
四三一		七月十三日	伊集院幸侃書狀	四五五	(慶長三年)	八月廿五日 豊臣秀吉朱印狀
四三二	(慶長三年)	七月十五日	豊臣氏奉行衆連署狀	四五六	(慶長三年)	八月廿五日 豊臣秀吉朱印狀
四三三	慶長三年	七月十五日	島津竜伯覺書	四五七	慶長三年	八月廿五日 豊臣秀吉朱印狀
四三四	(慶長三年)	七月十七日	豊臣氏奉行衆連署副狀	四五八	(慶長三年)	八月廿五日 増田長盛書狀
四三五	慶長三年	七月十七日	島津忠恒 <small>家過</small> 所	四五九	(慶長三年)	八月廿五日 豊臣秀吉朱印狀
四三六	慶長三年	七月	島津義久書狀案	四六〇		(記事) 島津家久譜
四三七		(記事)	島津義弘譜	四六一	(慶長三年)	八月廿五日 豊臣氏五奉行連署副狀
四三八	(慶長三) 萬曆二十六年	七月廿五日	明國劄符	四六二		八月廿五日 豊臣氏奉行衆連署覺書
四三九		(記事)	島津義弘譜	四六三		八月廿五日 豊臣氏奉行衆連署目録
四四〇			島津竜伯詠草	四六四	(慶長三年)	八月廿八日 島津竜伯書狀
四四一	(慶長三年)	七月廿八日	立花親成 <small>宗茂</small> 書狀	四六五	(慶長三年)	九月三日 島津竜伯書狀
四四二	(慶長三年)	八月七日	寺沢正成 <small>高広</small> 書狀	四六六	(慶長三年)	九月五日 豊臣氏大老連署狀
四四三	(慶長三年) <small>(天正十七)</small>	八月九日	豊臣秀吉朱印狀	四六七	(慶長三年)	九月五日 豊臣氏大老連署狀

- 四六八 (慶長 三年) 九月 五日 近衛龜山前久忠書狀 四九二 (記事) 島津彰久譜
- 四六九 (慶長 三年) 九月 九日 川上肱枕智書狀 四九三 (記事) 川上久辰譜
- 四七〇 (慶長 三年) 九月十三日 島津龜伯書狀 四九四 (記事) 寺山久兼譜
- 四七一 (慶長 二年) 九月十三日 増田長盛・長束正家連署副狀 四九五 (記事) 樺山久高譜
- 四七二 (慶長 三年) 九月十四日 伊勢如實貞知書狀 四九六 (記事) 平山久清譜
- 四七三 (慶長 三年) 九月十四日 昭高院如雪澄道書狀 四九七 (慶長 三年) 十月 四日 島津忠恒家久書狀
- 四七四 (慶長 三年) 九月十四日 昭高院如雪書狀 四九八 (記事) 御譜雜抄
- 四七五 (慶長 二年) 九月十六日 宇喜多秀家外十四名連署言上狀 四九九 (記事) 御譜雜抄
- 四七六 (慶長 三年) 九月十六日 島津龜伯書狀 五〇〇 (記事) 御譜雜抄
- 四七七 九月廿二日 島津義弘書狀 五〇一 (記事) 御譜雜抄
- 四七八 (慶長 三年) 九月廿七日 島津義弘書狀 五〇二 (慶長 三年) 十月 一日 御譜雜抄(泗川表討捕首注文)
- 四七九 (慶長 三年) 九月廿七日 加藤清正書狀 五〇三 (慶長 三年) 十月 一日 泗川表討捕首注文
- 四八〇 (慶長 三年) 九月廿八日 島津家久譜 五〇四 (記事) 北郷三久譜
- 四八一 (慶長 三年) 九月廿八日 立花親成宗茂書狀 五〇五 (慶長 三年) 十月 一日 泗川表討捕首注文
- 四八二 (慶長 三年) 九月廿九日 島津家久譜 五〇六 (記事) 樺山忠征譜
- 四八三 (慶長 三年) 九月廿九日 島津龜伯書狀 五〇七 (慶長 三年) 十月 吉日 島津義久願文
- 四八四 (慶長 三年) 九月廿九日 島津義弘譜 五〇八 (慶長 三年) 十月十三日 島津龜伯願書
- 四八五 (慶長 三年) 盛香集 五〇九 (慶長 三年) 十月 六日 竹内実吉書狀
- 四八六 (慶長 三年) 征韓偉略 五一〇 (記事) 竹内実吉書狀
- 四八七 (慶長 三年) 樺山紹劍日記 五一二 (記事) 旧記抄
- 四八八 (慶長 三年) 島津義弘譜 五一三 (記事) 竹内実吉書狀
- 四八九 (慶長 三年) 泗川表討捕首注文 五一四 (記事) 佐多民部左衛門覚書
- 四九〇 (慶長 三年) 島津家久譜 五一五 (記事) 佐多民部左衛門覚書
- 四九一 (慶長 三年) 島津忠長譜 五一六 (記事) 佐多民部左衛門覚書

- 五一七 (記録) 佐多民部左衛門覚書
- 五一八 十月 十日 島津忠恒書狀
- 五一九 (記事) 島津義弘譜
- 五二〇 (記事) 島津家久譜
- 五二一 (慶長 三年) 十月十四日 島津義弘書狀
- 五二二 (記事) 島津義久譜
- 五二三 初何連歌
- 五二四 (記事) 島津義久譜
- 五二五 詠春日大明神連歌
- 五二六 (慶長 三年) 十月十五日 加藤茂勝嘉書狀
- 五二七 (慶長 三年) 十月十六日 増田長盛書狀
- 五二八 (記事) 島津義弘譜
- 五二九 (慶長 三年) 十月十六日 昭高院如雪書狀
- 五三〇 (慶長 三年) 十月十六日 白尾幸孝書狀
- 五三一 (慶長 三年) 十月十八日 垣見一直書狀
- 五三二 (慶長 三年) 十月十八日 本田正親・比志島國貞連署狀
- 五三三 (慶長 三年) 十月十八日 長崎六郎右衛門書狀
- 五三四 (慶長 三年) 十月十八日 懷旧連歌
- 五三五 (慶長 三年) 十月 廿日 宗義智書狀
- 五三六 (慶長 三年) 十月二十二日 島津忠恒書狀
- 五三七 十月廿二日 島津忠恒書狀
- 五三八 十月廿七日 島津竜伯書狀
- 五三九 (慶長 三年) 十月 晦日 島津義弘外三名連署覚書
- 五四〇 卷四十三 覚書
- 五四一 (慶長 三年) 十一月 朔日 福原長堯書狀
- 五四二 (慶長 三年) 十一月 二日 淺野長政・石田三成連署狀
- 五四三 (慶長 三年) 十一月 二日 島津以久書狀
- 五四四 (慶長 三年) 十月 朔日 泗川表討捕首注文
- 五四五 (慶長 三年) 十一月 三日 豊臣氏五大老連署狀
- 五四六 (慶長 三年) 十一月 三日 豊臣氏奉行衆連署狀
- 五四七 (慶長 三年) 十一月 三日 宮木豊盛・徳永寿昌連署狀
- 五四八 (慶長 三年) 十一月 三日 安弥左衛門尉書狀
- 五四九 (慶長 三年) 十一月 四日 寺沢正成弘書狀
- 五五〇 (記事) 征韓録
- 五五一 (慶長 三年) 十月 晦日 島津義弘外三名連署覚書
- 五五二 (記事) 征韓倭略
- 五五三 (慶長 三年) 十一月 五日 本田親智書狀
- 五五四 (慶長 三年) 十一月 五日 本田親智書狀
- 五五五 (慶長 三年) 十一月 五日 島津竜伯義書狀
- 五五六 (慶長 三年) 十一月 六日 島津竜伯書狀
- 五五七 (慶長 三年) 十一月 八日 近衛前久書狀
- 五五八 (記事) 島津義弘譜
- 五五九 (慶長 三年) 十一月 八日 近衛信尹書狀
- 五六〇 (慶長 三年) 十一月十一日 立花親成宗書狀
- 五六一 三月 五日 堀田氏古書狀
- 五六二 (慶長 三年) 十一月十一日 徳川家康直書
- 五六三 (慶長 三年) 十一月十一日 島津忠恒家過所
- 五六四 (記事) 島津義弘譜
- 五六五 (慶長 三年) 十一月十四日 某鷹鉞覚書

- 五六六 (慶長 三年) 十一月十六日 加藤清正書狀
五六七 (慶長 三年) 十一月十七日 秋月種長書狀
五六八 (記事) 島津家久譜
五六九 (記事) 島津家久譜
五七〇 (記事) 北郷三久譜
五七一 (記事) 桂忠次譜
五七二 (記事) 新納旅庵長住譜
五七三 (記事) 大田忠好譜
五七四 (記事) 新納久宣譜
五七五 (慶長 三年) 十一月十八日 島津豊久書狀
五七六 (慶長 三年) 十一月 廿日 島津豊久書狀
五七七 (慶長 三年) 十一月 廿日 伊東祐兵書狀
五七八 (記事) 島津家久譜
五七九 (記事) 大村重頼古戦書附
五八〇 (記事) 旧伝集
五八一 (慶長 三年) 正月十一日 高柳行文申狀
五八二 (慶長 三年) 八月 大川平九兵衛書狀
五八三 (慶長 三年) 十一月廿三日 島津竜伯外二名連署条書
五八四 (慶長 三年) 十一月廿三日 石田三成書狀
五八五 (慶長 三年) 十一月廿三日 石田三成覚書抄
五八六 (慶長 三年) 十一月廿四日 八十島助左衛門書狀
五八七 (慶長 三年) 十一月廿四日 八十島助左衛門書狀
五八八 (慶長 三年) 十一月廿四日 石田三成書狀
五八九 (記事) 島津義弘譜
- 五九〇 (記事) 川上久辰譜
五九一 (記事) 樺山久高譜
五九二 (慶長 三年) 十一月廿五日 島津竜伯書狀
五九三 (慶長 三年) 十一月廿五日 豊臣氏五大老連署狀
五九四 (慶長 三年) 十一月廿五日 豊臣氏五大老連署狀
五九五 (十一月廿五日 豊臣氏奉行衆連署狀
五九六 (慶長 三年) 十一月廿五日 豊臣氏奉行衆連署狀
五九七 (記事) 島津家久譜
五九八 (慶長 三年) 十一月廿八日 北郷忠能書狀
五九九 (十一月 卅日 石田三成書狀
六〇〇 (記事) 島津義弘譜
六〇一 (記事) 児玉利昌譜
六〇二 (元禄十四年 八月廿三日 児玉利言申狀
六〇三 (記事) 諸家大概国分氏伝
六〇四 (記事) 諸家大概鮫島氏伝
六〇五 (記事) 諸家大概二渡氏伝
六〇六 (慶長 三年) 十二月 四日 舟越景直書狀
六〇七 (記事) 島津義弘譜
六〇八 (記事) 島津家久譜
六〇九 (記事) 島津豊久譜
六一〇 (記事) 島津忠長譜
六一一 (慶長 三年) 十二月 五日 太田一吉書狀
六一二 (記事) 島津家久譜
六一三 (慶長 三年) 十二月 七日 島津義弘書狀
六一四 (慶長 三年) 十二月 八日 瀬戸口重位手次狀

六一五	(記事)	島津義弘譜	六四〇	二月廿九日	伊勢貞昌書狀
六一六	(記事)	島津家久譜	六四一	(記事)	新納忠元勲功記
六一七	(記事)	樺山忠征譜	卷四十四		
六一八	(慶長三年)	十二月九日	六四二	(記事)	島津義弘譜
六一九	(慶長三年)	十二月十一日	六四三	(記事)	島津家久譜
六二〇		十二月十三日	六四四	(慶長四年)	島津龜伯 <small>義久</small> 覺書
六二一	(慶長三年)	十二月廿六日	六四五	慶長四年	島津龜伯起請文
六二二	(慶長三年)	十二月廿七日	六四六	(慶長四年)	正月五日
六二三	(慶長三年)	十二月廿七日	六四七	(記事)	島津家久譜
六二四	慶長三年		六四八	慶長四年	正月九日
六二五	(記事)	島津義弘譜	六四九	慶長四年	正月九日
六二六	慶長三年	十二月十三日	六五〇	(慶長四年)	正月十八日
六二七	慶長三年	十二月十三日	六五一	(慶長四年)	正月十八日
六二八	慶長三年	十二月十三日	六五二	(慶長四年)	二月朔日
六二九	慶長三年	十二月十四日	六五三	(記事)	北郷忠能譜
六三〇	慶長三年	十二月十四日	六五四	二月四日	島津龜伯書狀
六三一	慶長三年	十二月十四日	六五五	四月廿八日	島津龜伯書狀
六三二	慶長三年	十二月十四日	六五六	(記事)	北郷忠能譜
六三三	慶長三年	十二月十五日	六五七	(慶長四年)	二月七日
六三四	慶長三年	十二月十五日	六五八	慶長四年	二月七日
六三五	慶長三年	十二月十五日	六五九	(慶長四年)	二月十七日
六三六	慶長三年	十二月十五日	六六〇	慶長四年	二月廿日
六三七	(記事)	島津義弘譜	六六一	慶長四年	二月廿一日
六三八	(記事)	島津家久譜	六六二	(慶長四年)	二月廿四日
六三九	萬治三年	十一月七日	六六三		上原氏由緒書

六六四	(記事)	島津義久譜	六八八	(記錄)	年代記
六六五(慶長四年)	二月廿九日	島津竜伯書狀	六九〇(慶長四年)	三月十四日	桂忠詮・上井里兼連署狀
六六六	(記事)	北郷忠能譜	六九一(慶長四年)	三月廿五日	島津竜伯書狀
六六七	(記事)	島津歳久譜	六九二(慶長四年)	三月廿五日	島津竜伯書狀
六六八(慶長四年)	三月三日	島津忠恒書狀	六九三(慶長四年)	三月廿九日	祐乘坊法印出仙書狀
六六九(慶長四年)	三月	近衛竜山 <small>前久</small> 書狀	六九四(慶長四年)	閏三月朔日	島津竜伯書狀
六七〇	(記事)	島津以久譜	六九五	(記事)	島津義久譜
六七一 慶長四年	三月五日	島津忠恒宛行狀	六九六(慶長四年)	閏三月朔日	桂忠防外十名連署狀
六七二	(記事)	島津忠長譜	六九七	閏三月朔日	桂忠防外十名連署狀
六七三 慶長四年	三月五日	島津忠恒宛行狀	六九八(慶長四年)	後三月三日	島津義弘書狀
六七四 慶長四年	三月七日	島津忠長署判知行方目錄	六九九 慶長四年	閏三月三日	伊東祐兵起請文
六七五 慶長四年	三月八日	宇喜多秀家起請文前書案	七〇〇 慶長四年	閏三月三日	上井里兼外十三名連署起請文
六七六	(記事)	島津家久譜	七〇一	後三月六日	近衛前久書狀
六七七	(記事)	島津義弘譜	七〇二(慶長四年)	後三月七日	近衛信尹書狀
六七八(慶長四年)	三月十一日	比志島國貞書狀	七〇三	閏三月七日	島津竜伯書狀
六七九(慶長四年)	三月十二日	高島正宗書狀	七〇四 慶長四年	閏三月八日	島津義弘外三名連署起請文
六八〇	(記事)	島津義久譜	七〇五 慶長四年	閏三月十三日	飯武政起請文
六八一	(記事)	伊集院幸侃譜	七〇六(慶長四年)	閏三月十四日	島津竜伯書狀
六八二	(記事)	伊集院忠真譜	七〇七(慶長四年)	閏三月廿一日	近衛竜山書狀
六八三	(記事)	島津義弘譜	七〇八 慶長四年	閏三月廿四日	相良頼房起請文
六八四	(記事)	島津以久譜	七〇九 慶長四年	閏三月廿四日	伊集院弥六左衛門尉起請文
六八五	(記事)	北郷久村譜	七一〇		島津義久詠草
六八六	(記事)	樺山久高譜	七一一	(記事)	島津義弘譜
六八七	(記事)	樺山紹劍自記	七一二	(記事)	新納旅庵 <small>長住</small> 譜
六八八	(記錄)	桂忠詮・上井里兼連署狀抄	七一三	(記事)	島津豊久譜

七二四	(慶長 四年)	四月 朔日	豊臣氏五大老連署状	七三七	(慶長 四年)	五月 七日	豊臣氏奉行衆連署状
七一五	(慶長 四年)	四月 二日	徳川家康起請文	七三八	(慶長 四年)	五月 八日	島津忠恒 <small>家</small> 書状
七一六	(慶長 四年)	四月 三日	近衛前久書状	七三九	(慶長 四年)	五月 九日	島津義弘書状
七一七	(慶長 四年)	四月 三日	吉田豊後書状	七四〇	(慶長 四年)	五月 九日	島津忠恒書状
七一八	(慶長 四年)	四月 四日	島津竜伯書状	七四一	(慶長 四年)	五月十一日	小早川秀秋外二十九名連署請書
七一九		四月十一日	島津惟新 <small>弘義</small> 書状	七四二	(慶長 四年)	五月十七日	島津竜伯 <small>久</small> 寄進状
七二〇	(慶長 四年)	四月十三日	徳川家康書状	七四三	(慶長 四年)	五月十七日	島津竜伯寄進状
七二一	(慶長 四年)	四月 十日	入田親増言上状	七四四	(慶長 四年)	五月十七日	島津竜伯寄進状
七二二			(記事) 島津家久譜	七四五	(慶長 四年)	五月十七日	帖佐宗隣・有馬純昌連署状
七二三	(慶長 四年)	四月十四日	島津義弘書状	七四六	(慶長 四年)	五月 廿日	島津竜伯書状
七二四	(慶長 四年)	四月十四日	上原尚張書状	七四七	(慶長 四年)	五月廿一日	本村平右衛門尉指出
七二五			(記事) 島津義久譜	七四八	(慶長 四年)	五月廿三日	島津竜伯書状
七二六	(慶長 四年)	四月廿一日	伊勢貞成届書	七四九		五月廿四日	島津竜伯書状
七二七	(慶長 四年)		島津義久事書案	七五〇	(慶長 四年)	五月 吉日	某宛行状
七二八	(慶長 四年)		島津義久事書案	七五一			薩州島津氏系図
七二九	(慶長 四年)	四月廿五日	島津竜伯書状	七五二			(記事) 島津忠栄譜
七三〇	(慶長 四年)	四月廿八日	島津竜伯書状	七五三			島津忠将一流系図
七三一			(記事) 島津家久譜	七五四	(慶長 四年)		島津義弘書状
七三二	(慶長 四年)	四月廿九日	伊東祐兵書状	七五五	(慶長 四年)		島津義弘書状
七三三	(慶長 四年)	四月 卅日	西侯七兵衛証状	七五六	(慶長 四年)	六月 上旬	島津義弘・同忠恒朝鮮陣戰没者供養碑文
七三四	(慶長 四年)	五月 朔日	大井七右衛門外四名連署起請文	七五七	(慶長 四年)	六月 一日	島津義弘書状
七三五	(慶長 四年)		島津義弘書状	七五八	(慶長 四年)	六月 三日	伊勢貞昌書状
七三六	(慶長 四年)		島津義弘書状	七五九	(慶長 四年)	六月十五日	寺沢正成 <small>高</small> 書状

七六〇	(慶長 四年)	六月十五日	島津惟新 <small>弘義</small> 書狀	七八五	(記事)	島津家久譜
七六一		六月十六日	島津龜伯書狀	七八六	(慶長 四年)	七月 五日 島津義弘書狀
七六二	(慶長 四年)	六月十八日	伊集院忠真書狀	七八七	(慶長 四年)	七月 九日 徳川家康書狀
七六三	慶長十四年	八月十六日	大山稻介覚書	七八八		(記事) 島津家久譜
七六四	(慶長 四年)	六月廿二日	近衛前久書狀	七八九	(慶長 四年)	七月 九日 徳川家康書狀
七六五		(記事)	島津義久譜	七九〇	(慶長 四年)	七月 九日 伊那令成書狀
七六六		(記事)	島津義弘譜	七九一	(慶長 四年)	七月 九日 徳川家康書狀
七六七		(記事)	町田久幸譜	七九二	(慶長 四年)	七月 九日 伊那令成書狀
七六八		(記事)	町田久則譜	七九三	(慶長 四年)	七月 九日 徳川家康書狀
七六九		(記事)	新納忠在譜	七九四	(慶長 四年)	七月 九日 寺沢正成書狀
七七〇	(慶長 四年)	六月廿七日	島津忠恒書狀	七九五	(慶長 四年)	七月 九日 寺沢正成書狀
七七一	(慶長 四年)	六月廿九日	島津義久書狀案	七九六	(慶長 四年)	七月 十日 島津義久宛行狀
七七二		(記事)	島津家久譜	七九七	(慶長 四年)	七月 十日 島津義久書狀案
七七三		(記事)	北郷忠能譜	七九八	(慶長 四年)	七月 十日 島津義久書狀案
七七四			北郷氏庶流系図	七九九	(慶長 四年)	七月 十日 島津義久書狀案
七七五		(記事)	島津豊久譜	八〇〇	(慶長 四年)	七月 十一日 島津義久書狀案
七七六	(慶長 四年)	八月 廿日	徳川家康書狀	八〇一		雜抄(諸書狀書拔)
七七七			寺山氏系図	八〇二	(慶長 四年)	七月 十三日 島津惟新書狀
七七八	(慶長 四年)	六月廿九日	島津忠豊 <small>豊</small> 書狀	八〇三		七月 十三日 島津惟新書狀
七七九	(慶長 四年)	七月 二日	島津竜伯書狀	八〇四	(慶長 四年)	七月 十六日 島津義久書狀案
七八〇	(慶長 四年)	七月 三日	島津忠恒書狀	八〇五		(記事) 島津家久譜
七八一	慶長 四年	七月 三日	曼荼羅院外十一院請取狀	八〇六	(慶長 四年)	七月 十六日 徳川家康書狀
七八二	(慶長 四年)	七月 四日	近衛信尹書狀	八〇七	(慶長 四年)	七月 十六日 島津惟新書狀
七八三	(慶長 四年)	七月 四日	近衛信尹書狀	八〇八	(慶長 四年)	七月 廿一日 島津惟新書狀
七八四	(慶長 四年)	七月 五日	島津惟新書狀	八〇九	(慶長 四年)	七月 廿四日 立花親成 <small>宗茂</small> 書狀

八一〇 (慶長 四年) 七月廿四日 御ちよ外十八名連署起請文
 八一一 (慶長 四年) 七月廿五日 島津義久書狀案
 八一二 (慶長 四年) 七月 島津義久書狀案
 八一三 (慶長 四年) 七月 島津義久書狀案
 八一四 (慶長 四年) 七月 島津義久書狀案
 八一五 (慶長 四年) 七月廿八日 島津竜伯書狀
 八一六 (慶長 四年) 七月廿八日 樺山久高書狀
 八一七 (慶長 四年) 七月廿八日 島津忠長署判知行目録
 八一八 (慶長 四年) 七月 晦日 入来院重時外二名連署狀
 八一九 (慶長 四年) 七月 晦日 入来院重時外二名連署狀
 八二〇 (慶長 四年) (記録) 池田貞安覚書
 八二一 (慶長 四年) (記録) 池田貞安覚書
 八二二 (慶長 四年) (記事) 盛香集
 八二三 (慶長 四年) (記事) 盛香集
 八二四 (慶長 四年) (記事) 盛香集
 八二五 (慶長 四年) (記事) 殉国名藪
 八二六 (慶長 四年) (記事) 島津義久譜
 八二七 (慶長 四年) (記事) 島津義久譜
 八二八 (慶長 四年) (記事) 島津義久譜
 八二九 (慶長 四年) (記録) 上野隼人覚書

卷四十六

八三〇 (慶長 四年) 八月 一日 島津義久書狀案
 八三一 (慶長 四年) 八月 二日 島津義久書狀案
 八三二 (慶長 四年) 八月 二日 島津義久書狀案
 八三三 (慶長 四年) 八月 二日 高橋元種書狀

八三四 (慶長 四年) 八月 二日 船越景直書狀
 八三五 (慶長 四年) 八月 三日 島津惟新義書狀
 八三六 (慶長 四年) 八月 五日 五島玄雅書狀
 八三七 (慶長 四年) 八月 五日 島津惟新書狀
 八三八 (慶長 四年) 八月 六日 島津惟新書狀
 八三九 (慶長 四年) 八月 六日 島津義弘書狀
 八四〇 (慶長 四年) 八月 六日 島津義久書狀案
 八四一 (慶長 四年) 八月 六日 島津惟新書狀案
 八四二 (慶長 四年) 八月 六日 島津惟新書狀案
 八四三 (慶長 四年) 八月 七日 衆中連署起請文
 八四四 (慶長 四年) 八月 八日 三輪大宿良患書狀
 八四五 (慶長 四年) 八月 八日 島津義久書狀案
 八四六 (慶長 四年) 八月 九日 島津義久書狀案
 八四七 (慶長 四年) 八月 九日 島津義久書狀案
 八四八 (慶長 四年) 八月 十日 島津竜伯義書狀
 八四九 (慶長 四年) 八月 十日 島津竜伯書狀
 八五〇 (慶長 四年) 八月 十日 島津義久書狀案
 八五一 (慶長 四年) 八月 十日 島津義久書狀案
 八五二 (慶長 四年) 八月 十日 新納旅庵長住外二名連署銀子借用書
 八五三 (慶長 五年) 四月十九日 新納旅庵借用書
 八五四 (慶長 四年) 八月十五日 小西行長書狀
 八五五 (慶長 四年) (記事) 児玉利昌譜
 八五六 (慶長 四年) 八月十八日 平田宗次外三名連署狀
 八五七 (慶長 四年) 八月十九日 島津義久書狀案

八五八	(慶長 四年)	八月 廿日	豊臣氏五大老連署状	八八三	(慶長 四年)	九月 廿日	寺次正成書状
八五九	(慶長 四年)	八月 廿日	徳川家康書状	八八四	(慶長 四年)	九月 廿一日	島津惟新書状
八六〇	(慶長 四年)	八月 廿日	豊臣氏奉行衆連署状	八八五	(慶長 四年)	九月 廿一日	島津惟新書状
八六一	(慶長 四年)	(記事)	島津家久譜	八八六	(慶長 四年)	九月 廿二日	島津惟新書状
八六二	(慶長 四年)	八月 廿日	豊臣氏奉行衆連署状	八八七	(慶長 四年)	九月 廿二日	島津惟新書状
八六三	(慶長 四年)	八月 廿一日	島津惟新書状	八八八	(慶長 四年)	九月 廿二日	高橋重種書状
八六四	(慶長 四年)	八月 廿六日	島津惟新書状	八八九	(慶長 四年)	九月 廿三日	伊那令成書状
八六五	(慶長 四年)	八月 廿六日	島津義久書状案	八九〇	(慶長 四年)	九月 廿四日	小西行長書状
八六六	(慶長 四年)	八月 廿六日	島津義久書状案	八九一	(慶長 四年)	九月 廿四日	島津忠恒掟書案
八六七	(慶長 四年)	九月 朔日	島津惟新書状	八九二	(慶長 四年)	九月 廿五日	山口直友書状
八六八	(慶長 四年)	九月 二日	島津忠恒 <small>家</small> 寄進状	八九三	(慶長 四年)	(記事)	島津家久譜
八六九	(慶長 四年)	九月 二日	徳川家康書状	八九四	(慶長 四年)	九月 廿五日	山口直友書状
八七〇	(慶長 四年)	九月 三日	島津惟新書状	八九五	(慶長 四年)	九月 廿七日	小西行長書状
八七一	(慶長 四年)	九月 六日	島津忠豊 <small>忠</small> 書状	八九六	(慶長 四年)	九月 廿八日	島津惟新書状
八七二	(慶長 四年)	九月 六日	島津忠豊書状	八九七	(慶長 四年)	九月 廿八日	太田一吉書状
八七三	(慶長 四年)	九月 六日	伊東祐兵書状	八九八	(慶長 四年)	九月 廿八日	島津惟新書状
八七四	(慶長 四年)	九月 十一日	島津忠豊書状	八九九	(慶長 四年)	(記事)	島津家久譜
八七五	(慶長 四年)	九月 十一日	新納為丹 <small>忠</small> 書状	九〇〇	(慶長 四年)	九月 廿九日	島津惟新書状
八七六	(慶長 四年)	九月 十一日	島津忠恒書状	九〇一	(慶長 四年)	九月 廿九日	昭高院如雪 <small>道</small> 書状
八七七	(慶長 四年)	(記事)	北郷忠能譜	九〇二	(慶長 四年)	(記事)	島津義久譜
八七八	(慶長 四年)	九月 十三日	島津忠恒感状	九〇三	(慶長 四年)	九月 卅日	島津義久書状案
八七九	(慶長 四年)	九月 十五日	北郷三久書状	九〇四	(慶長 四年)	(記事)	島津義久譜
八八〇	(慶長 四年)	九月 十四日	島津忠恒知行目錄	九〇五	(慶長 四年)	九月 晦日	徳川家康書状
八八一	(慶長 四年)	九月 十四日	島津竜伯書状	九〇六	(慶長 四年)	九月 晦日	伊那令成書状
八八二	(慶長 四年)	九月 十五日	北郷三久書状				

九〇七	(慶長 四年)	十月 一日	島津義久譜	九三二	慶長 四年	十月 十一日	島津竜伯愛敬祝賀書
九〇八	(慶長 四年)	十月 一日	島津義久書狀案	九三三	慶長 四年	十月 十一日	島津義久書狀案
九〇九	(慶長 四年)	十月 一日	島津義久書狀案	九三四	慶長 四年	十月 十五日	寺沢正成祝賀書
九一〇			(記事) 島津家久譜	九三五	慶長 四年	十月 十六日	山口直友書狀
九一一	(慶長 四年)	十月 朔日	増田長盛書狀	九三六	慶長 四年	十月 吉日	伊勢貞林願文
九一二	(慶長 四年)	十月 二日	大谷吉継書狀	九三七	慶長 四年	十月 十五日	奈須祐実書狀
九一三	(慶長 四年)	十月 三日	島津義久書狀案	九三八	慶長 四年	十月 十八日	寺沢正成書狀
九一四	(慶長 四年)	十月 四日	島津義久書狀案	九三九	慶長 四年	十月 廿四日	島津惟新書狀
九一五			(記事) 北郷忠能譜	九四〇	慶長 四年	十月 廿四日	島津竜伯書狀
九一六	(慶長 四年)	十月 四日	熊谷直盛書狀	九四一			(記事) 島津家久譜
九一七	(慶長 四年)	十月 四日	山口直友書狀	九四二	慶長 四年	十月 廿四日	島津惟新書狀
九一八	(慶長 四年)	十月 四日	熊谷直盛書狀	九四三	慶長 四年	十月 廿五日	島津惟新書狀
九一九			(記事) 島津家久譜	九四四		十月 廿五日	奈須祐実書狀
九二〇	(慶長 四年)	十月 四日	島津竜伯久義書狀	九四五		十月 廿五日	島津惟新書狀
九二一	(慶長 四年)	十月 四日	島津義久書狀	九四六	慶長 四年	十月 廿六日	島津惟新書狀
九二二	(慶長 四年)	十月 四日	島津義久書狀	九四七		十月 廿六日	島津惟新書狀
九二三	(慶長 四年)	十月 六日	島津竜伯書狀	九四八	慶長 四年	十月 廿八日	島津忠恒寄進狀
九二四	(慶長 四年)	十月 六日	島津義久書狀案	九四九	慶長 四年	十月 晦日	小西行長書狀
九二五			島津義久書狀抄	九五〇		十一月 六日	伊集院忠真書狀
九二六	(慶長 四年)	十月 六日	島津義久書狀案	九五一	慶長 四年	十一月 八日	近衛前久書狀
九二七	(慶長 四年)	十月 六日	島津義久書狀案	九五二	慶長 四年	十一月 十三日	高橋元種書狀
九二八			島津忠恒久書狀	九五三	慶長 五年	十一月 十四日	島津惟新書狀
九二九	(慶長 四年)	十月 六日	普賢院真昭書狀	九五四	慶長 四年	十一月 十六日	羽柴秀直書狀
九三〇	(慶長 四年)	十月 七日	島津惟新義書狀	九五五	慶長 四年	十一月 廿日	昭高院如雪道書狀
九三一	(慶長 四年)	十月 十日	島津竜伯書狀	九五六	慶長 四年		島津忠長書狀

- 九五七 (慶長 四年) 十一月廿四日 島津惟新書狀
九五八 (慶長 四年) 十一月廿四日 島津惟新書狀
九五九 (慶長 四年) 十一月廿五日 島津惟新書狀
九六〇 (慶長 四年) 十一月廿五日 島津惟新書狀
九六一 (慶長 四年) 十一月廿六日 島津忠豐豊久書狀
九六二 (慶長 四年) 十一月廿七日 島津家久譜
九六三 (慶長 四年) 十一月廿七日 徳川家康書狀
九六四 (慶長 四年) 十二月 朔日 島津忠豐書狀
九六五 (慶長 四年) 十二月 二日 島津竜伯書狀
九六六 (慶長 四年) 十二月 四日 島津惟新書狀
九六七 (慶長 四年) 十二月 四日 島津家久譜
九六八 (慶長 四年) 十二月 四日 島津惟新書狀
九六九 (慶長 四年) 十二月 十日 島津家久譜
九七〇 (慶長 四年) 十二月 十日 新納久宣譜
九七一 (慶長 四年) 十二月 十日 島津竜伯書狀
九七二 (慶長 四年) 十二月十一日 島津竜伯書狀
九七三 (慶長 四年) 十二月十五日 寺沢正成書狀
九七四 (慶長 四年) 十二月十五日 島津惟新書狀
九七五 (慶長 四年) 十二月十五日 島津惟新書狀
九七六 (慶長 四年) 十二月十五日 島津家久譜
九七七 (慶長 四年) 十二月十六日 島津惟新書狀
九七八 (慶長 四年) 十二月十六日 太田友一書狀
九七九 (慶長 四年) 十二月十六日 島津義弘覚書
九八〇 (慶長 四年) 十二月十七日 伊勢貞昌書狀
九八一 (慶長 四年) 十二月十七日 相良長泰・新納為舟忠連署狀
- 九八二 (慶長 四年) 十二月十八日 山口直友書狀
九八三 (慶長 四年) 十二月十八日 寺沢正成書狀
九八四 (慶長 四年) 十二月十八日 島津忠恒書狀
九八五 (慶長 四年) 十二月十九日 島津惟新書狀
九八六 (慶長 四年) 十二月 廿日 種子島久時・山田理安連署加
増目錄
九八七 (慶長 四年) 十二月廿一日 太田一吉書狀
九八八 (慶長 四年) 十二月廿四日 島津家久譜
九八九 (慶長 四年) 十二月廿四日 徳川家康書狀
九九〇 (慶長 四年) 十二月廿四日 徳川家康書狀
九九一 (慶長 四年) 十二月廿四日 寺沢正成副狀
九九二 (慶長 四年) 十二月廿六日 島津竜伯書狀
九九三 (慶長 四年) 十二月廿八日 熊谷直盛書狀
九九四 (慶長 四年) 十二月 晦日 新納旅庵長書狀
九九五 (慶長 四年) 十二月 晦日 島津家久覚書
九九六 (慶長 四年) 十二月 晦日 庄内軍戰場改日記
九九七 (慶長 四年) 十二月 晦日 新納忠元勲功記
- 卷四十八
九九九 (慶長 五年) (記事) 殉国名藪
一〇〇〇 (慶長 五年) (記事) 北郷久村譜
一〇〇一 (慶長 五年) 正月 三日 島津義久起請文前書
一〇〇二 (慶長 五年) 正月 五日 伊那令成書狀
一〇〇三 (慶長 五年) 正月 五日 島津忠恒家久書狀
一〇〇四 (慶長 五年) 正月 六日 島津家久譜
(記事) 島津家久譜書狀

- 一〇〇五 (慶長 五年) 正月 七日 島津惟新義私書狀
- 一〇〇六 (慶長 五年) 正月 九日 太田一吉書狀
- 一〇〇七 (慶長 五年) 正月十一日 小西行長書狀
- 一〇〇八 (慶長 五年) 正月十一日 立花親成宗書狀
- 一〇〇九 (慶長 五年) 正月十四日 島津惟新書狀
- 一〇一〇 (慶長 五年) 正月十四日 島津惟新書狀
- 一〇一一 (慶長 五年) 正月十五日 島津竜伯書狀
- 一〇一二 (慶長 五年) 正月十五日 島津家久譜
- 一〇一三 (慶長 五年) 正月十七日 島津以久譜
- 一〇一四 (慶長 五年) 正月十七日 島津竜伯書狀
- 一〇一五 (慶長 五年) 八月廿三日 児玉筑後守伝 (記事)
- 一〇一六 (元禄十四年) 八月廿三日 児玉利言申狀
- 一〇一七 (慶長 五年) 正月十九日 島津惟新書狀
- 一〇一八 (慶長 五年) 正月 廿日 立花親成書狀
- 一〇一九 (慶長 五年) 正月 廿日 立花親成書狀
- 一〇二〇 (慶長 五年) 正月 廿日 島津忠豊豊久書狀
- 一〇二一 (慶長 五年) 正月廿一日 島津忠恒領知目錄
- 一〇二二 (慶長 五年) 正月廿三日 島津惟新書狀
- 一〇二三 (慶長 五年) 正月廿五日 島津忠豊書狀
- 一〇二四 (慶長 五年) 正月廿六日 別府景秋・伊勢貞昌連署起請文
- 一〇二五 (慶長 五年) 正月二十七日 島津義弘外二名連署告文
- 一〇二六 (慶長 五年) 正月廿八日 島津義弘書狀
- 一〇二七 (慶長 五年) 正月廿八日 島津義弘書狀
- 一〇二八 (慶長 五年) 正月廿八日 松元権兵衛尉覚書
- 一〇二九 (慶長 五年) 二月 朔日 島津惟新外十名詠草
- 一〇三〇 (慶長 五年) 二月 朔日 島津惟新書狀
- 一〇三一 (慶長 五年) 二月 四日 島津惟新書狀
- 一〇三二 (慶長 五年) 二月 五日 島津忠豊書狀
- 一〇三三 (慶長 五年) 二月 五日 島津家久譜 (記事)
- 一〇三四 (慶長 五年) 二月 五日 島津以久書狀
- 一〇三五 (慶長 五年) 二月 五日 井伊直政書狀
- 一〇三六 (慶長 五年) 二月 五日 島津家久譜 (記事)
- 一〇三七 (慶長 五年) 二月 六日 北郷忠能譜 (記事)
- 一〇三八 (慶長 五年) 二月 六日 島津忠長書狀
- 一〇三九 (慶長 五年) 二月 七日 伊那令成書狀
- 一〇四〇 (慶長 五年) 二月 八日 秋月種長書狀
- 一〇四一 (慶長 五年) 二月 八日 島津惟新書狀
- 一〇四二 (慶長 五年) 二月 九日 伊東祐兵書狀
- 一〇四三 (慶長 五年) 二月十一日 近衛竜山久書狀
- 一〇四四 (慶長 五年) 二月十二日 新納忠元宛行狀
- 一〇四五 (慶長 五年) 二月十四日 島津惟新書狀
- 一〇四六 (慶長 五年) 二月十五日 昭高院如雪道書狀
- 一〇四七 (慶長 五年) 二月十六日 島津竜伯書狀
- 一〇四八 (慶長 五年) 二月十七日 島津惟新書狀
- 一〇四九 (慶長 五年) 二月 廿日 山口直友書狀
- 一〇五〇 (慶長 五年) 二月 廿九日 島津義久譜 (記事)
- 一〇五一 (慶長 五年) 二月 廿九日 島津義久譜 (記事)
- 一〇五二 (慶長 五年) 二月 廿九日 島津義久譜 (記事)
- 一〇五三 (慶長 五年) 二月 廿九日 島津竜伯・同忠恒連署起請文

- 一〇五四 (慶長 五年) 二月廿四日 山口直友書狀
- 一〇五五 (慶長 五年) (記事) 征韓錄
- 一〇五六 (慶長 五年) 二月廿八日 渭濱書狀
- 一〇五七 (慶長 五年) (三月十五日) 花朝日 渭濱書狀
- 一〇五八 (慶長 五年) 三月 三日 渭濱書狀
- 一〇五九 (慶長 五年) 四月 朔日 渭濱書狀
- 一〇六〇 (慶長 五年) 三月 三日 朝鮮人等上書
- 一〇六一 (慶長 五年) (記事) 島津家久譜
- 一〇六二 (慶長 五年) 三月 七日 滝重時書狀
- 一〇六三 (慶長 五年) 三月 八日 島津忠恒書狀案
- 一〇六四 (慶長 五年) 三月 十日 伊集院忠真起請文
- 一〇六五 (慶長 五年) 三月十二日 青木利金外六十一名連署起請文前書
- 一〇六六 (慶長 五年) (記事) 島津豊久譜
- 一〇六七 (慶長 五年) 三月十五日 伊集院忠真書狀
- 一〇六八 (慶長 五年) (記事) 島津義久譜
- 一〇六九 (慶長 五年) (記事) 島津家久譜
- 一〇七〇 (慶長 五年) 某覚書
- 一〇七一 (慶長 五年) 三月十八日 島津惟新書狀
- 一〇七二 (慶長 五年) 三月十九日 島津惟新書狀
- 一〇七三 (慶長 五年) 三月廿二日 徳川家康書狀
- 一〇七四 (慶長 五年) (記事) 島津義久譜
- 一〇七五 (慶長 五年) 三月廿二日 徳川家康書狀
- 一〇七六 (慶長 五年) 三月廿四日 島津忠恒書狀
- 一〇七七 (慶長 五年) 三月廿五日 島津忠恒願文
- 一〇七八 (慶長 五年) 三月廿九日 島津惟新書狀
- 一〇七九 (慶長 五年) 三月廿九日 島津竜伯外八名詠草
- 一〇八〇 (慶長 五年) 三月廿九日 島津竜伯外二名詠草
- 卷四十九
- 一〇八一 (慶長 五年) 四月 八日 島津惟新義書狀
- 一〇八二 (慶長 五年) 四月 九日 新納旅庵長住書狀
- 一〇八三 (慶長 五年) 三月十二日 起請文連署者交名
- 一〇八四 (慶長 五年) 島津竜伯義・同忠恒家詠草
- 一〇八五 (慶長 五年) 島津竜伯久・同忠恒家詠草
- 一〇八六 (慶長 五年) 四月十一日 島津竜伯外二十八名詠草
- 一〇八七 (慶長 五年) 四月十一日 島津惟新書狀
- 一〇八八 (慶長 五年) 四月十二日 伊勢如貴真書狀
- 一〇八九 (慶長 五年) 四月十二日 伊勢如貴書狀
- 一〇九〇 (慶長 五年) 四月十三日 徳川家康書狀
- 一〇九一 (慶長 五年) 四月十五日 島津惟新書狀
- 一〇九二 (慶長 五年) 四月十八日 島津惟新書狀
- 一〇九三 (慶長 五年) 四月十八日 島津惟新書狀
- 一〇九四 (慶長 五年) 四月廿二日 島津竜伯書狀
- 一〇九五 (慶長 五年) 四月廿三日 山口直友書狀
- 一〇九六 (慶長 五年) (記事) 島津義弘譜
- 一〇九七 (慶長 五年) 四月廿五日 石川康通書狀
- 一〇九八 (慶長 五年) 四月廿七日 島津惟新書狀
- 一〇九九 (慶長 五年) 夏日詠松間郭公和歌
- 一一〇〇 (慶長 五年) 五月 二日 島津義弘書狀
- 一一〇一 (慶長 五年) (記事) 北郷三久譜

一一〇二	慶長 五年	五月 四日	島津忠長・平田増宗連署加増	一一二三	慶長 五年	七月十五日	毛利輝元書狀
一一〇三	慶長 五年	五月 五日	島津忠長・平田増宗連署返地 目録	一一二四		(記事)	島津義弘譜
一一〇四		五月 五日	福岡重親書狀	一一二五		七月十四日	島津義弘書狀案
一一〇五	(慶長 五年)	五月 五日	島津惟新書狀	一一二六		七月十五日	島津惟新書狀案
一一〇六	慶長 五年	五月十一日	島津竜伯提書	一一二七		七月十七日	豊臣氏奉行衆連署狀
一一〇七	(慶長 五年)	五月十七日	島津惟新書狀	一一二八		(記事)	島津豊久譜
一一〇八	(慶長 五年)	五月十七日	島津義弘書狀	一一二九		(記事)	榊山忠助譜
一一〇九		(記事)	島津家久譜	一一三〇	(慶長 五年)	七月十七日	豊臣氏奉行衆連署狀
一一一〇	(慶長 五年)	五月 廿日	徳川家康書狀	一一三一	(慶長 五年)	七月廿二日	島津義久書狀案
一一一一	慶長 五年	五月廿二日	伊集院抱節 <small>治久</small> ・山田理安 <small>有連</small> 署証狀	一一三二	(慶長 五年)	七月	島津義弘書狀案
一一一二	(慶長 五年)	五月廿五日	島津惟新書狀	一一三三			島津義弘書狀案
一一一三	(慶長 五年)	五月廿五日	島津惟新書狀	一一三四	(慶長 五年)	七月十四日	島津義弘書狀案
一一一四	慶長 五年	六月 二日	島津竜伯提書	一一三五	(慶長 五年)	七月十四日	島津義弘書狀案
一一一五	慶長 五年	五月十一日	島津竜伯提書	一一三六	(慶長 五年)	七月十五日	島津惟新書狀案
一一一六	(慶長 五年)	六月廿五日	島津竜伯書狀	一一三七	(慶長 五年)	七月十七日	豊臣氏奉行衆連署狀
一一一七	(慶長 五年)	七月 二日	島津惟新書狀	一一三八	(慶長 五年)	七月廿三日	有馬純房書狀
一一一八	(慶長 五年)	七月 四日	島津惟新書狀	一一三九	(慶長 五年)	七月廿四日	島津惟新書狀
一一一九		七月 七日	伊集院元集 <small>久</small> 申狀	一一四〇	(慶長 五年)	七月廿九日	島津惟新書狀
一二二〇	慶長十五年	七月 十日	滝聞伝右衛門尉・渡辺市左衛門尉出銀請取狀	一一四一	(慶長 五年)	七月廿九日	島津惟新書狀
一二二一		(記事)	島津家久譜	一一四二		七月廿九日	島津惟新書狀
一二二二	(慶長 五年)	七月十四日	島津惟新書狀	一一四三		(記事)	榊山紹劍自記
				一一四四		(記事)	神戸久五郎咄覚
				一一四五		(記事)	殉国名敵
				一一四六		(記事)	神戸久五郎咄覚
				一一四七		(記事)	大重平六覚書

- 一一四八 (記錄) 大重平六覚書
- 一一四九 (記事) 島津義弘譜
- 一一五〇 (慶長 五年) 八月 朔日 毛利輝元・宇喜多秀家連署狀
- 一一五一 (慶長 五年) 八月 五日 島津竜伯書狀
- 一一五二 八月 八日 近衛信尹書狀
- 一一五三 (慶長 五年) 八月 八日 島津惟新書狀
- 一一五四 (慶長 五年) 八月十五日 毛利輝元書狀
- 一一五五 (慶長 五年) 八月十六日 島津惟新書狀
- 一一五六 (慶長 五年) 八月十七日 新納旅庵書狀
- 一一五七 (慶長 五年) 八月十九日 島津惟新書狀
- 一一五八 (慶長 五年) 八月 廿日 島津竜伯書狀
- 一一五九 八月 廿日 島津惟新書狀
- 一一六〇 (慶長 五年) 八月 廿日 島津惟新書狀
- 一一六一 (慶長 五年) 八月廿一日 島津惟新書狀
- 一一六二 八月廿三日 福岡重親書狀
- 一一六三 (慶長 五年) 八月廿四日 島津忠長外三名連署新知目錄
- 一一六四 (慶長 五年) 八月廿五日 島津宗恕^久起請文
- 卷五十
- 一一六五 (慶長 五年) 九月 朔日 長井利貞書狀
- 一一六六 (慶長 五年) 九月 六日 島津忠長外二名連署加增目錄
- 一一六七 (慶長 五年) 九月 七日 島津惟新^{弘義}書狀
- 一一六八 九月十一日 本田正親書狀
- 一一六九 (慶長 五年) 九月十四日 島津忠長・比志島國貞連署狀
- 一一七〇 (記事) 島津義弘譜
- 一一七一 (記事) 島津豊久譜
- 一一七二 (記事) 新納久宣譜
- 一一七三 (記事) 島津忠長譜
- 一一七四 島津忠興一流系図
- 一一七五 (記事) 北郷忠能譜
- 一一七六 (記事) 川上忠兄譜
- 一一七七 (記事) 喜入忠統譜
- 一一七八 (記事) 北郷久永譜
- 一一七九 (記事) 新納久元譜
- 一一八〇 (慶長 五年) 九月廿一日 伊勢貞成書狀
- 一一八一 (記事) 宰相様記事
- 一一八二 九月廿四日 徳川家康書狀
- 一一八三 (記事) 島津家久譜
- 一一八四 (慶長 五年) 九月廿四日 島津惟新書狀
- 一一八五 (慶長 五年) 九月廿四日 島津惟新書狀
- 一一八六 島津義弘詠草
- 一一八七 (記事) 島津義久譜
- 一一八八 (記事) 島津義久譜
- 一一八九 九月廿五日 近衛信尹書狀
- 一一九〇 (慶長 五年) 九月廿七日 立花親成^{宗茂}書狀
- 一一九一 (慶長 五年) 九月廿八日 文殊院牧庵書狀
- 一一九二 (慶長 五年) 九月廿八日 山口直友・寺沢正成連署狀
- 一一九三 九月廿八日 山口直友・寺沢正成連署狀
- 一一九四 (慶長 五年) 十月 二日 島津竜伯^{久義}草
- 一一九五 (慶長 五年) 十月 二日 島津惟新感狀
- 一一九六 (記事) 島津義弘譜

一一九七	(慶長 五年)	十月 二日	島津惟新感狀	一一二二	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀
一一九八		十月 二日	徳川家康書狀	一一二三	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀
一一九九			某書狀	一一二四	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀
一二〇〇		六月	伊地知季安副狀	一一二五	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀
一二〇一	(記事)		本田親孚考記	一一二六	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀
一二〇二	(記事)		藩翰譜	一一二七	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀
一二〇三		十月 八日	鎌田政近・比志島国貞連署狀	一一二八	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀
一二〇四	(慶長 五年)	十月 九日	島津惟新書狀	一一二九			大田氏系図
一二〇五	(慶長 五年)	十月 九日	島津惟新書狀	一一三〇	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀
一二〇六	(慶長 五年)	十月 八日	鎌田政近・比志島国貞連署狀	一一三一			大田氏系図
一二〇七	(慶長 五年)	十月 九日	島津惟新書狀	一一三二			平山久清譜
一二〇八	慶長 五年	十月 九日	島津惟新感狀	一一三三			桂忠昉譜
一二〇九	(記事)		旧記抄	一一三四	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀
一二一〇	(記事)		島津義弘譜	一一三五	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀
一二一一	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀	一一三六			新納旅庵 ^長 書狀
一二一二	(記事)		島津義弘譜	一一三七			島津家久譜
一二一三	(記事)		大田忠綱譜	一一三八	(慶長 五年)	十月 十五日	島津惟新書狀
一二一四	(記事)		島津家久譜	一一三九	(慶長 五年)	十月 十五日	島津惟新書狀
一二一五	(記事)		島津忠倍譜	一一四〇			島津義久譜
一二一六			大田氏系図	一一四一			島津竜伯・同忠恒 ^家 連署狀
一二一七		十月 十日	井伊直政書狀	一一四二	慶長 五年	十月 十六日	島津竜伯・同忠恒 ^家 連署狀
一二一八	(記事)		島津義久譜	一一四三			北郷忠能譜
一二一九	(慶長 五年)	十月 十日	山口直友証狀	一一四四			長倉兵国書狀
一二二〇	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀	一一四五	(慶長 五年)	十月 十九日	島津惟新書狀
一二二一	慶長 五年	十月 十日	島津惟新感狀	一一四六	(慶長 五年)	十月 十九日	長倉兵国書狀

一二四七 十月十九日 長倉兵国書狀
 一二四八 (記事) 日向記
 一二四九 十月十九日 黒田如水^孝書狀
 一二五〇 (慶長 五年) 十月廿二日 島津竜伯・同忠恒連署狀
 一二五一 (慶長 五年) 十月廿二日 島津竜伯書狀
 一二五二 (記事) 島津家久譜
 一二五三 (慶長 五年) 十月廿三日 太田友一・同一吉連署狀
 一二五四 (慶長 五年) 十月廿三日 島津忠恒宛行狀
 一二五五 (慶長 五年) 十月廿四日 板波忠成・内田実久連署起請
 文
 一二五六 (慶長 五年) 十月廿七日 立花親成書狀
 一二五七 (慶長 五年) 十月廿七日 島津惟新書狀
 一二五八 島津義久書狀案
 一二五九 (慶長 五年) 十月廿九日 島津惟新書狀
 一二六〇 (記事) 新納旅庵譜
 一二六一 (慶長 五年) 十月卅日 秋月種長書狀
 一二六二 (慶長 五年) 十月卅日 秋月種長書狀
 一二六三 (慶長 五年) 十月卅日 島津忠長書狀
 一二六四 (慶長 五年) 十月卅日 島津忠長外三名連署加増目録
 一二六五 (慶長 五年) 十一月二日 島津義久書狀案
 一二六六 島津惟新書狀
 一二六七 (慶長 五年) 十一月二日 島津義久書狀案
 一二六八 (慶長 五年) 十一月二日 島津義久書狀案
 一二六九 (慶長 五年) 十一月二日 島津惟新書狀
 一二七〇 (慶長 五年) 十一月二日 島津忠長外三名連署加増目録

一二七一 慶長 五年 十一月二日 島津忠長外三名連署加増目録
 一二七二 (慶長 五年) 十一月四日 島津家久書狀案
 一二七三 (慶長 五年) 十一月六日 島津忠長書狀
 一二七四 (慶長 五年) 十一月六日 伊集院忠真書狀
 一二七五 (慶長 五年) 十一月六日 平田増宗・鎌田政近連署切手
 一二七六 (慶長 五年) 十一月七日 島津竜伯宛行狀
 一二七七 (慶長 五年) 十一月八日 島津惟新書狀
 一二七八 (慶長 五年) 十一月九日 島津惟新書狀
 一二七九 (慶長 五年) 十一月九日 黒田如水書狀
 一二八〇 (記事) 島津義弘譜
 一二八一 十一月十三日 井伊直政書狀
 一二八二 (慶長 五年) 十一月十三日 井伊直政書狀
 一二八三 十一月十三日 井伊直政書狀
 一二八四 (慶長 五年) 十一月十三日 島津惟新書狀
 一二八五 (慶長 五年) 十一月十三日 島津忠長書狀
 一二八六 (慶長 五年) 十一月十四日 島津惟新書狀
 一二八七 (慶長 五年) 十一月十五日 島津惟新書狀
 一二八八 (慶長 五年) 十一月十五日 島津惟新書狀
 一二八九 (慶長 五年) 十一月十六日 黒田如水書狀
 一二九〇 (慶長 五年) 十一月十九日 島津惟新書狀
 一二九一 (記事) 北郷久親譜
 一二九二 (慶長 五年) 十一月廿日 平田増宗・鎌田政近連署宛行
 一二九三 (慶長 五年) 十一月廿日 島津忠長外三名連署新知目録
 一二九四 (慶長 五年) 十一月廿日 鎌田政近・平田増宗連署宛行

一三四二	(記録)	黒木左近兵衛申状	一三六七	(記録)	神戸休五郎覚書
一三四三	(記録)	黒木左近兵衛申状	一三六八	(記録)	帖佐宗辰覚書
一三四四	(記録)	平山九郎左衛門申状	一三六九	(記録)	帖佐宗辰覚書
一三四五	(記録)	平山九郎左衛門申状	一三七〇	(記録)	帖佐宗辰覚書
一三四六	(記録)	平山九郎左衛門申状	一三七一	(記録)	帖佐宗辰覚書
一三四七	(記録)	平山九郎左衛門申状	一三七二	(記録)	帖佐宗辰覚書
一三四八	(記録)	平山九郎左衛門申状	一三七三	(記録)	帖佐宗辰覚書
一三四九	(記録)	平山九郎左衛門申状	一三七四	(記録)	帖佐宗辰覚書
一三五〇	(記録)	平山九郎左衛門申状	一三七五	(記録)	帖佐宗辰覚書
一三五一	(記録)	山田晏齋覚書	一三七六	(記録)	帖佐宗辰覚書
一三五二	(記録)	山田晏齋覚書	一三七七	(記録)	帖佐宗辰覚書
一三五三	(記録)	山田晏齋覚書	一三七八	(記録)	伊地知増也覚書
一三五四	(記録)	山田晏齋覚書	一三七九	(記録)	伊地知増也覚書
一三五五	(記録)	山田晏齋覚書	一三八〇	(記録)	伊地知増也覚書
一三五六	(記録)	山田晏齋覚書	一三八一	(記録)	伊地知増也覚書
一三五七	(記録)	山田晏齋覚書	一三八二	(記録)	伊地知増也覚書
一三五八	(記録)	某覚書	一三八三	(記録)	伊地知増也覚書
一三五九	(記録)	神戸久五郎覚書	一三八四	(記録)	今井松関願書
一三六〇	(記録)	神戸五兵衛覚書	一三八五	(記録)	雑抄
一三六一	(記録)	大重平六覚書	一三八六	(記録)	瀬戸口休五郎覚書
一三六二	(記録)	大重平六覚書	一三八七	(記録)	瀬戸口休五郎覚書
一三六三	(記録)	大重平六覚書	一三八八	(記録)	瀬戸口休五郎覚書
一三六四	(記録)	神戸休五郎覚書	一三八九	(記録)	瀬戸口休五郎覚書
一三六五	(記録)	神戸休五郎覚書	一三九〇	(記録)	瀬戸口休五郎覚書
一三六六	(記録)	神戸休五郎覚書	一三九一	(記録)	瀬戸口休五郎覚書

一三九二 (記録) 瀬戸口休五郎覚書 一四一三 (記事) 北郷忠能譜
一三九三 (記録) 瀬戸口休五郎覚書 一四一四 十二月 四日 島津忠恒家久書状
一三九四 (記録) 瀬戸口休五郎覚書 一四一五 慶長 五年 十二月 五日 平田宗敏・村田経永連署起請

一三九五 (記録) 樺山紹劍日記 文
一三九六 (記録) 上野隼人覚書 一四一六 慶長 五年 十二月 伊集院元巢信久起請文
一三九七 貴島柳右衛門書状 一四一七 慶長 五年 十二月 八日 島津惟新義弘寄進状

四月十九日

一三九八 戰場供衆人教書上 一四一八 慶長 五年 十二月 八日 島津忠長外三名連署宛行状
一三九九 (記事) 新納忠元勲功記 一四一九 慶長 五年 十二月 八日 島津忠長外三名連署宛行状
一四〇〇 (慶長 五年) 十二月 十日 近衛信尹書状

卷五十二

一四〇〇 (記録) 関ヶ原戦書抜中馬大藏丞由来 一四二一 十二月 島津義久書状案
一四〇一 書出 一四二二 慶長 五年 十二月 十一日 伊勢貞成署判領知目錄
一四〇二 (記録) 桐野掃部覚書抜書 一四二三 島津義久譜

一四〇三 (記録) 長野勘左衛門由来書覚書抜 一四二四 (慶長 五年) 十二月 十三日 山口直友書状
一四〇四 (記録) 神戸五兵衛関ヶ原覚書 一四二五 某起請文前書案
一四〇五 (記録) 黒木左近・平山九郎左衛門覚書 一四二六 (慶長 五年) 十二月 島津義久書状案

一四〇六 (記録) 大重平六覚書 一四二七 慶長 五年 十二月 十八日 入来院弓市覚書
一四〇七 (記録) 井上主膳覚書 一四二八 慶長 五年 十二月 十八日 島津忠長外三名連署加増目錄
一四〇八 (記録) 大重平六覚書 一四二九 十二月 廿二日 島津義久書状案

一四〇九 (記録) 日々記 文 一四三〇 山口直友・本多正信連署起請

一四一〇 (記事) 島津忠長譜 一四三一 (慶長 五年) 十二月 廿三日 黒田長政書状
一四一一 慶長 五年 十二月 二日 平田増宗外二名連署加増目錄 一四三二 (慶長 五年) 十二月 廿四日 新納為舟忠元書状

一四一二 (記事) 島津忠長譜 一四三三 (慶長 五年) 島津義弘覚書
一四一三 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案
一四一四 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案
一四一五 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案

卷五十三

一四一六 (記事) 島津忠長譜 一四三三 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案
一四一七 (記事) 島津忠長譜 一四三四 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案
一四一八 (記事) 島津忠長譜 一四三五 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案

一四一九 (記事) 島津忠長譜 一四三三 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案
一四二〇 (記事) 島津忠長譜 一四三四 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案
一四二一 (記事) 島津忠長譜 一四三五 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案

一四二二 (記事) 島津忠長譜 一四三三 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案
一四二三 (記事) 島津忠長譜 一四三四 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案
一四二四 (記事) 島津忠長譜 一四三五 (慶長 五年) 十二月 廿六日 本田元親書状案

一四三六	(慶長 五年)	十二月廿九日	島津忠恒書狀	一四六一	(慶長 六年)	二月 二日	新納旅庵 <small>長任譜</small>
一四三七	(慶長 五年)	十二月 晦日	島津惟新 <small>義弘</small> 書狀	一四六二	(慶長 六年)	二月 二日	山口直友書狀
一四三八	(慶長 五年)		島津義弘袖判条書	一四六三	(慶長 六年)	二月 二日	井伊直政書狀
一四三九	(慶長 五年)	十二月	伊集院元巢起請文	一四六四	(慶長 六年)	二月 二日	井伊直政書狀
一四四〇			治部少輔經兼日記	一四六五	(慶長 六年)	二月 二日	井伊直政書狀
一四四一	(慶長 六年)	一日	島津惟新詠草	一四六六	(慶長 六年)	二月 五日	寺沢正成 <small>高</small> 書狀
一四四二	(慶長 六年)	正月 四日	秋月種長書狀	一四六七	(慶長 六年)	二月 五日	寺沢正成書狀
一四四三	(慶長 六年)		本田元親起請文案	一四六八			(記事) 年代記
一四四四	(慶長 六年)	正月 八日	島津惟新書狀	一四六九	(慶長 六年)	二月 六日	島津忠恒書狀
一四四五	(慶長 六年)	正月 九日	佐多忠充感狀	一四七〇	(慶長 六年)	二月 八日	島津忠長証狀
一四四六	(慶長 六年)	正月十三日	本田元親起請文前書案	一四七一	(慶長 六年)	二月 廿日	島津忠長外三名連署加增目錄
一四四七	(慶長 六年)	正月十六日	島津忠恒書狀	一四七二			(記事) 島津義弘譜
一四四八			島津竜伯詠草	一四七三	(慶長 六年)	二月廿四日	島津惟新書狀
一四四九	(慶長 六年)	正月十七日	正興寺玄昌置文	一四七四	(慶長 六年)	二月廿六日	伊集院抱節 <small>信久</small> ・山田理安 <small>有連</small>
一四五〇	(慶長 六年)	正月十七日	正興寺玄昌置文				署知行目錄
一四五一		正月十七日	島津竜伯書狀	一四七五	(慶長 六年)	三月 四日	近衛三木 <small>信</small> 尹書狀
一四五二	(慶長 六年)	正月十九日	本田元親起請文	一四七六	(慶長 六年)	三月 七日	井伊直政書狀
一四五三	(慶長 六年)	正月十九日	本田助丞 <small>元親</small> 覺書	一四七七	(慶長 六年)	三月 七日	井伊直政書狀
一四五四	(慶長 六年)	正月廿四日	八幡新田宮執印某知行坪付	一四七八	(慶長 六年)	三月十二日	舟越景直書狀
一四五五	(慶長 六年)	正月廿四日	島津忠恒感狀	一四七九	(慶長 六年)	三月十三日	島津忠恒書狀
一四五六			(記事) 北郷三久譜	一四八〇	(慶長 六年)	三月十四日	山口直友書狀
一四五七	(慶長 六年)	正月廿八日	島津忠長外三名連署加增目錄	一四八一	(慶長 六年)	三月十八日	島津竜伯詠草
一四五八	(慶長 六年)	正月 晦日	舟越景直書狀	一四八二		三月廿四日	福島正則書狀
一四五九			(記事) 島津家久譜	一四八三	(慶長 六年)	三月廿八日	島津惟新書狀
一四六〇	(慶長 六年)	正月 日	島津家久書狀案	一四八四	(慶長 六年)	三月 吉日	島津義久寺領支配狀

一四八五	慶長 六年	三月十一日	伊勢貞成署判知行目錄	一五〇五	慶長 六年	五月 五日	安宅秀安書狀
一四八六	慶長 六年	六月 吉日	伊集院抱節・山田理安連署知行目錄	一五〇六	(慶長 六年)	五月廿三日	加藤清正書狀
一四八七	慶長 六年	三月廿六日	伊集院抱節・山田理安連署知行目錄	一五〇七	慶長 六年	五月廿三日	平田増宗寄進狀
一四八八	慶長 六年	十二月十九日	伊勢貞成知行目錄	一五〇八	慶長 六年	五月 九日	島津忠長外三名連署知行目錄
一四八九	慶長 六年	(記事)	児玉氏譜	一五〇九	(慶長 六年)	五月廿五日	有川貞政書狀
一四九〇	慶長 六年	三月廿二日	伊集院抱節・山田理安連署知行目錄	一五一〇	慶長 六年	五月廿五日	本田助丞 <small>元親</small> 覚書
一四九一	慶長 六年	五月廿一日	伊集院抱節・山田理安連署知行目錄	一五一一	慶長 六年	五月廿九日	新納為舟 <small>忠元</small> 署判領知行目錄
一四九二	(記錄)		加治木吉祥寺春岳覚書	一五一二	慶長 六年	(記事)	島津家久譜
一四九三	(記事)		町田久幸譜	一五一三	(慶長 六年)	六月 六日	島津惟新書狀
卷五十四				一五一四	(慶長 六年)	六月 六日	島津忠恒書狀
一四九四	四月 二日		島津竜伯 <small>義久</small> 書狀	一五一五	慶長 六年	六月廿二日	健軍惟古起請文
一四九五	(記事)		島津義弘譜	一五一六	(慶長 六年)	六月廿九日	宇喜多休復 <small>秀家</small> 書狀
一四九六	(慶長 六年)	四月 三日	島津惟新 <small>義引</small> 書狀	一五一七	(慶長 六年)	六月廿九日	宇喜多休復書狀
一四九七	(慶長 六年)	四月 四日	島津惟新書狀	一五一八	慶長 六年	六月 吉日	伊集院抱節 <small>治久</small> ・山田理安 <small>有信</small> 連署知行目錄
一四九八	慶長 六年	四月 四日	島津忠恒 <small>家久</small> 書狀	一五一九	(慶長 六年)	七月 四日	山口直友書狀
一四九九	(慶長 六年)	四月 六日	島津竜伯書狀	一五二〇	慶長 六年	七月 九日	福島正則書狀
一五〇〇	(慶長 六年)	四月十三日	島津忠恒書狀	一五二一	(慶長 六年)	七月十一日	島津惟新書狀
一五〇一	慶長 六年	六月廿三日	島津竜伯詠草	一五二二	慶長 六年	七月十三日	島津竜伯書狀
一五〇二	(慶長 六年)	四月廿四日	本多正信書狀	一五二三	(慶長 六年)	七月十七日	本多正信書狀
一五〇三	慶長 六年	四月廿五日	島津忠長外三名連署加増目錄	一五二四	(慶長 六年)	七月十九日	寺沢正成書狀
一五〇四	(慶長 六年)	五月 朔日	徳川家康直書	一五二五	(慶長 六年)	七月廿一日	島津惟新書狀
				一五二六	慶長 六年	七月 吉日	額姪忠富外九名連署起請文
				一五二七	慶長 六年	七月 吉日	三原重貞外五名連署起請文
				一五二八	慶長 六年	七月廿五日	伊集院抱節・山田理安連署知行目錄

行目錄

一五二九 (慶長 六年) 八月 二日 鎌田政近書狀
 一五三〇 (慶長 六年) 八月 三日 島津忠恒書狀
 一五三一 (慶長 六年) 八月 六日 島津惟新書狀案
 一五三二 (記録) 樺山紹劍自記
 一五三三 (記事) 旧記抄
 一五三四 慶長 六年 八月 七日 島津竜伯・同惟新・同忠恒連署提書
 一五三五 (慶長 六年) 八月 九日 伊集院抱節・山田理安連署狀
 一五三六 (慶長 六年) 八月 十一日 鎌田政近書狀
 一五三七 慶長 六年 八月 十六日 島津忠長外三名連署知行目錄
 一五三八 (記事) 島津義久譜
 一五三九 (記事) 世録記
 一五四〇 慶長 六年 八月 廿四日 山口直友・本多正信連署起請
 文
 一五四一 慶長 六年 八月 廿五日 島津竜伯詠草
 一五四二 三月 四日 平田増宗書狀
 一五四三 (慶長 六年) 八月 廿三日 鎌田政近書狀
 一五四四 (慶長 六年) 八月 月) 鎌田政近書狀案
 一五四五 慶長 六年 八月 廿四日 島津惟新願文
 一五四六 島津義久譜
 一五四七 慶長 六年 八月 廿四日 山口直友・本多正信連署起請
 文
 一五四八 (慶長 六年) 八月 廿六日 島津惟新書狀
 一五四九 (慶長 六年) 九月 二日 伊勢如貴知書狀

一五五〇 九月 五日 昭高院如雪源道書狀
 一五五一 (慶長 六年) 九月 五日 近衛竜山久書狀
 一五五二 (慶長 六年) 九月 五日 昭高院如雪書狀
 一五五三 (慶長 六年) 九月 五日 近衛竜山書狀
 一五五四 (慶長 六年)^(四) 九月 六日 徳川家康直書
 一五五五 (慶長 六年) 九月 十三日 島津惟新書狀案
 一五五六 (慶長 六年) 九月 十五日 木下宗古書狀
 一五五七 (慶長 六年) 九月 十六日 小出秀政書狀
 一五五八 (慶長 六年) 九月 十七日 島津惟新書狀
 一五五九 九月 十八日 島津忠恒書狀
 一五六〇 (慶長 六年) 九月 廿一日 片桐貞隆書狀
 一五六一 (慶長 六年) 九月 廿七日 島津惟新書狀案
 一五六二 十月 五日 文珠院某書狀
 一五六三 慶長 六年 十月 七日 島津竜伯詠草
 一五六四 (慶長 六年) 十月 十一日 島津竜伯書狀
 一五六五 慶長 六年 十月 廿一日 島津忠長外三名連署加増目錄
 一五六六 慶長 六年 十月 廿四日 島津忠長外三名連署加増目錄
 一五六七 (慶長 六年) 十月 廿六日 本多正信書狀
 一五六八 (慶長 六年) 十一月 朔日 山口直友書狀
 一五六九 (慶長 六年) 十一月 十一日 伊勢貞成提書
 一五七〇 十一月 十三日 井伊直政書狀
 一五七一 (慶長 六年) 十一月 廿日 吉武左聲書狀
 一五七二 慶長 六年 十一月 廿日 島津忠長外三名連署加増目錄
 一五七三 (慶長 六年) 十一月 廿六日 山口直友書狀
 一五七四 (慶長 六年) 閏十一月 六日 近衛信尹書狀

一五七五 (慶長 六年) 後十一月八日 島津惟新書狀案

一五七六 慶長 六年閏十一月廿四日 島津龜伯証狀

一五七七 慶長 六年 十一月廿六日 霧島六所権現造立棟札

一五七八 (慶長 六年) 十一月廿六日 山口直友書狀

一五七九 慶長 六年 十二月 三日 村田雅樂助署判加增目錄

一五八〇 (慶長 六年) 十二月 三日 殉国名載 (記事)

一五八一 (慶長 六年) 十二月 三日 島津惟新書狀案

一五八二 (慶長 六年) 十二月 五日 島津惟新書狀

一五八三 (慶長 六年) 十二月 八日 近衛龜山書狀

一五八四 (慶長 六年) 十二月 十日 島津惟新書狀

一五八五 (慶長 六年) 十二月 十日 山口直友書狀

一五八六 (慶長 六年) 十二月 十日 山口直友書狀

一五八七 (慶長 六年) 十二月 十日 山口直友書狀

一五八八 (慶長 六年) 十二月 十日 近衛信尹書狀

一五八九 (慶長 六年) 十二月 十一日 伊勢如貴書狀

一五九〇 (慶長 五年) 十二月 十三日 山口直友書狀

一五九一 慶長 六年 十二月廿二日 島津龜伯・同忠恒連署起請文

一五九二 (慶長 六年) 十二月廿二日 島津義久譜 (記事)

一五九三 慶長 六年 十二月廿二日 島津龜伯書狀案

一五九四 (慶長 六年) 十二月廿三日 島津龜伯書狀

一五九五 慶長 六年 十二月廿六日 比志島國貞・平田増宗連署宛行狀

一五九六 (慶長 六年) 十二月廿九日 島津義弘書狀案

一五九七 慶長 六年 四月 六日 島津忠恒書狀

一五九八 慶長 六年 四月 六日 得能某記錄 (記事)

一五九九 (慶長 七年) 正月十五日 新納忠元勲功記 (記事)

卷五十五

一六〇〇 (慶長 七年) 正月十五日 山口直友書狀

一六〇一 慶長 七年 正月廿三日 島津龜伯久詠草

一六〇二 (慶長 七年) 正月十五日 島津家久譜 (記事)

一六〇三 (慶長 七年) 正月十五日 山口直友書狀

一六〇四 (慶長 七年) 正月十九日 本多正信書狀

一六〇五 (慶長 七年) 正月十九日 新納旅庵長譜 (記事)

一六〇六 (慶長 七年) 正月廿四日 島津忠恒久感狀

一六〇七 (慶長 七年) 二月 二日 新納旅庵譜 (記事)

一六〇八 (慶長 七年) 二月 二日 本多正信書狀

一六〇九 (慶長 七年) 二月 四日 山口直友書狀

一六一〇 (慶長 七年) 三月 二日 島津惟新義弘書狀案

一六一一 (慶長 七年) 三月 七日 島津義久譜 (記事)

一六一二 (慶長 七年) 三月 七日 島津義久書狀案

一六一三 (慶長 七年) 三月 七日 井伊直政書狀

一六一四 (慶長 七年) 四月 十日 島津義久書狀案

一六一五 (慶長 七年) 四月 十一日 徳川家康起請文案

一六一六 (慶長 七年) 四月 十五日 島津義久譜 (記事)

一六一七 (慶長 七年) 四月 十五日 島津惟新書狀

一六一八 (慶長 七年) 四月 十五日 伊勢如貴知書狀

一六一九 (慶長 七年) 四月 十六日 島津惟新書狀案

一六二〇 (慶長 七年) 四月 十七日 大工大夫注文

一六二一 (慶長 七年) 四月 廿五日 昭高院如雪道書狀

一六二二 (慶長 七年) 四月 廿五日 恒吉八幡法案和歌

- 一六二三 慶長 七年 四月廿六日 恒吉八幡法楽和歌
 一六二四 慶長 七年 四月廿六日 恒吉投谷八幡法楽和歌
 一六二五 五月一日 山口直友書狀
 一六二六 (慶長 七年) 五月一日 山口直友書狀
 一六二七 (記事) 島津家久譜
 一六二八 (慶長 七年) 五月 朔日 寺沢正成高書狀
 一六二九 (慶長 七年) 五月 朔日 本多正純書狀
 一六三〇 (慶長 七年) 五月一日 山口直友書狀
 一六三一 (慶長 七年) 五月 朔日 本多正純書狀
 一六三二 慶長 七年 五月十二日 某追悼文・和歌
 一六三三 五月 廿日 島津竜伯書狀
 一六三四 (慶長 七年) 五月廿二日 福島正則書狀
 一六三五 (慶長 七年) 五月廿三日 加藤清正書狀
 一六三六 (慶長 七年) 五月廿七日 徳川家康御内書
 一六三七 慶長 七年 六月三日 島津忠長外三名連署加增目録
 一六三八 (記事) 島津氏譜抄
 一六三九 (慶長 七年) 六月 五日 島津惟新書狀
 一六四〇 六月 十日 山岡景友書狀
 一六四一 (記事) 島津忠長譜
 一六四二 六月 十日 島津忠恒書狀
 一六四三 (慶長 七年) 六月十一日 島津惟新書狀
 一六四四 慶長 七年 六月十三日 島津竜伯起請文
 一六四五 (慶長 七年) 六月廿二日 島津竜伯書狀
 一六四六 (慶長 七年) 六月廿九日 島津惟新書狀
 一六四七 (慶長 七年) 七月 朔日 島津惟新書狀
 一六四八 時任義高系図
 一六四九 (慶長 七年) 七月 四日 島津惟新書狀
 一六五〇 (記事) 和田氏譜
 一六五一 慶長 七年 七月 五日 白坂為安外四名連署起請文前書
 一六五二 七月 六日 島津惟新書狀
 一六五三 慶長 七年 七月 七日 本田親次・同元親連署起請文
 一六五四 慶長 七年 七月 五日 本田親次・同元親連署起請文
 一六五五 (慶長 七年) 七月 八日 昭高院如雪書狀
 一六五六 (慶長 七年) 七月 九日 福島正則書狀
 一六五七 (慶長 七年) 七月十一日 島津惟新書狀
 一六五八 (慶長 七年) 七月十五日 山口直友書狀
 一六五九 (慶長 七年) 七月十五日 本多正純書狀
 一六六〇 (慶長 七年) 七月十六日 島津惟新書狀
 一六六一 慶長 七年 七月十七日 本田助丞元証文
 一六六二 慶長 七年 七月十七日 本田助丞証文
 一六六三 慶長 七年 七月廿二日 島津忠長外三名連署加增目録
 一六六四 (慶長 七年) 七月廿二日 島津竜伯書狀
 一六六五 慶長 七年 七月 日 島津竜伯書狀案
 一六六六 慶長 七年 七月 晦日 島津忠恒起請文
 一六六七 (記事) 旧記
 一六六八 (記事) 樺山紹劍自記
 一六六九 (記事) 某自記
 一六七〇 (記事) 新納旅庵譜
 一六七一 慶長 七年 八月 三日 新納旅庵起請文

一六七二 (慶長 七年) 八月 八日 三輪先達良盛書狀 (記錄) 山田四郎左衛門開書

一六七三 (慶長 七年) 八月 八日 三輪先達良盛書狀

一六七四 慶長 七年 八月 九日 島津宗恕久起請文

一六七五 某起請文前書

一六七六 某起請文前書

一六七七 慶長 七年 八月 十日 島津惟新起請文前書

一六七八 (慶長 七年) 八月 十日 島津竜伯書狀

一六七九 某書狀案

一六八〇 八月 十日 島津忠恒書狀案

一六八一 (慶長 七年) 八月 十一日 島津忠恒書狀案

一六八二 (慶長 七年) 八月 十六日 島津忠恒書狀

一六八三 (記事) 旧記

一六八四 (記事) 伊地知季安愚考

一六八五 (記事) 伊地知季安愚考

一六八六 (慶長 七年) 八月 十七日 島津竜伯書狀

一六八七 (慶長 七年) 八月 十七日 島津惟新書狀

一六八八 (記事) 島津家久譜

一六八九 慶長 七年 八月 十七日 伊集院忠貞科条々

一六九〇 (記事) 島津忠長譜

一六九一 (記事) 北郷忠能譜

一六九二 (記事) 北郷三久譜

一六九三 (記事) 北郷久村譜

一六九四 (記事) 伊集院忠貞譜

一六九五 (慶長 七年) 八月 廿四日 島津惟新書狀

一六九六 八月 廿九日 島津惟新書狀

卷五十六

一六九七 (記錄) 山田四郎左衛門開書

一六九八 (慶長 七年) 九月 一日 島津竜伯久書狀

一六九九 慶長 七年 九月 三日 某起請文前書

一七〇〇 (慶長 七年) 九月 三日 某覚書

一七〇一 (慶長 七年) 九月 五日 島津惟新義書狀

一七〇二 (慶長 七年) 九月 九日 徳川家康御内書

一七〇三 (慶長 七年) 九月 十一日 島津竜伯書狀

一七〇四 慶長 七年 九月 十一日 町田阿杉寄進狀

一七〇五 (記事) 島津忠長譜

一七〇六 慶長 七年 九月 十一日 島津忠長起請文

一七〇七 (記事) 島津忠長譜

一七〇八 (慶長 七年) 九月 十三日 昭高院如雪道書狀

一七〇九 (慶長 十年) 四月 朔日 近衛信尹書狀

一七一〇 (慶長 七年) 九月 十九日 島津惟新書狀

一七一〇 (慶長 七年) 九月 廿七日 島津竜伯書狀

一七一二 慶長 七年 十月 三日 本田正親起請文前書

一七一三 十月 四日 島津義久書狀

一七一四 (慶長 七年) 十月 五日 新納忠増覚書

一七一五 (慶長 七年) 十月 六日 伊地知重行・有川貞政連署狀

一七一六 (慶長 七年) 十月 七日 島津竜伯書狀

一七一七 (慶長 七年) 十月 十二日 島津家久書狀案

一七一八 (慶長 七年) 十月 十二日 福島正則書狀

一七一九 慶長 七年 十月 十二日 大隅正八幡宮歌仙裏書

一七二〇 (慶長 七年) 十月 十五日 島津忠恒家書狀

一七二一 (慶長 七年) 十月十五日 新納旅庵長書狀
 一七二二 (慶長 七年) (記事) 島津義弘譜
 一七二三 (慶長 七年) 十月十八日 島津義弘書狀案
 一七二四 (慶長 七年) 十月十八日 島津忠恒書狀
 一七二五 (慶長 七年) 十月十九日 山口直友書狀
 一七二六 (慶長 七年) 十月十九日 昭高院如雪書狀
 一七二七 (慶長 七年) 昭高院如雪書狀
 一七二八 (慶長 七年) 十月 吉日 大山六右衛門尉起請文
 一七二九 (慶長 七年) 十一月 吉日 島津義久詠草
 一七三〇 (慶長 七年) 十一月 朔日 島津忠恒書狀
 一七三一 (慶長十九年) 十一月 二日 島津家久書狀案
 一七三二 (慶長 七年) 十一月 三日 本田正親起請文前書
 一七三三 (慶長 七年) 十一月 三日 本多正信書狀
 一七三四 (慶長 七年) 十一月 三日 本多正信書狀案
 一七三五 (慶長 七年) 十一月 三日 本多正信書狀案
 一七三六 (慶長 七年) 十一月 四日 島津忠恒書狀
 一七三七 (慶長 七年) 十一月 五日 平田増宗起請文前書
 一七三八 (慶長 七年) 十一月 五日 昭高院如雪書狀
 一七三九 (慶長 七年) (記事) 島津家久譜
 一七四〇 (慶長 七年) 十一月 九日 徳川家康御内書
 一七四一 (慶長 七年) 十一月十一日 本多正純書狀
 一七四二 (慶長 七年) 十一月十二日 懷日連歌
 一七四三 (慶長 七年) 十二月 二日 飛鳥井雅庸書狀
 一七四四 (慶長 七年) 十二月 二日 飛鳥井宗勝雅庸書狀
 一七四五 (慶長 七年) 十二月十二日 島津竜伯書狀

一七四六 (慶長 七年) 十二月十三日 島津惟新書狀
 一七四七 (慶長 七年) 十二月十六日 島津竜伯書狀
 一七四八 (慶長 七年) 十二月十六日 飛鳥井雅庸書狀
 一七四九 (慶長 七年) 十二月十八日 島津義久詠草
 一七五〇 (慶長 七年) 十二月廿三日 島津忠恒書狀
 一七五一 (慶長 七年) 十二月廿四日 島津忠長外三名連署証狀
 一七五二 (慶長 七年) (記事) 伊地知季安愚考
 一七五三 (慶長 七年) 十二月廿四日 島津忠長外三名連署証狀
 一七五四 (慶長 七年) 十二月廿六日 島津忠恒書狀
 一七五五 (慶長 七年) 十二月廿八日 昭高院如雪書狀
 一七五六 (慶長 七年) 十二月廿八日 伊勢如貴貞書狀
 一七五七 (慶長 七年) 十二月廿九日 島津忠恒銀子借券
 一七五八 (慶長 七年) (記事) 島津義弘譜
 一七五九 (慶長 七年) 十二月 卅日 山口直友書狀
 一七六〇 (慶長 七年) 十二月 吉日 島津義久詠草
 一七六一 (慶長 七年) 十二月 日 沢永温覺書
 一七六二 (慶長 五年) 正月十四日 島津忠恒証狀
 一七六三 (慶長 五年) (記事) 得能氏記錄
 一七六四 (慶長 八年) (記事) 島津忠長譜
 一七六五 (慶長 八年) 正月 三日 島津惟新弘義書狀
 一七六六 (慶長 八年) 正月 六日 島津惟新書狀
 一七六七 (慶長 八年) 正月 四日 山口直友書狀
 一七六八 (慶長 八年) (記事) 島津家久譜
 一七六九 (慶長 八年) 正月 七日 島津忠恒久家書狀

卷五十七

一七七〇	(慶長 八年)	正月十一日	島津忠恒書狀	一七九五	(慶長 八年)	二月 廿日	河上久林起請文
一七七一	(慶長 八年)	正月十四日	飛鳥井雅庸書狀	一七九六	(慶長 八年)	二月廿一日	島津忠恒書狀
一七七二	(慶長 八年)	正月十五日	山口直友書狀	一七九七	(慶長 八年)	三月	島津義久書狀案
一七七三	(慶長 八年)		島津家久起請文前書	一七九八	(慶長 八年)	三月	島津義久書狀案
一七七四	(慶長 八年)	正月十六日	島津竜伯 <small>義久</small> 詠草	一七九九	(慶長 八年)	三月十七日	山口直友書狀
一七七五		正月十九日	島津惟新書狀	一八〇〇		三月 三日	朝鮮人等上書
一七七六	(慶長 八年)	正月十九日	島津惟新書狀	一八〇一		(記事)	島津家久譜
一七七七	(慶長 八年)	正月廿二日	山口直友書狀	一八〇二	(慶長 八年)	三月十七日	山口直友書狀
一七七八	(慶長 八年)	正月廿三日	島津惟新書狀	一八〇三	(慶長 八年)	三月十八日	島津惟新書狀
一七七九	(慶長 八年)	正月廿三日	小出秀政書狀	一八〇四	(慶長 八年)	三月廿七日	小出秀政書狀
一七八〇	(慶長 八年)	正月	島津義久書狀案	一八〇五	(慶長 八年)	三月廿八日	島津惟新書狀
一七八一	(慶長 八年)	正月廿四日	島津忠恒書狀	一八〇六	(慶長 八年)	四月 五日	島津惟新書狀
一七八二	(慶長 八年)		島津忠恒書狀	一八〇七	(慶長 八年)	四月 五日	片桐直盛 <small>元且</small> 書狀
一七八三	(慶長 八年)	正月廿五日	新納為舟 <small>忠元</small> 書狀	一八〇八	(慶長 八年)	四月十八日	徳川家康御内書
一七八四	(慶長 八年)	二月 二日	町田存松 <small>倍久</small> ・鎌田政近連署狀	一八〇九	(慶長 八年)	四月廿三日	昭高院如雪書狀
一七八五	(慶長 八年)	二月 七日	昭高院如雪 <small>道</small> 書狀	一八一〇	(慶長 八年)	四月廿三日	伊勢如貴 <small>知</small> 書狀
一七八六	(慶長 八年)	二月 九日	島津惟新書狀	一八一一	(慶長 八年)	四月廿七日	徳川秀忠御内書
一七八七	(慶長 八年)	二月 九日	福島正則書狀	一八一二	(慶長 八年)	四月廿九日	立花尚政 <small>宗</small> 書狀
一七八八	(慶長 八年)	二月 九日	飛鳥井宗勝 <small>雅</small> 書狀	一八一三		(記事)	島津家久譜
一七八九			島津家久譜	一八一四	(慶長 八年)	四月 晦日	山口直友書狀
一七九〇		(記事)	樺山紹劍自記	一八一五	(慶長 八年)	五月 吉日	朝鮮人等上書
一七九一		(記事)	雜旧記	一八一六	(慶長 八年)	五月 四日	徳川秀忠御内書
一七九二	(慶長 八年)	二月十六日	近衛信尹書狀	一八一七	(慶長 八年)	五月 四日	本多正信書狀
一七九三	(慶長 八年)	二月十九日	島津義久書狀案	一八一八	(慶長 八年)	五月 五日	徳川家康御内書
一七九四	(慶長 八年)	月 日	島津義久書狀案	一八一九	(慶長 八年)	五月 十日	果法院某書狀

- 一八二〇 慶長 八年 五月 廿日 川上日向守覚書
- 一八二一 (慶長 八年) 五月廿五日 山口直友書狀
- 一八二二 (慶長 八年) 五月廿五日 福島正則書狀
- 一八二三 (慶長 八年) 五月廿六日 昭高院如雪書狀
- 一八二四 (慶長 八年) 六月 二日 山口直友書狀
- 一八二五 (慶長 八年) 六月 二日 島津家久譜 (記事)
- 一八二六 (慶長 八年) 六月 二日 山口直友書狀
- 一八二七 (慶長 八年) 六月 二日 島津家久譜 (記事)
- 一八二八 (慶長 八年) 六月 六日 山口直友書狀
- 一八二九 (慶長 八年) 六月 七日 伊勢貞成申渡書
- 一八三〇 (慶長 八年) 六月 十五日 慶長八年出物覚書
- 一八三一 (慶長 八年) 六月 十五日 伊勢貞成覚書
- 一八三二 (慶長 八年) 六月 廿三日 島津竜伯詠草
- 一八三三 (慶長 八年) 六月 廿三日 島津義久詠草
- 一八三四 (慶長 八年) 六月 廿六日 樺山久高・鎌田政近連署捉書
- 一八三五 (慶長 八年) 七月 朔日 林次長書狀
- 一八三六 (慶長 八年) 七月 朔日 林次長書狀
- 一八三七 (慶長 八年) 七月 朔日 林次長書狀
- 一八三八 (慶長 八年) 七月 六日 近衛信尹書狀
- 一八三九 (慶長 八年) 七月 十四日 本田元親書狀案
- 一八四〇 (慶長 八年) 七月 廿一日 相良長泰書狀
- 一八四一 (慶長 八年) 七月 廿二日 島津竜伯書狀
- 一八四二 (慶長 八年) 十二月 二日 某覚
- 一八四三 (慶長 八年) 七月 廿三日 伊勢貞成注文
- 一八四四 (慶長 八年) 七月 廿三日 島津義弘譜 (記事)
- 一八四五 (慶長 八年) 七月 廿六日 島津竜伯書狀
- 一八四六 (慶長 八年) 七月 晦日 島津惟新書狀
- 一八四七 (慶長 八年) 八月 五日 島津惟新書狀
- 一八四八 (慶長 八年) 八月 五日 島津家久譜 (記事)
- 一八四九 (慶長 八年) 八月 十四日 島津家久譜 (記事)
- 一八五〇 (慶長 八年) 八月 十六日 山口直友書狀
- 一八五一 (慶長 八年) 八月 十六日 川上久慶起請文
- 一八五二 (慶長 八年) 八月 廿四日 松元權兵衛覚書 (記録)
- 一八五三 (慶長 八年) 八月 廿四日 服部加兵衛外二名連署買物日記
- 一八五四 (慶長 八年) 九月 二日 島津家久譜 (記事)
- 一八五五 (慶長 八年) 九月 二日 比志島國貞書狀
- 一八五六 (慶長 八年) 九月 二日 山口直友書狀
- 一八五七 (慶長 八年) 九月 三日 御譜抄
- 一八五八 (慶長 八年) 九月 三日 山口直友書狀
- 一八五九 (慶長 八年) 九月 五日 円光寺某書狀
- 一八六〇 (慶長 八年) 九月 五日 円光寺某書狀
- 一八六一 (慶長 八年) 九月 五日 本多正純書狀
- 一八六二 (慶長 八年) 九月 日 島津義久書狀案
- 一八六三 (慶長 八年) 九月 七日 比志島國貞書狀
- 一八六四 (慶長 八年) 九月 十二日 島津家久譜 (記事)
- 一八六五 (慶長 八年) 九月 廿日 小出秀政・片桐且元連署狀
- 一八六六 (慶長 八年) 九月 廿日 山口直友書狀
- 一八六七 (慶長 八年) 九月 廿七日 島津義久書狀案
- 一八六八 (慶長 八年) 九月 廿七日 島津竜伯書狀案

- 一八六九 九月^二晦日 新納為舟書狀
- 一八七〇 (慶長 八年) 九月 晦日 徳川家康御内書
- 一八七一 十月 朔日 島津惟新書狀
- 一八七二 (慶長 八年) 十月十八日 島津義久書狀案
- 一八七三 (記事) 喜入忠統譜
- 一八七四 (慶長 八年) 十月十八日 島津竜伯書狀
- 一八七五 (記事) 島津家久譜
- 一八七六 (記事) 島津以久譜
- 一八七七 (記事) 島津以久譜
- 一八七八 (記事) 島津忠興譜
- 一八七九 (慶長 八年) 十月十九日 山口直友書狀
- 一八八〇 (慶長 八年) 十月 廿日 島津宗恕^久書狀
- 一八八一 (慶長 八年) 十月廿五日 玉川義則免許狀
- 一八八二 (慶長 八年) 十月廿八日 小出秀政書狀
- 一八八三 (慶長 八年) 十月 晦日 山口直友書狀
- 一八八四 十月 朔日 新納為舟書狀
- 一八八五 十月廿四日 新納為舟書狀
- 一八八六 島津義久息女系図
- 一八八七 (慶長 八年) 十一月十一日 福島正則書狀
- 一八八八 (記事) 桂忠昉譜
- 一八八九 (慶長 八年) 十一月十八日 島津忠恒感狀
- 一八九〇 (慶長 八年) 十一月廿八日 伊集院抱節^{治久}・山田理安^{有連}署知行目録
- 一八九一 (慶長 八年) 十二月 五日 山口直友書狀
- 一八九二 (慶長 八年) 十二月 六日 円光寺某書狀
- 一八九三 十二月十八日 徳川家康御内書
- 一八九四 (記事) 島津家久譜
- 一八九五 (慶長 八年) 十二月 廿日 山口直友書狀
- 一八九六 (慶長 八年) 十二月廿四日 片桐且元書狀
- 一八九七 (慶長 八年) 十二月廿八日 本多正純書狀
- 一八九八 (慶長 八年) 十二月廿八日 本多正純書狀
- 一八九九 (慶長 八年) 十二月廿八日 本多正純書狀
- 一九〇〇 (慶長 八年) 十二月廿八日 徳川家康御内書
- 一九〇一 (記事) 島津久元譜
- 一九〇二 (記事) 得能氏記録
- 卷五十八
- 一九〇三 (慶長 九年) 正月 三日 島津惟新^{義久}書狀
- 一九〇四 (慶長 九年) 正月十二日 本多正信書狀
- 一九〇五 (慶長 九年) 正月十四日 衆中借錢注文
- 一九〇六 (慶長 九年) 正月廿八日 徳川家康御内書
- 一九〇七 (慶長 九年) 正月 晦日 徳川秀忠御内書
- 一九〇八 (慶長 九年) 正月 晦日 山口直友書狀
- 一九〇九 (慶長 九年) 二月 十日 島津忠恒^家書狀
- 一九一〇 (慶長 九年) 二月廿二日 島津竜伯^{義久}詠草
- 一九一一 (慶長 九年) 二月廿四日 山口直友書狀
- 一九一二 (記事) 児玉筑後守伝
- 一九一三 (記事) 東郷重位弟子太刀合書
- 一九一四 (慶長 九年) 二月 島津義久書狀案
- 一九一五 (慶長 九年) 三月十二日 島津忠恒書狀
- 一九一六 (記事) 島津家久譜

- 一九一七 (慶長 九年) 三月廿三日 島津龜伯書狀
一九一八 (慶長 九年) 三月廿六日 島津忠恒書狀
一九一九 (慶長 九年) 四月一日 島津忠恒書狀
一九二〇 (慶長 九年) 四月一日 寺沢広忠成書狀
一九二一 (慶長 九年) 四月二日 寺沢広忠正書狀
一九二二 (慶長 九年) 四月三日 島津忠恒書狀
一九二三 (慶長 九年) 四月四日 寺沢広忠書狀
一九二四 (慶長 九年) 四月八日 島津惟新書狀
一九二五 (慶長 九年) 四月八日 島津忠恒書狀
一九二六 (慶長 九年) 四月 廿日 本多正信書狀
一九二七 (慶長 九年) 四月廿三日 土持親経起請文
一九二八 (慶長 九年) 五月 朔日 樺山紹劍自記
一九二九 (慶長 九年) 五月 朔日 徳川秀忠御内書
一九三〇 (慶長 九年) 五月 七日 島津義久詠草
一九三一 (慶長 九年) 五月 七日 飛鳥井雅庸条書
一九三二 (慶長 九年) 五月 十日 島津惟新書狀
一九三三 (慶長 九年) 五月十八日 島津惟新書狀
一九三四 (慶長 九年) 五月廿七日 徳川家康御内書
一九三五 (慶長 九年) 六月 九日 島津家久譜
一九三六 (慶長 九年) 六月 九日 山口直友書狀
一九三七 (慶長 九年) 六月 九日 山口直友書狀
一九三八 (慶長 九年) 六月十一日 伊集院抱節治久・山田理安信連署寄進狀
一九三九 (慶長 九年) 六月十九日 島津家久譜
一九四〇 (慶長 九年) 六月十九日 島津惟新書狀
- 一九四一 (慶長 九年) 六月廿五日 島津家久譜
一九四二 (慶長 九年) 七月 三日 樺山久高譜
一九四三 (慶長 九年) 七月 三日 本多正信書狀
一九四四 (慶長 九年) 七月 三日 山口直友書狀
一九四五 (慶長 九年) 七月 四日 島津家久譜
一九四六 (慶長 九年) 七月 四日 伊勢貞昌書狀
一九四七 (慶長 九年) 七月 八日 伊勢貞昌書狀
一九四八 (慶長 九年) 七月 九日 近衛前久書狀
一九四九 (慶長 九年) 七月 十日 島津惟新書狀
一九五〇 (慶長 九年) 八月十四日 島津家久譜
一九五一 (慶長 九年) 八月十四日 福島正則書狀
一九五二 (慶長 九年) 八月十九日 島津龜伯書狀
一九五三 (慶長 九年) 八月廿七日 島津惟新書狀
一九五四 (慶長 九年) 八月廿七日 島津惟新書狀
一九五五 (慶長 九年) 閏八月十九日 島津忠恒・同竜伯連署擬書
一九五六 (慶長 九年) 九月 朔日 山口直友書狀
一九五七 (慶長 九年) 九月 三日 徳川秀忠御内書
一九五八 (慶長 九年) 九月 九日 徳川家康御内書
一九五九 (慶長 九年) 九月廿三日 某書狀
一九六〇 (慶長 九年) 九月廿四日 本多正純書狀
一九六一 (慶長 九年) 十月廿四日 山口直友書狀
一九六二 (慶長 九年) 十一月 五日 島津惟新書狀
一九六三 (慶長 九年) 十一月廿六日 伊勢如貴知書狀
一九六四 (慶長 九年) 十一月廿七日 島津忠恒・同惟新連署証狀
一九六五 (慶長 九年) 十一月廿七日 島津義弘書狀

- 一九六六 (慶長 九年) 十二月 朔日 山口直友書狀
 一九六七 (慶長 九年) 十二月 朔日 山口直友書狀
 一九六八 (慶長 九年) 十二月 朔日 山口直友書狀
 一九六九 (慶長 九年) 十二月 朔日 山口直友書狀
 一九七〇 (慶長 九年) 十二月 朔日 山口直友書狀
 一九七一 (慶長 九年) 十二月 朔日 橋某日記
 一九七二 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津義久譜
 一九七三 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津忠恒書狀
 一九七四 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津義久詠草
 一九七五 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津家久譜
 一九七六 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津忠恒書狀
 一九七七 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津忠恒書狀
 一九七八 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津忠恒書狀
 一九七九 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津忠恒書狀
 一九八〇 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津忠恒書狀
 一九八一 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津忠恒書狀
 一九八二 (慶長 九年) 十二月 朔日 本多正純書狀
 一九八三 (慶長 九年) 十二月 朔日 德川家康御内書
 一九八四 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津尚久一流系図
 一九八五 (慶長 九年) 十二月 朔日 山口直友書狀
 一九八六 (慶長 九年) 十二月 朔日 徳川秀忠御内書
 一九八七 (慶長 九年) 十二月 朔日 本多正信書狀
 一九八八 (慶長 九年) 十二月 朔日 島津忠直譜
 一九八九 (慶長 九年) 十二月 朔日 得能氏記録

鹿兒島県史料編さん関係者

顧問

聖心女子大学講師 大久保利謙

前早稲田大学教授

竹内幸三

学習院大学名誉教授

児玉幸多

前東京大学教授

小西四郎

東京大学教授

今枝眞眞

委員

北川鐵三

桃園恵眞

原口虎雄

四本健光

五味克夫

桑波田興

村野守次

山下千本

芳野即正

田島秀隆

所長

大人形矩道

山口昭美

福永秀三

小山三良

中間茂弘

長山恭子

紙屋伸一

晋哲哉

吉元正幸

尾口義男

若松三重子

牧迫義男

平松三子

今釜和江

黒山祐子

宮田博美

鹿兒島県史料

旧記雑録後編三

昭和57年12月1日印刷

非売品

昭和58年1月21日発行

編集 鹿兒島県維新史料編さん所

発行 鹿 兒 島 県

印刷所 凸版印刷株式会社
東京都台東区台東1丁目5番1号